



**日本政策投資銀行**  
Development Bank of Japan

金融力で  
未来をデザインします

**Design the Future  
with Financial Expertise**

金融フロンティアの弛まぬ開拓を通じて、  
お客様及び社会の課題を解決し、  
日本と世界の持続的発展を実現します。



# Contents

## 2 サステナビリティ経営のトップランナーとして

### 4 第1部 DBJグループについて

- 4 DBJグループの企業理念体系
- 6 今日までのあゆみ
- 8 将来の社会課題とDBJグループの役割
- 10 サステナビリティ経営～経済価値と社会価値の両立～

### 13 第2部 DBJグループの戦略

- 14 第4次中期経営計画～変化に挑み、未来を創る3年間～
- 18 事業戦略
  - 18 ●セクター戦略
  - 28 ●機能戦略
  - 38 ●エリア戦略
- 44 基盤戦略
  - 44 ●財務資本
  - 48 ●人的資本
  - 50 ●知的資本
  - 52 ●関係資本
  - 54 ●社会資本
- 56 2016年度のトピックス

## 57 第3部 コーポレート・ガバナンス

## 66 第4部 リスク管理

## 71 コーポレートデータ

### 77 データ編

- 78 株式会社日本政策投資銀行法
- 97 財務の状況

#### ホームページ

最新のニュース、金融サービス、投融资事例、各種レポート、IR情報、CSRへの取り組みの詳細

(注)本編に関する詳細情報はDBJのウェブサイトにも掲載しています

#### 「統合報告書(CSR・ディスクロージャー誌)2017」の発行について

日本政策投資銀行(DBJ)は2008年10月に「株式会社日本政策投資銀行法」に基づき設立されました。前身の日本開発銀行と北海道東北開発公庫も含め、DBJグループは常に変化するお客様と社会の課題に対し、自らの事業内容を変化させながら、特色ある金融ソリューションを提供してきました。

今年度より「第4次中期経営計画～変化に挑み、未来を創る3年間～」がスタートしました。新中期経営計画開始にあわせ、DBJグループの使命や目指す将来像、共有する価値観といった企業理念に加え、経済価値と社会価値の両立を目指すサステナビリティ経営について、「統合報告書」としてステークホルダーの皆様にご説明させていただきます。

今後とも皆様のご意見を頂戴しながら、本統合報告書の改善を重ね、よりよいステークホルダーコミュニケーションを目指して参ります。

#### 編集方針

本報告書は、DBJと主要な子会社11社をあわせたDBJグループを対象としています。DBJグループは事業を通じた社会的課題の解決や、ESG(環境、社会、ガバナンス)の取り組みを通じて、持続可能な社会の形成に貢献しています。

ステークホルダーの皆様に対しては、これらの内容を積極的に情報開示しています。編集においては、国際統合報告評議会(IIRC)が推奨する国際統合報告フレームワーク等を参照しています。



「統合報告書(CSR・ディスクロージャー誌)2017」の発行にあたり、DBJグループを代表して、ステークホルダーの皆様にご挨拶申し上げます。

### サステナビリティ経営 ～持続可能な社会の実現に向けて～

経済価値と社会価値の両立を役職員の一人ひとりが胸に刻み、将来世代にわたって持続可能な未来の社会を創る…DBJグループが、過去から変わらずに抱き、そしてこれからも変わらずに抱き続ける共通した想いです。

DBJグループが目指す「サステナビリティ経営」とは、持続可能な社会の実現に向け、ステークホルダーの皆様との対話を深めながら、経済価値と社会価値を創造するプロセスの不断の改善を図るものです。

### 企業理念 ～金融力で未来をデザインします～

2008年の株式会社化以降、一貫して「投融資一体」の金融サービスの拡充や、リスク管理態勢などの経営基盤の高度化を進めてきました。

一方で、近年の金融緩和下での融資の収益性低下、投資収益のボラティリティの高さ等の事業面の課題に加え、人材育成や働き方改革など経営基盤面の課題も大きくなっています。

この度、改めてDBJグループの過去の歩みを振り返るとともに、変化著しい将来の社会において果たすべき役割を展望することで、変わらない使命や価値観、目指す将来像(ビジョン2030)といった企業理念体系を再構成しました。

### 第4次中期経営計画 ～変化に挑み、未来を創る3年間～

今年度からスタートした第4次中期経営計画においては、従来の成果と課題を踏まえつつ、目指すビジョン2030に向けて、強みを有する分野の深掘りと新たな分野の開拓、そして事業を支える経営基盤の強化など、持続的な成長に向けた積極的な取り組みを展開して参ります。

引き続きステークホルダーの皆様のご意見を頂きながら、サステナビリティ経営のトップランナーとして、お客様と社会の課題解決に貢献して参ります。

2017年7月

株式会社日本政策投資銀行  
代表取締役社長

柳 正憲

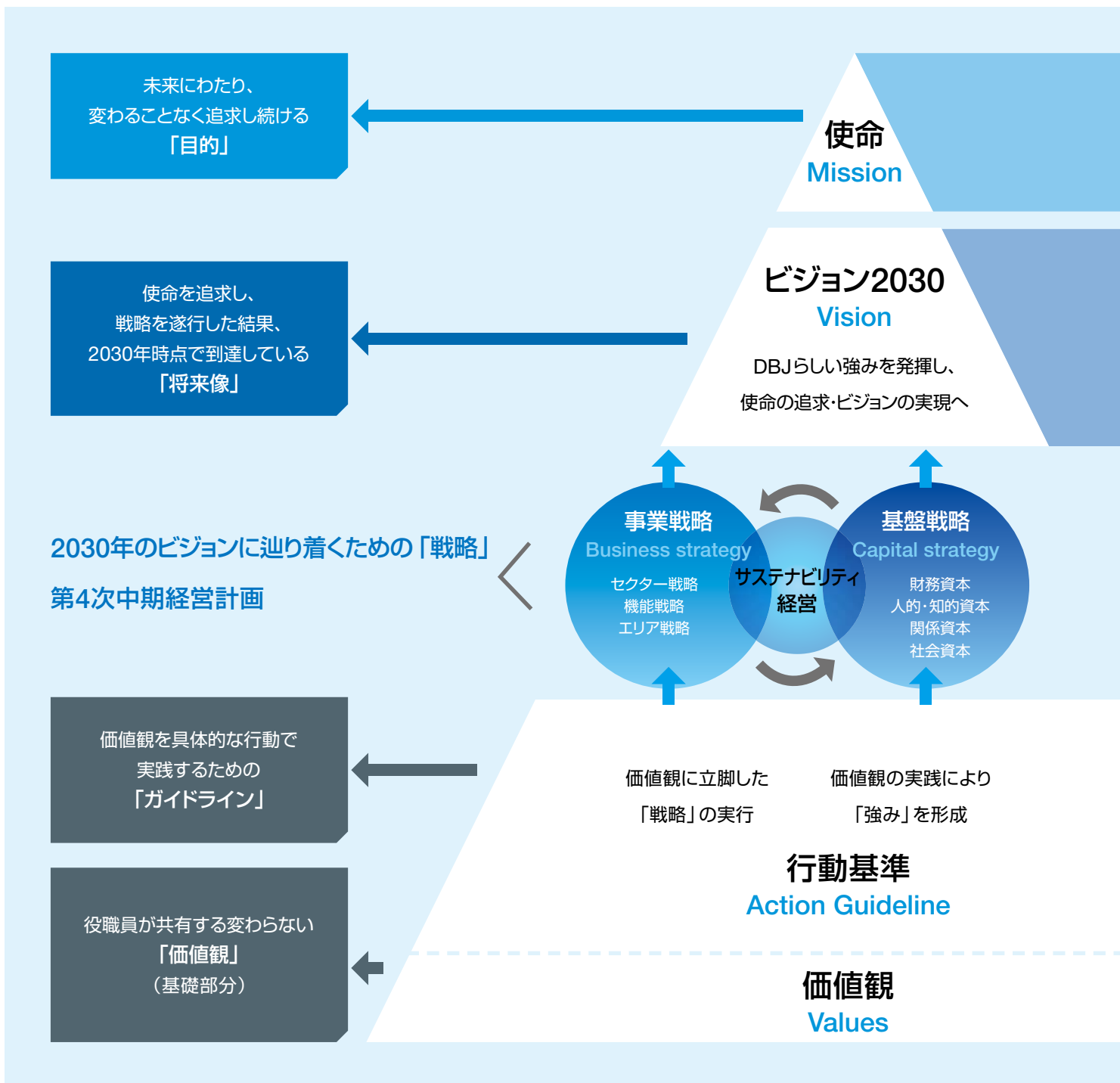
## DBJグループの企業理念体系

～金融力で未来をデザインします～

今般の第4次中期経営計画の策定にあわせて、DBJグループの企業理念体系を再整理しました。

DBJグループの今日までの歩みに加え、今後想定される様々な環境変化や社会課題を踏まえて、DBJグループが変わらずに追求し続ける「使命」と共有する「価値観」、そして2030年時点において目指す「ビジョン2030」を設定しています。

また、これらの企業理念の追求を通じて形作られるDBJグループの差別化要素となる「強み」として、引き続き4つのDNA(長期性・中立性・パブリックマインド・信頼性)を保持して参ります。



## コラム 新しい行動基準の策定

2016年度に、ミドルマネジメント層約200人を対象として、企業理念体系の意味の共有と、新たな行動基準を策定するプロジェクトを実施しました。行動基準の取り纏め過程においては、ミドルマネジメント層による部下との意見交換を通じて、のべ約1,000人(参考:連結従業員数1,546人)が議論に参加し、そのうえで、取締役メンバーによる議論を重ね策定しました。



### 「金融力で未来をデザインします」

金融フロンティアの弛まぬ開拓を通じて、  
お客様及び社会の課題を解決し、  
日本と世界の持続的発展を実現します。

産業・インフラ分野のプロフェッショナルとして、  
幅広いリスク対応能力を発揮して  
事業や市場の創造をリードすると共に、  
危機対応など社会的な要請に的確に応え、  
2030年の経済・社会において独自の役割を果たします。

## 企業理念の共有

今後は、企業理念の一層の共有・実践を通じて、社会的責任への意識を高めるのはもちろんのこと、DBJグループの一体感の向上や、コミュニケーションコストの抑制、志や使命感に基づく職員一人ひとりの成長意欲の高まり、といった効果を実現していきます。

### 戦略の遂行を支えるDBJらしい「強み」

4つのDNA: 長期性・中立性・パブリックマインド・信頼性

- ▶ 未来への責任
  - 経済価値と社会価値の両立を追求し、未来への責任を果たします。
- ▶ お客様視点
  - お客様の立場に立ち、誰よりも徹底的に考えます。
- ▶ 卓越したサービス
  - 常に業務を見直し、サービスの質と生産性を高めます。
- ▶ 個の挑戦と協働
  - フロンティアに挑戦し、成果にこだわり、やり切ります。
  - 多様性を尊重し、協働して、お互いを高め合います。

▶ 挑戦(Initiative) ▶ 誠実(Integrity)

# 今日までのあゆみ

～通底する使命と価値観～

DBJの前身である日本開発銀行と北海道東北開発公庫は、戦後の日本経済・社会の復興を目的として設立されました。その後、経済環境や社会課題は大きく変遷してきましたが、常に挑戦と誠実という価値観を胸に、自らも変化しながら時代に即したソリューションを提供し、社会の持続的発展に貢献してきました。



川崎製鉄(株)(現 JFEスチール(株)):  
千葉製鉄所建設(千葉県)  
戦後初の高炉建設による鉄工業の近代化

1951年～1955年

## 経済の再建と自立

1951年、日本開発銀行設立。  
経済・産業の発展の基盤となる電源の開発、  
石炭、鉄鋼、海運など重要産業の合理化・  
近代化・育成のための融資を開始。



新宿副都心:新宿三井ビルほか(東京都)  
浄水場跡地の再開発による新副都心形成

1972年～1984年

## 国民生活の質的向上と エネルギーの安定供給

産業開発に加えて公害対策、地域・都市開  
発などに注力。石油ショックを背景とした石  
油代替エネルギーの導入、省エネの推進に  
よるエネルギー安定供給の確保、大規模工  
業用地造成への投融資を実行。



中山共同発電(株):IPP発電事業(大阪府)  
規制緩和にともなう鉄鋼メーカーの電力事業進出  
を本邦初のプロジェクトファイナンスで支援

1996年～2000年

## 活力ある豊かな社会の創造と 経済社会の安定

引き続き社会資本の整備、環境対策などを  
重点分野としたほか、ベンチャービジネス支  
援にも注力。また、阪神・淡路大震災の復  
興融資や、金融システム安定化のための金  
融環境対応融資にも迅速な対応を行うなど、  
セーフティネットとしての機能を発揮。

経済復興期

高度成長期

安定成長期

バブル期

1951年 日本開発銀行法制定

1956年～1965年

## 高度成長への基盤整備

産業の基盤を支えるエネルギー・輸送力の  
充実・強化に加え、新たな経済発展の原動  
力となる分野の育成と近代化、地域格差  
の是正を目指す地域開発などへの融資を  
実行。

1956年、北海道開発公庫設立(翌年、北  
海道東北開発公庫に改組)。北海道・東北  
地方における産業振興を促進するための投  
融資を開始。



川崎汽船(株):タンカー「利根川丸」  
エネルギー・原材料輸入に不可欠なタンカーの整備

1966年～1971年

## 国際競争力の強化と 社会開発融資の展開

経済の開放体制への移行に向けて国際競  
争力の強化を目指し、産業の体制整備・自  
主技術開発の支援に力を入れる一方、高度  
成長の歪みを解消すべく、地方開発、大都  
市再開発、流通近代化、公害防止などに取  
り組む。



ソニー(株):トリニトロンカラーテレビ工場  
新技術企業化による国産技術の振興

1985年～1995年

## 生活・社会基盤整備と 産業構造転換の円滑化

対外経済摩擦の激化を背景に、内需拡大と  
産業構造転換が急務となり、社会資本整備、  
創造的技術開発、産業構造転換等の支援  
に重点を置く。

平成以降、生活大国を目指し、環境・工  
ネルギー対策、地域経済の活性化に注力。



山形ジェイアール直行特急保有(株):  
山形新幹線  
地域の基幹鉄道整備



## 「使命」

金融フロンティアの弛まぬ開拓を通じて、  
お客様及び社会の課題を解決し、  
日本と世界の持続的発展を実現します。

2008年～

### 「株式会社日本政策投資銀行」設立

2008年10月1日、特殊会社として株式会社化し、株式会社日本政策投資銀行設立。産業金融の中立的な担い手として、長期資金・リスクマネー供給という投融資一体の金融機能を通じて、お客様の課題解決に取り組む。



(株)Vリース  
国内重工各社がコア部品の生産を担う航空機エンジンのオペレーティングリース事業へ参入し、日本の航空機産業の更なる発展を支援



テクセリアルズ(株)  
機能性材料において世界有数の技術力を有する同社にリスクマネーの供給と人材などの経営資源の提供を通じて、事業拡大を支援



東武鉄道(株)  
「東京スカイツリー®」を含む再開発事業を通じた都市開発を支援

ポスト・バブル期

構造改革期

リーマン・ショック / 東日本大震災

2007年 株式会社日本政策投資銀行法制定

2015年 株式会社日本政策投資銀行法改正(→P73へ)

将来

2001年～2007年

### 「地域・環境・技術」 支援の金融ソリューション

1999年、日本開発銀行と北海道東北開発公庫の一切の権利・義務を承継し、日本政策投資銀行設立。

「地域再生支援」「環境対策・生活基盤」「技術・経済活力創造」の3分野を重点分野とした投融資活動を行い、日本の経済社会の持続的発展に貢献。



旧(株)新潟鐵工所  
DIPファイナンス、M&A、事業再生ファンドの考え方を活用した手法により、地場企業の持つ優れた技術や雇用の維持を図りながら事業再生を支援

### 海外業務の展開

日本への知見還元等を企図し、海外向け投融資体制の基盤整備を開始。



Senoko Power Ltd.(シンガポール)  
シンガポール最大の電力会社 Senoko Power に対し、劣後ファイナンスを実施

### リーマン・ショックによる 世界的な金融危機

2008年秋以降のリーマン・ショックによる世界的な金融危機の影響を受け、社債市場の機能低下にともなう企業の資金繰り悪化等に金融危機対応業務として迅速に対応。さらに、CP市場の機能低下に対応すべく、2009年1月より金融危機対応業務としてCPの購入を開始。

### 東日本大震災による震災危機

2011年3月11日に発生した「東日本大震災」にかかる震災危機対応業務として、電力会社向けを中心に他の金融機関等と連携しながら適切に対応。そのほか、被災地域の金融機関と共同して設立した「東日本大震災復興ファンド」を通じて、劣後ローンや優先株等のリスクマネー供給にも取り組む。

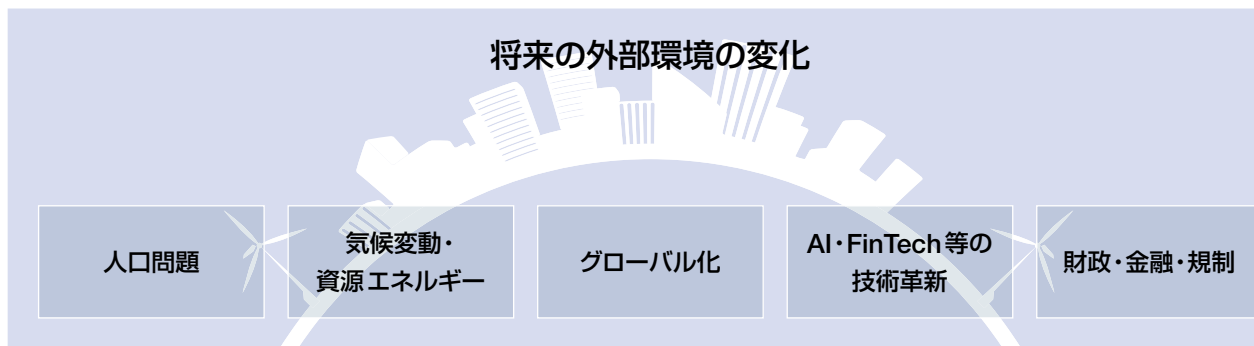
### 成長資金の供給機能の強化

2015年5月20日に施行された「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」において、本邦企業の競争力強化や地域活性化に必要な成長資金の供給を時限的・集中的に実施すべく、国から一部出資を受け、新たな投資の仕組みである「特定投資業務」を創設。

# 将来の社会課題とDBJグループの役割

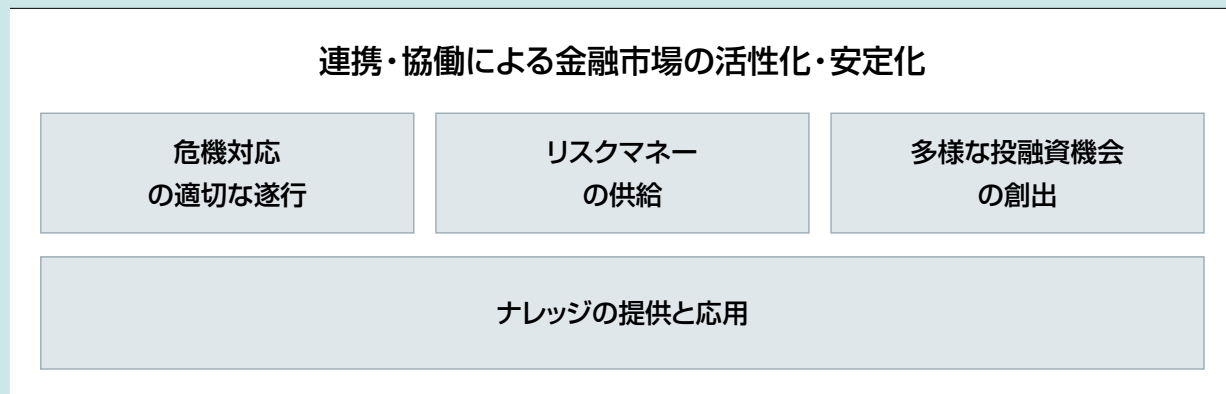
～目指す将来像(ビジョン2030)～

グローバル化や技術革新の進行などにより、産業・金融の変化が大きく加速するなか、過去の歩みと同様に、お客様と社会が直面する様々な課題に対し、DBJグループらしい創造的なソリューションを提供します。



産業・金融・社会の変化が加速し、新たなリスクと機会が生じるなかで、DBJグループらしい創造的なソリューションを提供

## DBJグループの役割



## 「ビジョン2030」

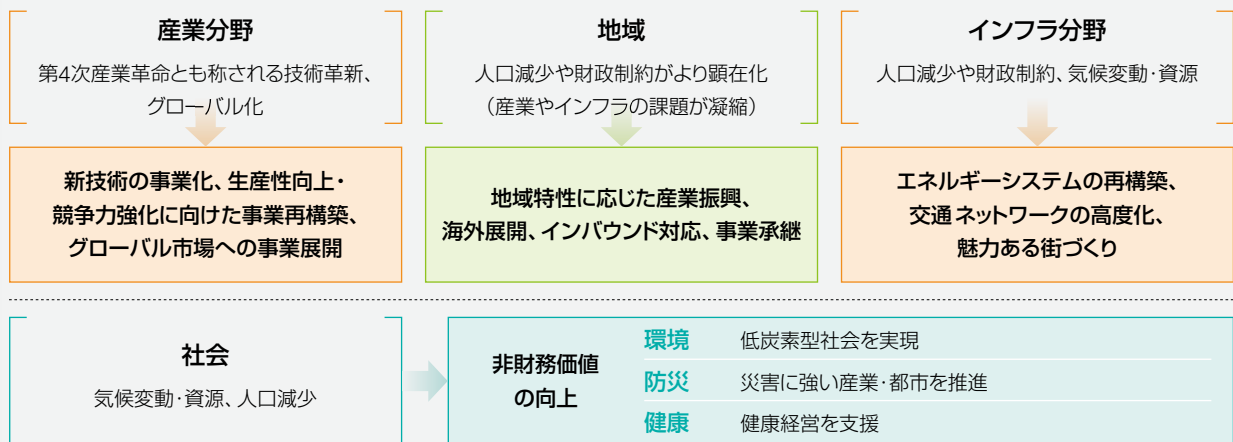
産業・インフラ分野のプロフェッショナルとして、幅広いリスク対応能力を発揮して事業や市場の創造をリードすると共に、危機対応など社会的な要請に的確に応え、2030年の経済・社会において独自の役割を果たします。

### 将来の外部環境の変化

DBJグループの目指す将来像である「ビジョン2030」を策定するにあたり、「人口問題」、「気候変動・資源エネルギー」、「グローバル化」、「AI・FinTech等の技術革新」、「財政・金融・規制」をDBJグループのステークホルダーに重要な影響を与える外部環境の変化として認識しています。

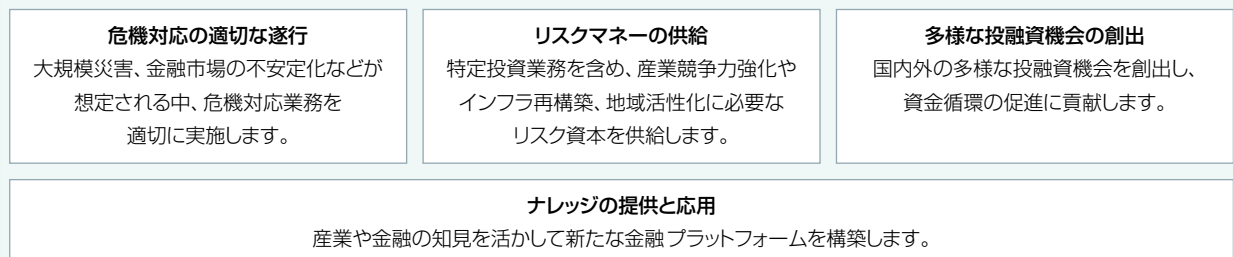
### 持続可能な経済社会の実現

長期的な外部環境の変化を踏まえて、産業、インフラ、地域のお客様が直面する課題に対し、プロフェッショナルとして創造的なソリューションを提供することで、サステナブルな社会づくりに貢献します。



### 連携・協働による金融市場の活性化・安定化

DBJグループは、様々なリスクに対し適切に対応する能力を磨き、金融機関や投資家の皆様との連携・協働を通じて、自らが身を置く金融市場の活性化や安定化に貢献します。

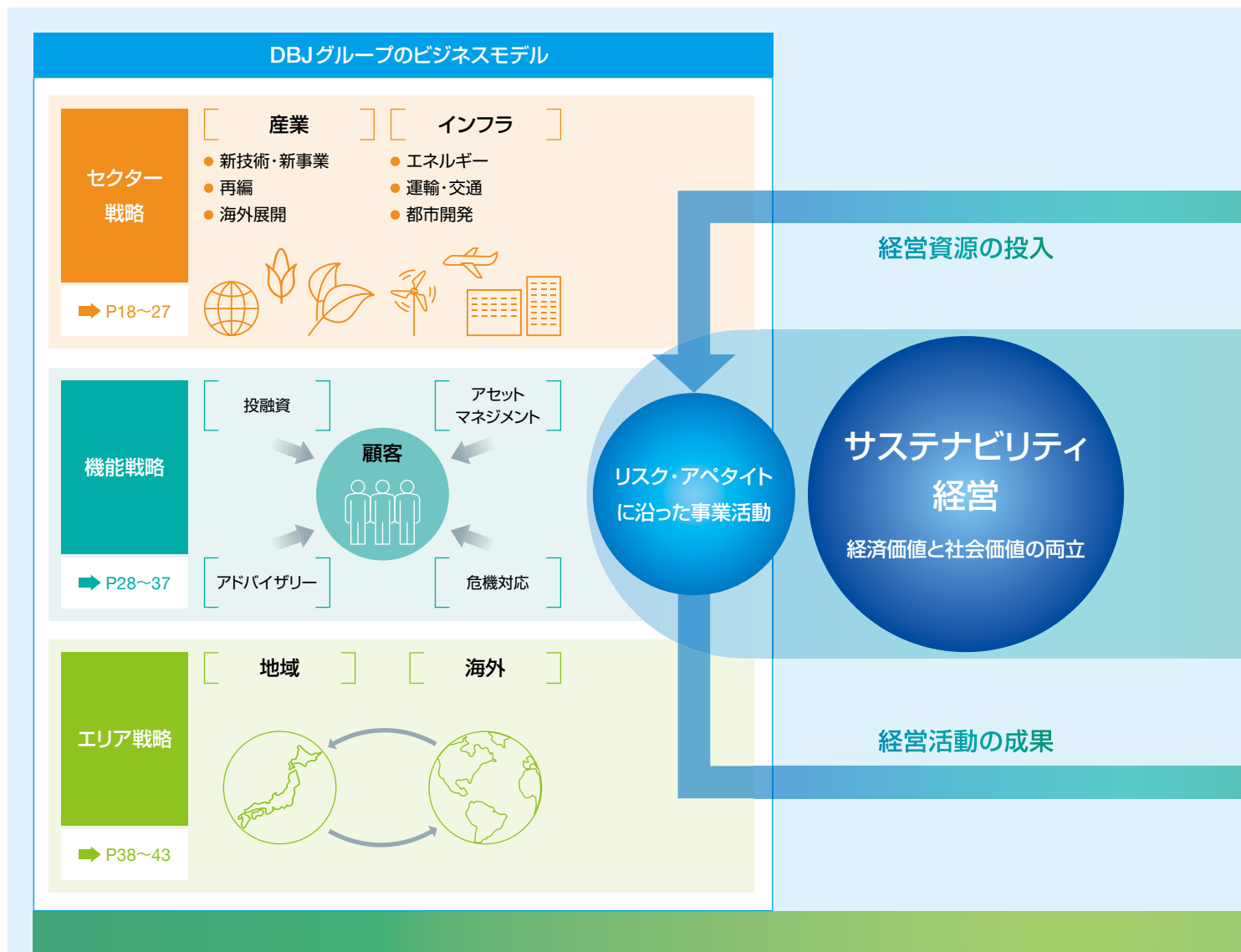


## サステナビリティ経営

～経済価値と社会価値の両立～

DBJグループは、企業理念に則り、お客様及び社会の課題を解決し、日本と世界の持続的発展を実現するべく、サステナビリティ経営を進めて参ります。

DBJグループが目指すサステナビリティ経営とは、投融資一体などの特色を活かしたビジネスモデルに基づく事業活動を通じて、投入する有形・無形の経営資源の価値を高め、経済価値と社会価値の両立を実現するとともに、ステークホルダーとの対話を通じて、価値創造プロセスの継続的な改善に努めることで、持続可能な社会の実現に貢献していく取り組みです。

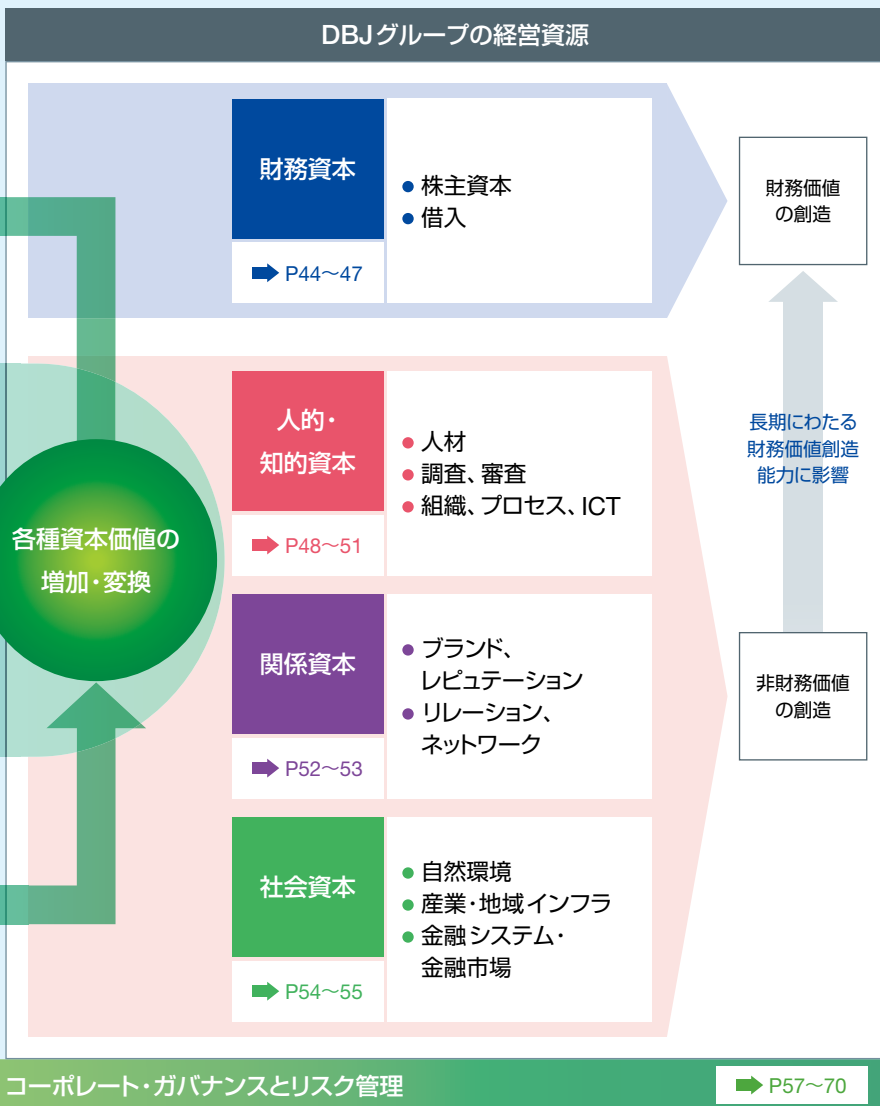


### DBJグループのビジネスモデル

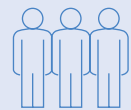
➡ P18～43

産業・インフラ分野のお客様に対し、リスク・アペタイトに沿った投融資一体の金融サービスとコンサルティング・アドバイザーサービスなどを提供するほか、投資家のお客様に対してシンジケーションや資産運用サービスを提供し、地域や海外も含めて事業活動を進めていきます。

また、DBJ法の法定業務として、大規模災害や金融市場の不安定化などが生じた場合、機動的に適切な危機対応業務を実施して参ります。



ステークホルダー・コミュニケーション



**ステークホルダー**  
お客様・地域・従業員・  
金融市場・投資家・  
株主 等

**DBJグループの経営資源**

➡ P44~55

DBJグループの特色あるビジネスモデルの遂行のためには、それを支える特色ある経営資源の形成が不可欠です。DBJグループでは、健全な財務資本を確保することは当然として、長期的な財務価値創造能力に影響する人的・知的資本、関係資本、社会資本などの非財務資本をそれぞれ定義し、財務・非財務の資本の価値を統合的に高めます。

ステークホルダー・コミュニケーション

ステークホルダーの皆様との対話を通じて、経済価値と社会価値の創造プロセスを一層強化します。

## サステナビリティ経営

### ～経済価値と社会価値の両立～

DBJグループは、様々な社会課題に対して適切な金融ソリューションを提供し、持続可能な社会の発展に貢献してきました。その取り組みを一層強化し、特色あるビジネスモデルに基づく事業活動を通じて経済価値と社会価値の両立を実現するとともに、ステークホルダーの皆様との対話を促進し、価値創造プロセスの継続的な改善に努めるため、「サステナビリティ基本方針」を2017年に定めました。

今年度は、Sustainable Development Goals(SDGs)やGRI Standards、IIRCの国際統合報告フレームワークなどの国際的ガイドラインも参照しながら、DBJグループが取り組むべき国内外の社会課題を抽出・検討し、ステークホルダーとの対話も踏まえ、サステナビリティ委員会にてマテリアリティ(重要課題)の議論を深め、取り組みに繋げて参ります。

### ■ サステナビリティ基本方針(一部)

#### ■ 持続可能な社会への貢献

1. 環境・社会・ガバナンス(ESG)を巡る国内外の法令や規範に加え、政府の政策動向も踏まえつつ、事業分野における重要な社会課題を把握し、投融資や資産運用を始めとする事業活動に、持続可能な社会の実現に向けた視点を組み込むことで、適切なソリューションを提供し、誠実かつ公正な事業活動に取り組みます。
2. 社会課題に関する継続的な調査・研究及び情報発信等を通じ、持続可能な社会に向けてナレッジ面でもリーダーシップを発揮します。
3. 自らの事業活動が社会に与える影響を把握し、取り組みの改善に努めます。
4. 人権に関する法令や規範を遵守し、あらゆる事業活動においてすべての人々の人権に配慮します。
5. ステークホルダーとの対話を重視して、価値創造プロセスの継続的な改善に努めます。

#### ■ ステークホルダーの皆様に対する取り組み

##### お客様の持続的成長

国内外の産業・インフラ分野などのお客様に対する特色ある投融資等のソリューション提供を通じて、お客様の有形・無形の価値を高め、持続的成長に貢献します。

##### 地域の自立的発展

地域社会とのパートナーシップを重視し、自治体や他の金融機関等とも連携した事業活動を通じて、地域の自立的発展に貢献します。

##### 従業員との協調

1. 従業員一人ひとりの能力開発やモチベーション向上に取り組み、成長を促進するとともに、心身の健康保持・増進に努めます。
2. 性別、年齢、国籍、障がいの有無等に関わらず多様な人材が能力や専門性を最大限に発揮できる風土をつくとともに、その基盤として働きやすさに配慮した良好な職場環境作りを推進します。

##### 金融市場の活性化・安定化

1. 他の金融機関等と連携・協働して、特定投資業務を含むリスクマネーの供給に取り組み、フロンティアの開拓を通じて金融市場の活性化に貢献します。
2. 資産運用事業において、投資家の最善の利益を追求しつつ良質な投資機会・運用サービスを提供することを通じ、その多様な運用ニーズに適切に応え、資金循環を活性化します。
3. 危機対応業務の遂行を通じてセーフティネット機能を発揮し、金融市場の安定化に貢献します。

##### 投資家との対話

有形・無形の企業価値の持続的向上に努めるとともに、開示の透明性を高め、投資家との建設的な対話を促進します。

こうした取り組みを一層進めていくにあたり、2017年4月1日より経営企画部に「サステナビリティ経営室」を新設しています。



- | 14 第4次中期経営計画
- | 18 事業戦略
  - 18 セクター戦略
  - 28 機能戦略
  - 38 エリア戦略
- | 44 基盤戦略
  - 44 財務資本
  - 48 人的資本
  - 50 知的資本
  - 52 関係資本
  - 54 社会資本
- | 56 2016年度のトピックス

## 第4次中期経営計画

～変化に挑み、未来を創る3年間～

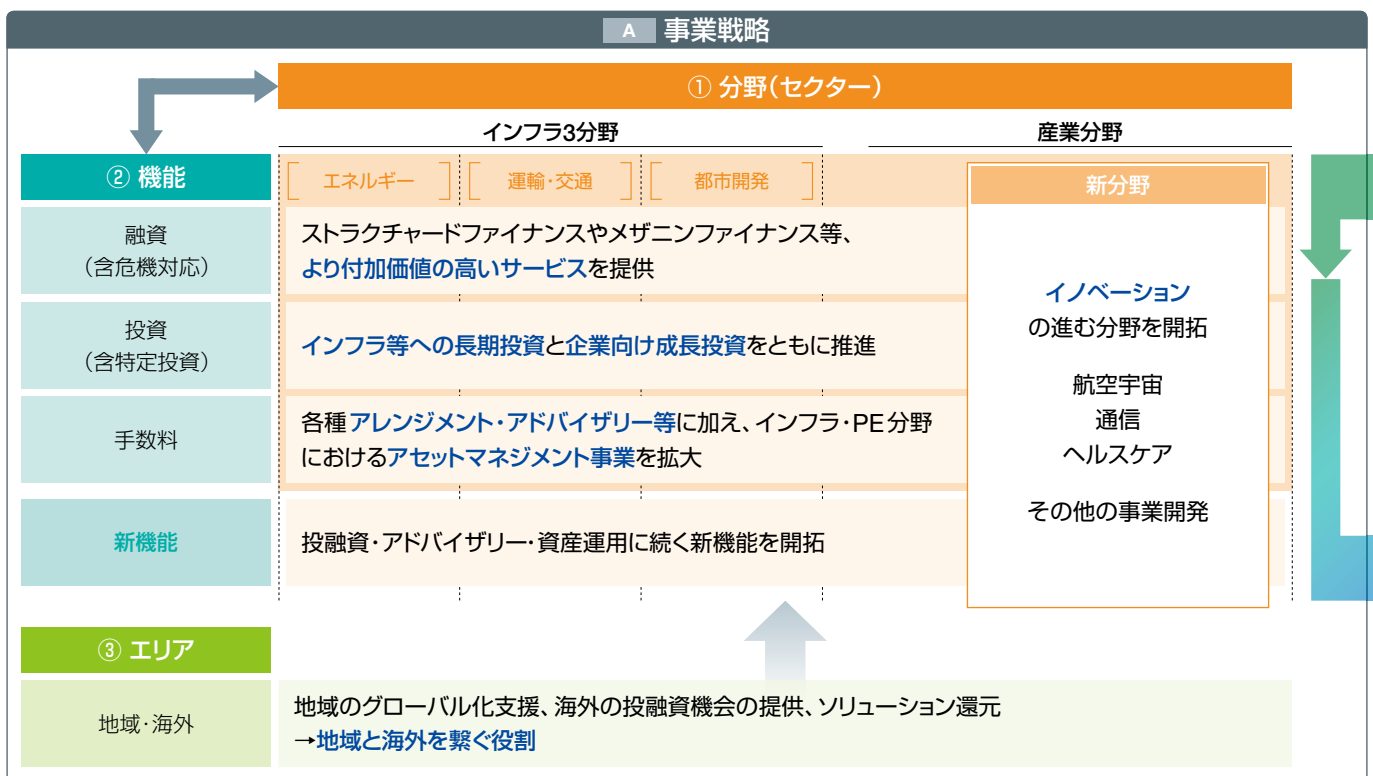
2008年の株式会社化以降の3回にわたる中期経営計画の遂行を通じ、DBJグループは一貫して「投融資一体」の金融サービスの拡充とリスク管理態勢の高度化を進めてきました。

金融市場の不安定化や天災などの危機に対する機動的な対応に加え、第2次中期経営計画から本格展開した投資業務

及び海外業務、第3次中期経営計画で強化を図った資産運用業務についても着実な進展が見られます。

一方で、近年の金融緩和下でのシニアローンの収益性低下、投資収益のボラティリティの高さ等の事業面の課題に加え、必要な人材の獲得・育成、働き方の見直しを含む業務改革など経営基盤面の課題も顕在化しています。

### 第4次中期経営計画 ～変化に挑み、未来を創る3年間～



### 第3次中期経営計画までの実績

#### DBJ設立からの歩み



#### 第3次中期経営計画までの総括

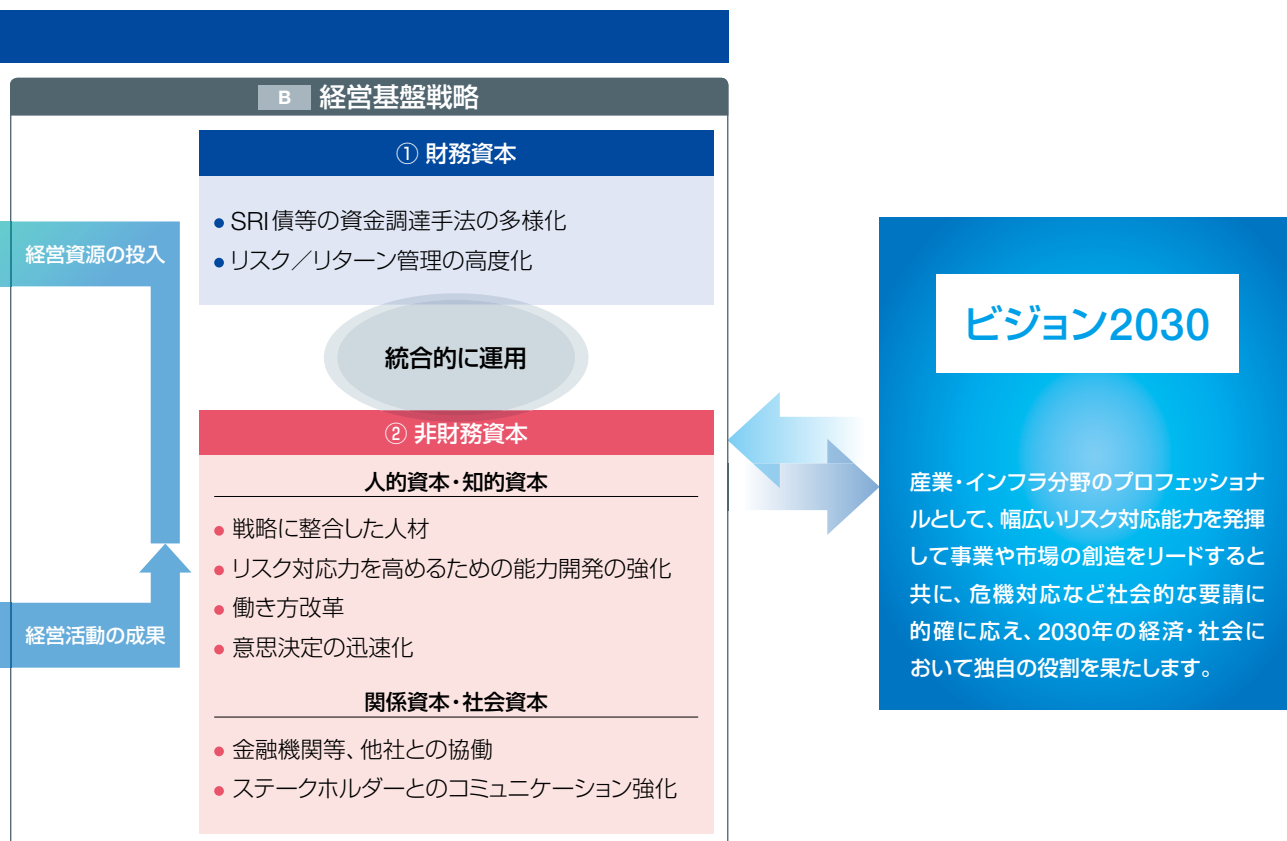
- 1. 危機対応業務の遂行**  
金融危機、東日本大震災等において、迅速に対応
- 2. 投融資一体、リスクマネー供給**  
メザニンファイナンスや投資の進展
- 3. 多様な投融資機会の創出**  
金融機関との適切なリスクシェア、運用機会の提供

上記の取り組みが奏功し、計画を上回る成果を得ると同時に、社会的課題へのソリューション提供の実績を踏まえ、2015年のDBJ法改正において特定投資業務が制度化されました(P30を参照)。



外部環境の不確実性が高まるなか、第4次中期経営計画においては、挑戦と誠実というDBJグループの価値観に立ち返り、強みを有する分野の深掘りと新たな分野の開拓、事業を支える経営基盤の強化など、持続的な成長に向けた積極的な取り組みを展開して参ります。

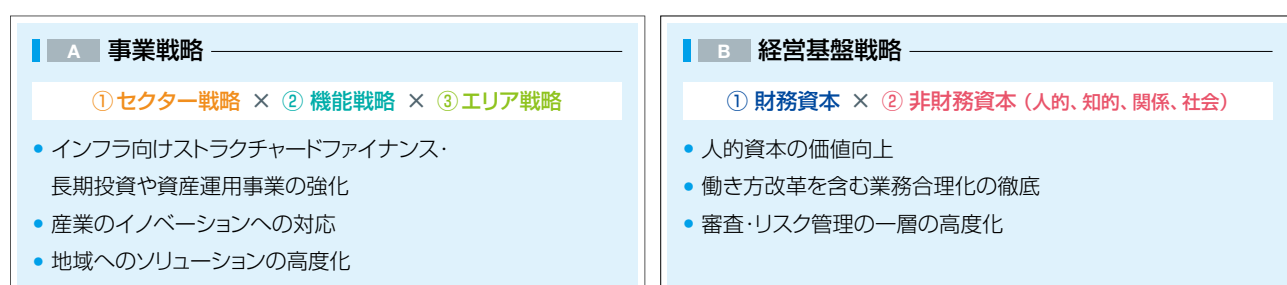
なお副題の「変化に挑み、未来を創る3年間」には、外部環境への能動的対応と自社の変革に挑む姿勢、そして未来の社会と未来のDBJグループの基盤を形づくる3年間、という意図を込めています。



### 第4次中期経営計画期間の課題と対応

金融緩和/低金利	融資の収益性低下、運用難、金利環境の変動リスク	→ 安定的な投資ポートフォリオ構築、資産運用等強化
地域における課題の高まり	地域経済の疲弊、地域における金融の役割見直し	→ 地域金融機関との協働も含めた投資やナレッジ貢献
グローバル化/イノベーション	保護主義の台頭、産業・金融・社会の変化が加速	→ 変化への能動的対応、リスク/リターン管理の高度化

### 第4次中期経営計画の概要

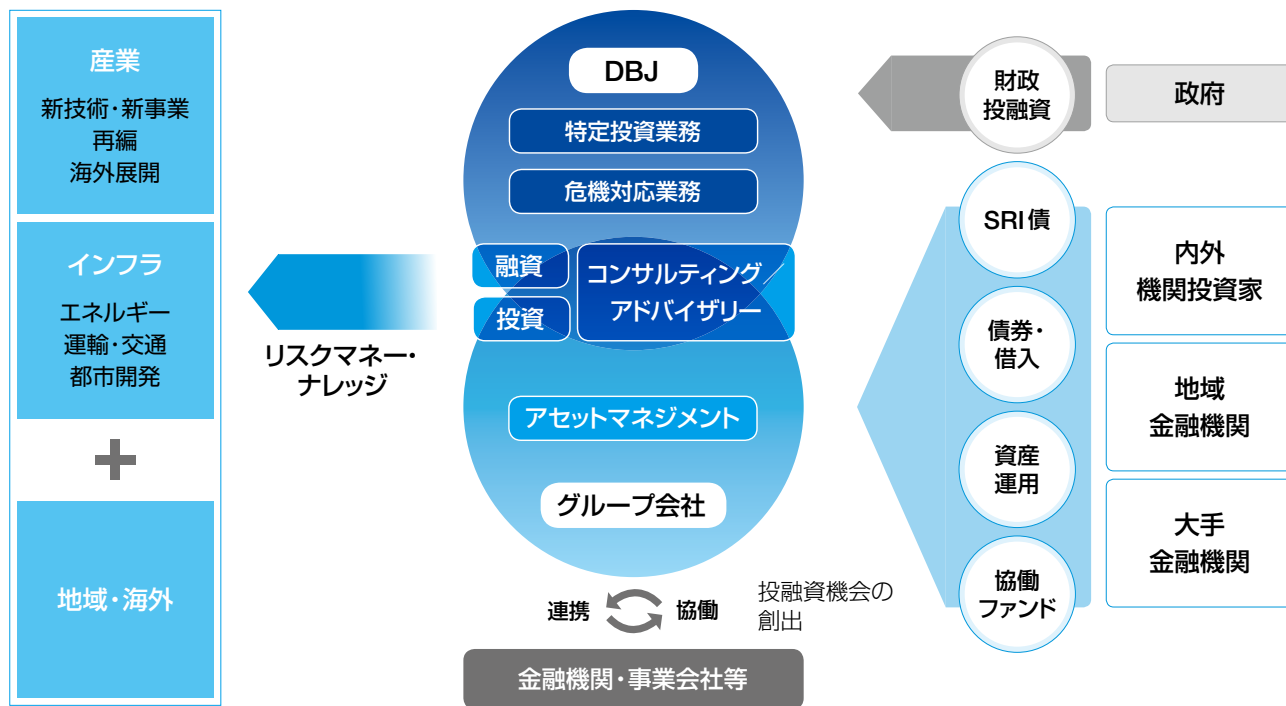


## 第4次中期経営計画

～変化に挑み、未来を創る3年間～

### 連携・協働による金融市場の活性化・安定化

第4次中期経営計画においても、他の金融機関や事業会社の皆様との連携・協働を重視し、適切なパートナーシップを組むことで、特色あるソリューションを提供します。



#### ■ 資金の調達と運用

内外の機関投資家や金融機関の皆様からの資金の調達や運用受託といった様々な形で資金を受け入れ、内外の産業・インフラ分野のお客様に対してリスクマネーを供給します。

#### ■ ナレッジの提供

産業・インフラ分野における経験に裏付けられた調査や審査、リスク分析やストラクチャリングなど、ナレッジ面での貢献をあわせて付加価値を創造します。

#### ■ 危機対応業務及び特定投資業務

DBJ法に定められた業務であり、DBJグループを特徴付ける業務として、引き続き適切な運営を行います。

### 第4次中期経営計画の財務目標

第4次中期経営計画期間中は、特定投資業務をはじめとするリスクマネー供給を強化し、長期安定的な収益基盤の確保に努め、またインフラ案件等を中心に海外案件にもこれまで以上に取り組み、業務粗利益は第3次中期経営計画目標値から300億円増の1,900億円、当期純利益は100億円増の800億円を目指します(P45を参照)。

今後とも特定投資業務や危機対応業務、その他リスクマネー供給といった業務を遂行するための強固な自己資本の維持と収益性の両立を図って参ります。

## 第4次中期経営計画の策定・共有プロセス

今般の中期経営計画策定・共有にかかる社内の取り組みについて、ご紹介します。

### 1 策定プロセス

- 取締役常務執行役員(5名)による中計ミーティング(2016年8月～2017年3月の期間中で計22回実施)をベースに、代表取締役を交えた議論を実施しました。
- 部や支店単位でもオフサイトミーティングを実施し、多くの役職員が策定過程に参画しました。
- また、アドバイザリー・ボード(P59を参照)においても第4次中期経営計画について外部有識者に議論頂き、ご意見を反映しています。

部単位での  
オフサイト合宿



### 2 共有プロセス

社内決定以降、グループ各所・各層にて第4次中期経営計画と企業理念体系の共有活動を実施しました。

本店説明会	全10回	約800人参加
支店説明会	全10支店	約120人参加
主要グループ会社説明会	全11社	約180人参加



本店における説明会風景



グループ会社における説明会風景

役職員が一体となって業務の遂行にあたる素地を作るべく、こうしたプロセスによるコミュニケーションを通して、理念や戦略の共有に取り組んでいます。

セクター戦略

エネルギー分野



2017年3月末

電気・ガス・熱供給・水道業向け融資残高

3.2兆円

写真提供:ソーラーフロンティア(株)

ビジョン

日本のエネルギー市場の変革を金融面でリードするとともに、日本のエネルギー企業のグローバル化及び世界レベルでの低炭素集約型社会の実現に貢献します。

主な事業分野

下記業種における事業者・プロジェクトへのファイナンス、アドバイザーサービスの提供

電力

ガス

石油

実績とこれまでの取り組み

DBJは、日本開発銀行・北海道東北開発公庫の時代より、日本のエネルギーインフラ構築に貢献してきました。近年においては、国内エネルギー産業の構造改革を背景に、電力・ガス・石油産業等の事業再編・海外展開への支援のほか、老朽化火力発電所のリプレイスや自由化電源の需要増等とともに火力発電所の新增設、再生可能エネルギー普及に向けた発電所の新增設やキャピタルリサイクルへの支援に注力し、時代のニーズに対して最適な金融ソリューションを提供してきました。2017年3月末時点の電気・ガス・熱供給・水道業向け融資残高は、3兆2,521億円となり、業種別融資残高比率では24.9%となりました。

## 中長期的な外部環境と社会課題

日本のエネルギー産業は現在大きな岐路に直面しています。人口等マクロ経済構造の変化、省エネルギー化の進展といった環境のもと、CO<sub>2</sub>排出量削減に向けた取り組みと電力・ガス市場の自由化を同時に進めていく必要があります。

このような状況下、エネルギー産業を金融面から支援するための課題として、再生可能エネルギー等の新しい技術の普及支援や増大するリスクに対応するための資本性資金の供給に加え、プロジェクトファイナンスによるリスクを明確化した取り組みを強化し、幅広い事業者の市場参加を可能にする取り組みが求められています。

## 戦略

お客様との強いリレーションを維持し、そのうえで業界再編のためのアドバイザリー業務、リスクマネーである資本性資金の提供に注力します。加えて、リスク分担を明確化したプロジェクトファイナンスによる取り組みを強化し、国内電力市場の自由化にともなう投資需要に対し、幅広い金融機関と協調し円滑な資金供給に取り組みます。

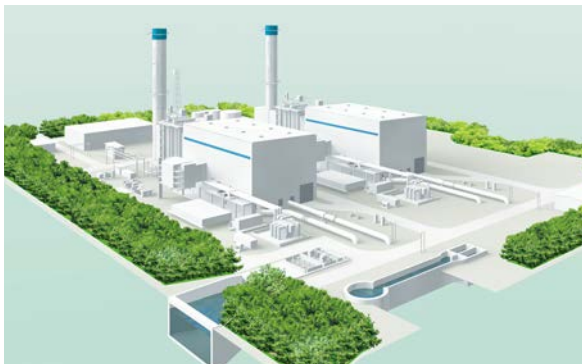
また、幅広い金融機関が国内エネルギーインフラ市場に参加できるよう、キャピタルリサイクル可能なマーケットの育成に取り組みため、DBJグループはエネルギー分野におけるアセットマネジメント業務を強化します。

海外においては、自由化市場育成で先行するマーケットに取り組みすることで、国内市場発展に向けたノウハウの還元と日本企業の海外展開を積極的に支援するとともに、世界レベルでの低炭素化に貢献して参ります。

## 取り組み事例

### 事例 1 福島ガス発電(株)

同社の天然ガス火力発電所の新設にあたって、DBJはリードアレンジャー(主幹事)として、総額1,400億円のプロジェクトファイナンスを組成しました。DBJは低廉で環境負荷の低い電力の安定供給と、発電所周辺地域の経済や産業の発展への貢献を目指します。



完成イメージ

### 事例 2 日本風力開発ジョイントファンド(株)

DBJは日本風力開発(株)と共同で同社を設立し、風力発電施設の取得・運営を行っています。プロジェクトファイナンスによる同社の資金調達にあたっては、格付投資情報センター(R&I)からトリプルBの格付を取得し、外部格付を取得した国内初の風力発電プロジェクトとなりました。



日本風力開発(株)の設備

セクター戦略

運輸・交通分野



ビジョン

日本の運輸・交通セクターの成長及び交通ネットワークの高度化を金融面からリードするとともに、世界のトランスポーター・ファイナンス市場と日本の金融市場を橋渡しします。

主な事業分野

下記業種における事業者・プロジェクトへのファイナンスの提供

陸運

海運

空運

実績とこれまでの取り組み

DBJは、日本開発銀行・北海道東北開発公庫の時代より、海運業での船隊整備、羽田をはじめとした各地の空港整備や航空業での機材調達、鉄道業での輸送力増強など、日本の運輸・交通セクターの発展に向けた投融資に注力してきました。また、近時は本邦新興航空会社の再生ファイナンス、空港コンセッション対応、機材価値に着目した航空機ファイナンス等、時代の要請に応じた最適な金融ソリューションも提供しています。2017年3月末時点の交通インフラ向け(運輸業向け)融資残高は2兆3,121億円となり、業種別融資残高比率では17.7%となりました。

## 中長期的な外部環境と社会課題

今後も、全世界では人口増大にともなうヒト・モノの移動の増加とこれを支える運輸・交通セクターの成長が続く一方、日本では貿易立国としての物資の安定輸送の維持に加え、人口減少・高齢化、訪日外国人の増加などへの対応が必要であり、運輸・交通セクターの持続的な成長やネットワークの高度化に向けた様々な課題解決が求められます。DBJグループはこうしたお客様を巡る課題をともに解決すべく、様々なニーズにあわせた金融ソリューションを提供するとともに、世界のトランスポートファイナンス市場と日本の金融市場の橋渡しとしての役割を果たして参ります。

## 戦略

運輸・交通セクターにおけるお客様とのリレーションを維持しつつ、外部環境や社会課題の変化にあわせた柔軟な対応にも磨きをかけていきます。具体的には、陸・海・空それぞれについて、良質なプロジェクト・アセットに依拠した最適なファイナンスの更なる強化や日本企業の国際的な競争力強化のためのリスクマネー供給などの取り組みを推進していきます。また、地方銀行をはじめとした日本の金融機関・投資家に対し、世界のトランスポートファイナンス市場でのより多くのファイナンス機会を提供すべく、従来から強化してきたシンジケートローンのほか、投資や証券機能も活用した様々な投融資プロダクトの提供にも注力して参ります。

### 取り組み事例

#### 事例 1 関西国際空港及び大阪国際空港 一体運営にかかるファイナンス

関西エアポート(株)が、国内初かつ最大の空港コンセッション事業である関西国際空港及び大阪国際空港の一体運営を開始するにあたり、DBJはリードアレンジャーとして総額約1,900億円の国内最大規模のプロジェクトファイナンスを組成しました。



写真提供: 関西エアポート(株)

#### 事例 2 川崎汽船(株)が運航する超大型 コンテナ船取得にかかるファイナンス

同社は、外航分野全般を手がける世界有数の海運事業者です。DBJは、最新鋭の省エネ機能を備えた超大型コンテナ船の取得にかかるファイナンスの組成に貢献しました。本船は、同社のコンテナ船事業における基幹船隊としてアジア/欧州航路に投入され、高品質なサービスを提供しています。



本件コンテナ船

セクター戦略

都市開発分野



2017年3月末

不動産業向け融資残高

1.7兆円

ビジョン

都市機能の適切な維持・更新・拡充に貢献して都市とともに成長し、また、市場の安定化装置として不動産金融市場とともに成長します。

主な事業分野

デベロッパーなどが行う都市開発事業への投融資、不動産保有を目的とする特別目的会社、リートに対する投融資、(一財)日本不動産研究所とのDBJ Green Building 認証 (P55を参照)の運営

都市開発  
事業

不動産  
ファイナンス

Green  
Building  
認証

実績とこれまでの取り組み

DBJは、1960年代から不動産事業への長期ファイナンスに取り組み、また、日本の不動産証券化市場には、その黎明期から参画し、蓄積したノウハウとネットワークを活用しながら、市場の活性化に取り組んできました。2011年度には、「DBJ Green Building 認証」制度の運用を開始し、環境や社会に配慮した取り組みを金融面からサポートしてきました。2017年3月末時点の不動産業向け融資残高は1兆7,490億円となり、業種別融資残高比率では13.4%となりました。



## 中長期的な外部環境と社会課題

日本の競争力を強化するために、都市の国際競争力を引き上げることが重要な課題となっています。そうしたなかで戦後整備されてきた都市基盤が更新期を迎えており、その更新を円滑に進めることはもちろん、単なる更新に止まらず、環境や社会に配慮したまちづくりを進める必要があります。

一方で、まちづくりを進める上で必要不可欠な不動産金融市場は、国際的な影響を受けて不安定化しやすくなっています。リーマン・ショック時においては、証券化市場を中心に非常に大きな影響が生じ、不動産金融市場は大混乱しましたが、このような状況においても資金供給を安定化し、不動産金融市場を成長させ、都市の成長を促進していくことが必要です。

## 戦略

デベロッパーへの融資や、個々の開発プロジェクトへの投融資などのリスクマネーの供給を通じて都市開発を推進します。また、安定稼働物件の保有主体としてその存在感が増しているリートへの資金供給を通じて、リートの資金調達を安定化し、その成長を支えます。

一方で、運用先を探している国内外の機関投資家や地域金融機関などに対し、良質な資産運用機会を提供するとともに、適切なリスクシェアによる協調融資を実施することで、不動産金融市場への安定的な資金の流れを作って参ります。

また、DBJ Green Building 認証を(一財)日本不動産研究所とともに運営し、環境・社会への配慮がなされた不動産に対する評価向上に努めます。

## 取り組み事例

### 事例 1 京橋エドグラン

日本土地建物(株)は特定業務代行者(代表企業)として、地権者とともに京橋二丁目にて市街地再開発事業を推進し、2016年11月に「京橋エドグラン」をオープンさせました。当施設は、京橋エリア最大級の高層オフィスと歴史的建造物である「明治屋京橋ビル」から構成され、エリアの新たなランドマークとして注目を集めています。DBJは開発段階から融資を行い、その実現に貢献しました。

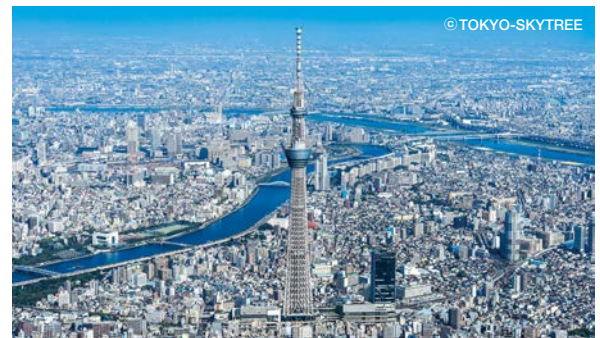


京橋エドグラン外観

### 事例 2 東京スカイツリー®

東武鉄道(株)は東京スカイツリーを含む業平橋・押上地区再開発事業などの大規模プロジェクトを行っています。プロジェクト主体の会社にとっては、地域の発展にも寄与する創業以来の一大事業です。

多額の開業資金調達と同社の財務基盤強化の両立のため、DBJはハイブリッドファイナンスという融資と出資の中間の特徴を持つ金融手法を提案し、プロジェクトの実現を支援しました。



東京スカイツリー®

セクター戦略

産業分野



ビジョン

今後技術革新・新事業・再編など様々な変化が予想される産業分野では、お客様・社会の課題に真摯に向き合いこれを解決するとともに、こうした取り組みのなかにDBJグループ自身の成長機会を見出し、新たな事業・市場を生み出すインキュベーターとなることで、日本の産業競争力強化にとって欠かせない存在となります。

主な事業分野

下記業種における事業者・プロジェクトへのファイナンス、アドバイザリーサービスの提供

製造業

通信・放送・  
メディア

小売・食品

ヘルスケア

ホテル・旅館・  
観光など

実績とこれまでの取り組み

DBJは、設備投資向け長期資金提供で培った産業調査力・企業分析力をベースとしながら、1990年代にいち早く新規事業向けファイナンスに取り組み、事業再生や産業再編が課題となった2000年代前半以降はDIPファイナンスやプライベートエクイティ投資、M&Aアドバイザリー業務等を本格化させました。2008年の株式会社化以降も、こうした知見・経験を活かし、産業調査力をさらに高めながら、海外進出やノンコア事業切り出し、新事業創出、財務再構築のための投融資やアドバイザリー業務等を通じて、お客様のその時々々の課題の解決や競争力強化に貢献してきました。

## 中長期的な外部環境と社会課題

人口問題やグローバル化、AIをはじめとする技術革新など外部環境の変化を受け、お客様は、新技術の事業化等のイノベーションの推進、生産性向上や競争力強化のための事業再編、成長機会を獲得するための海外展開などの課題に直面しています。一方、金融環境面では、資金余剰の状況が続き、FinTech等の技術革新も踏まえると今後資金の出し手がますます多様化することが予想されます。資金へのアクセスが一層容易となることも予想されるなか、今後金融面でお客様の課題解決に貢献するためには、独自の付加価値提供が必要となります。

## 航空宇宙

本邦航空産業は欧米との国際共同開発を通じて得た一定の地位をさらに高めるため、次世代技術の要素開発やサプライチェーン強化による量産効率化、中小中堅企業や地方を中心とした裾野の質的・量的拡大、整備事業や完成機事業という将来を見据えた戦略的な取り組みが必要となっています。また、本邦宇宙産業は官需主導の開発型から量産型への転換の動きが開始しています。

DBJは航空機産業への投融資を国の施策と緊密に連携しながら30年以上継続・拡大させてきました。そうしたなかで、DBJグループの総力を結集し、航空宇宙分野を一層支える体制を整えるべく、2017年4月1日より「航空宇宙室」を新設しました。今後も特定投資業務の活用などリスクマネーの供給を含め、本邦航空宇宙産業の発展に貢献して参ります。

## 戦略

各種業界で深い専門性を身につけ、各種ファイナンス機能やナレッジ、独自のネットワークを総動員し、事業ポートフォリオの最適化、新規事業開発、海外展開、財務戦略、資本政策などの領域を中心にお客様の課題解決を実現します。2017年より航空宇宙、通信、ヘルスケアの分野では、確固たる事業基盤確立に向け、専門チームを立ち上げました。各業界に深く関与する一方、経済社会のメガトレンドや構造変化にも目を向けながら、従来の枠組みにとらわれない業種横断的な事業開発(水素社会への対応等)など、イノベーションへの各種対応を強化します。

## 取り組み事例

### 民間航空 エンジン業界の競争力強化支援

DBJは、三菱重工業(株)が営む民間航空エンジン事業を会社分割により承継して発足した三菱重工航空エンジン(株)に対し、リスクマネー供給を行っています。本件は、(株)IHIとの生産連携及び取引企業のクラスター化により競争力の強化及び国際マーケットでの存在感を高めていくことを企図しています。



工場風景

## セクター戦略

産業分野

## 通信

日々増大を続けるデータ通信量、莫大な通信トラフィックを支える通信ネットワークはその役割がこれまで以上に増しています。DBJグループは1980年代の通信自由化以降、世界でも有数の高速・大容量を誇る国内ネットワークの構築を金融面でサポートしてきました。今後、あらゆるモノが通信で繋がっていく社会の到来とともに、通信ネットワークは社会の基盤インフラとして、より強靱に、より高度に発展を遂げる必要があります。

これからも、国内外における先駆的な取り組みに積極的に参画しつつ、リスクマネーの供給を通じた次世代の通信インフラ構築に貢献して参ります。

## 取り組み事例

欧州最大規模の通信インフラ企業への  
ファイナンス

Cellnex Telecom, S.A.はスペインを拠点に欧州5カ国で通信用タワー(鉄塔)等を通信事業者向けに賃貸しており、保有するタワー数は欧州最大規模です。

DBJは同社の更なる規模拡大に向けた買収への資金提供を行うことで、グローバルに通信インフラ整備に貢献するとともに、様々な通信インフラ整備の手法についての知見を蓄積して日本への還元を目指しています。



通信用タワー

## ヘルスケア

DBJグループのヘルスケア分野では、従来から力を入れている医療・介護分野に加え、ライフサイエンス領域での新たな取り組みを開始しています。具体的には、イノベーションを一定程度ベンチャー企業等外部にも委ね、必要なものを取り込み、自社の販売力のなかで新たな製品を世界に広めていくという米国のヘルスケア分野におけるスタイルを日本流に構築していくことが喫緊の課題と考え、米国のベンチャーキャピタルとのネットワーキングなどに取り組んでいます。投融資に加え、こうしたネットワークを活かし、日本の医療機器・製薬企業等の事業開発力強化に貢献して参ります。

## 取り組み事例

## シリコンバレーの先端医療機器ファンドへの出資

2014年9月、DBJはシリコンバレーのファンドであるエマージェントメディカルパートナーズIIへの出資を実施しました。先行するレポートなどで米国医療機器開発の「強みの源泉」として同地のエコシステムに注目、そのエコシステムと日本の産業の橋渡しをすべく、現地で長年にわたり事業化実績を上げてきたThomas Fogarty氏らの設立した同ファンドに出資を行い、そのネットワークも含めた日本への還元に取り組んでいます。



シリコンバレー遠景

## イノベーションへの対応

近年、ITや新素材・新エネルギー、生命科学、ロボティクスなど、既存の産業・社会構造を大きく変える可能性を秘めた技術やイノベーションが勃興しつつあります。こうした新技術等を社会実装して事業化に繋げるためには、業界・企業規模・エリア等の垣根を越えた協業や官民連携を通じて新しい価

値観の共有・ルール形成を図っていく視点が重要となります。DBJグループは、中立性を活かして多様なプレイヤーの連携を促しつつ、長期目線からプロジェクト形成に取り組み、事業創造活動を通じてお客様や社会の課題解決に貢献して参ります。

### 取り組み事例

#### 事例1 水素社会の実現に向けた取り組み

水素・燃料電池は、エネルギーセキュリティや環境問題の解決に資する次世代のエネルギーとして期待されています。DBJは、供給サイドのコスト競争力向上に向けた海外由来の水素サプライチェーン構築検討のほか、FCV向け水素ステーションの本格整備など需要サイドのスケールメリット創出に繋がるプロジェクト形成に取り組んで参ります。



写真提供: TOYOTA Global Newsroom

#### 事例2 DBJキャピタル(株)

事業分野や規模にとらわれることなく、新たな技術やビジネスモデルを駆使し、グローバルな競争力を持って成長するベンチャー企業に対し、成長資金としてのエクイティ投資を行い、DBJグループの様々なネットワークを活用したファイナンス面のサポートやソリューションを提供しています。また、企業・研究所・大学に存在する優れた知財・技術の事業化、知財・技術のカープアウト等について、バリューアップチームによる強力なハンズオンにより、ベンチャー企業の立ち上げもサポートしています。

DBJキャピタル(株)のウェブサイト:  
<https://www.dbj-cap.jp/>



こうした取り組みを一層進めていくにあたり、2017年4月1日より、業種横断的な新事業開発や産業のイノベーション推進を目的に、業務企画部に「イノベーション推進室」を新設しています。

## 機能戦略

## 投融資一体 (リスクマネーの供給)



## ビジョン

様々なリスクを適切に評価して対応する能力を鍛え上げ、融資からメザニン・投資まで、お客様のニーズにあわせた最適なファイナンスを提供します。

## 概要

適切な事業性分析、リスク評価、スキーム構築を通じて投融資業務を実施します。特に案件ごとの特徴や関係者の意向を踏まえ、融資、メザニン、投資、いずれも柔軟に対応する「投融資一体」モデルを特徴としています。

## 実績とこれまでの取り組み

DBJは、日本開発銀行・北海道東北開発公庫の時代より、設備資金向け長期融資に取り組み、業界に対する深い理解、企業分析力に裏打ちされた適切なリスクテイクを行ってきました。さらに、こうした企業・事業を診る力に加えて、先進的な金融スキームも積極的に取り入れ、プロジェクトファイナンスや事業再生ファイナンスでは、日本において先駆的な役割を果たしてきました。また、リスク評価能力を活かし、融資からメザニン・投資へと取り組み領域を広げ、企業の成長支援やインフラ構築のためのリスクマネー供給でも、日本において主導的な役割を果たしてきました。

## 中長期的な外部環境と社会課題

資金余剰の状況が続き、また資本市場も一定程度整備された環境下では、資金それ自体の価値は低下しています。一方、産業の創造・転換と成長、地域の自立・活性化、インフラ再構築・強化といった分野では、必要な資金、特にリスクマネーの担い手が不足しているとの見方もあります。例えば地域活性化の観点からは、単なる資金提供ではなく、課題解決のための提言と組み合わせることで、活性化に向けたプロジェクトが動き出すといった事例も見られ、付加価値をとまなう投融資の活用余地は依然として大きいと考えています。

## 戦略

これまで、融資からメザニン・投資まで、お客様のニーズにあわせた最適なファイナンスを柔軟に提供する、独自の投融資一体モデルを構築してきました。今後もこのモデルを一層深化させて参ります。融資においては、ストラクチャードファイナンスやメザニンファイナンス等、より付加価値の高いサービスに注力します。投資では、インフラ等への長期投資と企業向け成長投資をともに推進します。インフラ等への長期投資では、対象となるアセットの価値を評価する能力、価値を高める能力、リスクをコントロールする能力を高め、インフラ再構築・強化といった日本の課題解決に貢献します。企業向け成長投資では、産業・企業分析力や独自の立ち位置に立脚した案件組成力を強化するとともに、投資後のバリューアップにも注力することで、お客様の競争力強化、産業の創造・転換に貢献して参ります。

## 取り組み事例

### 事例 1 ヤンマーホールディングス(株)と共同でインド企業へ投資

同社は、クリーンディーゼルエンジンで世界中の顧客から高く評価されている業界のパイオニアです。トラクターの世界最大市場であるインドでの販売拡大を目指して、トラクター製造大手 International Tractors Limited の株式を追加取得するにあたり、DBJは特定投資業務を活用し、共同投資を実施しました。

International Tractors Limitedが製造・販売するトラクター



### 事例 2 DBJ投資アドバイザー(株)(DBJ-IA)

DBJの投資先となる企業の皆様が、M&A戦略、資本戦略、海外戦略等による成長戦略を実現するために、資金面のみならず、DBJグループの国内外ネットワークの活用や人材の確保・提供などを通じ、サポートしています。

【投融資事例】デクセリアルズ(株)  
<http://www.dbj.jp/case/dexerials.html>



機能性材料製品群

機能戦略

投融資一体（リスクマネーの供給）

DBJ独自のリスクマネー供給の取り組み

特定投資業務

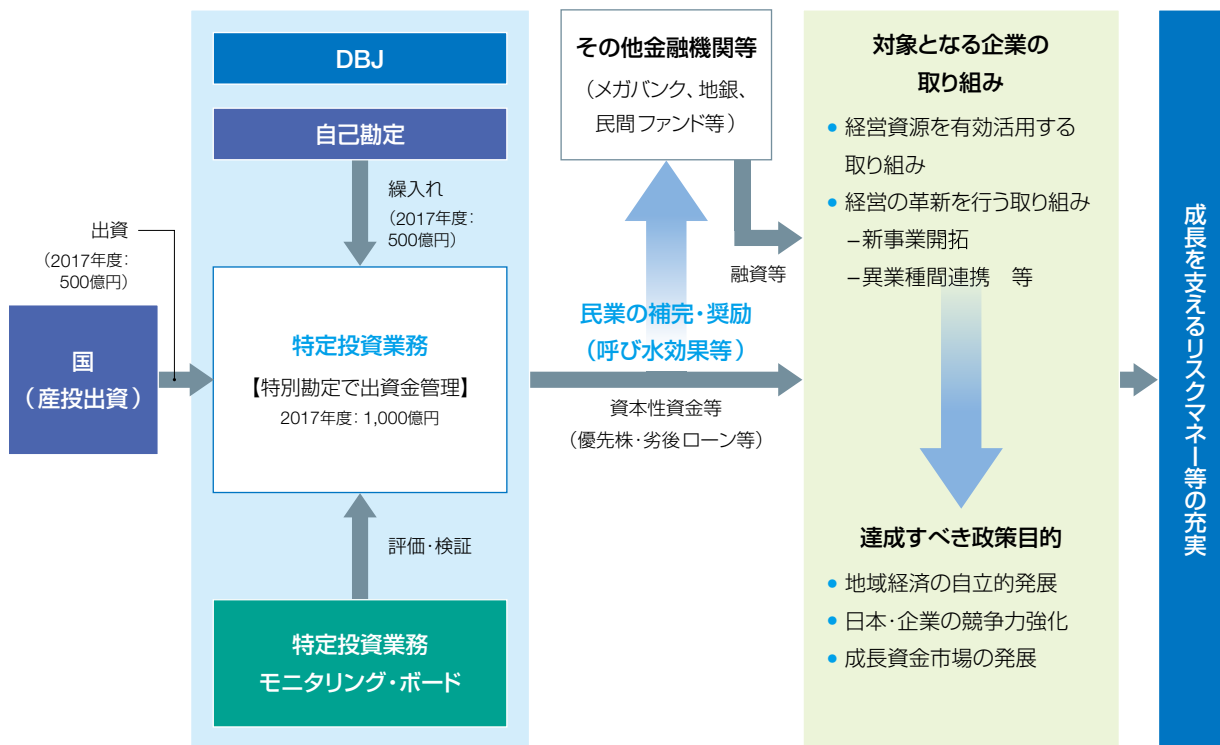
特定投資業務とは、民間による成長資金の供給の促進を図るため、国からの一部出資（産投出資）を活用し、企業の競争力強化や地域活性化の観点から、成長資金の供給を時限的・集中的に実施<sup>\*</sup>することを企図して設けられたものです。2015年6月の特定投資業務の第1号案件である静岡ガス（株）の海外IPP事業に対するリスクマネー供給を皮切りに、2017年3月末時点で累計33件、約1,670億円の出融資を決定しています。

なお、特定投資業務に関し、法令に基づき、政策目的に

沿って行われていること、民業の補完・奨励及び適正な競争関係が確保されていること等について客観的な評価・監視等を実施するための体制整備として、金融資本市場や産業界などの社外有識者で構成される「特定投資業務モニタリング・ボード」（P60を参照）を取締役会の諮問機関として設置しています。

<sup>\*</sup> 政府の「成長資金の供給促進に関する検討会」等において、当面はDBJ等を活用して民間資金の呼び水とし、新たな資金供給の担い手・市場・投資家を育成、民間主導の資金循環創出に繋げることが期待されています。

特定投資業務のスキーム



民間による成長資金の供給の促進を図るため時限的に講じられているものであることを踏まえ、民業の補完または奨励の徹底、民間を中心とした資本市場の活性化の促進、地域

経済の活性化や本邦企業の競争力の強化のために、民間金融機関等との適切な連携・協働に留意した業務運営を行い、投融資決定を行っています。



## 2016年度の特定投資業務の実績

出融資先(共同事業者)	案件概要
AeroEdge(株) (菊地歯車(株))	菊地歯車(株)がその高い技術力を活用し、新たに海外の大手航空機用エンジンメーカーに部品を供給するため設立した新会社に優先株式を出資。
JFE ホールディングス(株)	JFEホールディングス(株)が実行する国内製造基盤投資、及び海外成長投資の着実な実行による収益基盤強化への取り組みについて、複数の金融機関と共同で劣後特約付融資を組成。
DMG 森精機(株)	生産効率化や高付加価値製品の開発推進等を目的とした欧州企業の株式取得に対し、劣後債取得で貢献。
マーキュリア日本産業成長支援 投資事業有限責任組合	地域中堅企業等の海外展開等を通じた新事業開拓に向けた取り組みを支援するファンドに対し、民間金融機関等と共同投資。
ソフトバンクグループ(株)	英・ARMホールディングスを通じた通信事業の競争力強化に向けた取り組みに対し、劣後債の取得で貢献。
DSTI HOLDINGS, INC. (大和鋼管工業(株))	米・エンジニアリング会社の発行済株式の一部を、SPCを通じて大和鋼管工業(株)と共同取得。
(株)シェルター	山形市の木構造部材の加工・販売、建築事業者が実施する、木構造技術にかかる性能高度化に向けた研究開発投資に対し、優先株出資により貢献。
(株)花火創造企業	大仙市花火産業構想の中核企業として設立された(株)花火創造企業に対し、普通株出資を行い、花火玉の製造、花火イベントの企画・運営や海外展開等を通じた、地方創生の取り組みに貢献。
(株)第一 ホテル	本件成長資金の供給により、露天風呂を十勝地域の自然を活かした「森の清流・滝壺の湯」として全面的にリニューアルするなど、同地域の魅力向上に資する取り組みに貢献。
ヤンマーホールディングス(株)	インドのトラクター製造大手の株式を追加取得し、トラクターの世界最大市場である同国での販売拡大を目指す取り組みに対し、共同投資。
横浜冷凍(株)	新設予定の物流センター建設及び、海外事業拡張に向けた成長投資に対し、メインバンクの横浜銀行とともにアレンジした劣後特約付融資で貢献。
(株)IHI	民間航空機用エンジンの国際共同開発事業関連投資に対するリスクマネーを供給。
(株)UACJ	成長戦略に不可欠なタイ、米国における設備資金等の調達に向け、メインバンク等と共同で劣後特約付融資を組成。
全国民間賃貸 サービス合同会社	幅広い層が入居可能な、低廉な価格帯の賃貸住宅を大規模かつ広域に提供するにあたり、リスクマネーを供給。

機能戦略

# 危機対応

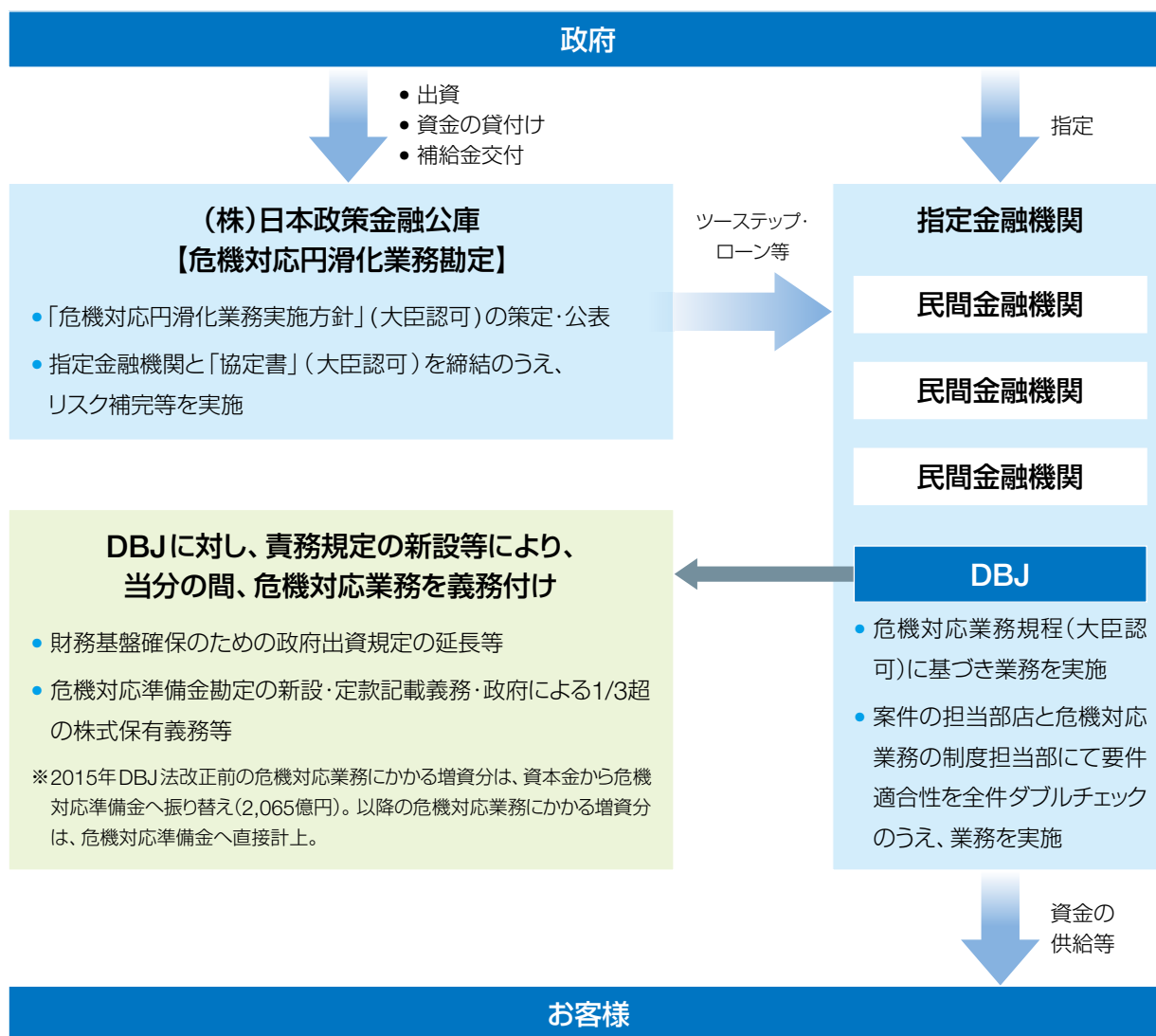
## ビジョン

危機対応業務を通じ、経済社会・市場が内包する不安定性に対するスタビライザーとしての機能を果たします。

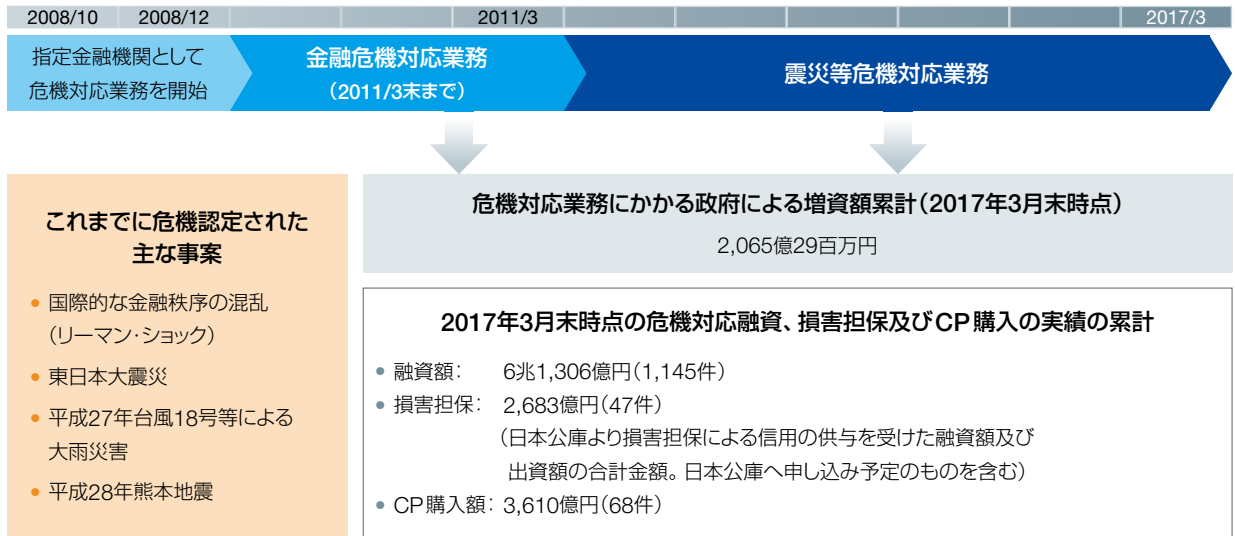
## 概要

危機対応業務とは、株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号。その後の改正を含む。)に基づき、内外の金融秩序の混乱、大規模災害等の危機発生時において、(株)日本政策金融公庫(日本公庫)からツーステップ・ローンなどのリスク補完等を受け、政府が指定する金融機関(指定金融機関)が、危機の被害に対処するために必要な資金を供給する業務です。

### 危機対応業務スキーム



## 実績と戦略



### 取り組み事例

#### 事例1 平成23年(2011年)東日本大震災について

東日本大震災に対処すべくとりまとめられた2011年度補正予算において、(株)日本政策金融公庫に対し危機対応業務の中堅・大企業向けとして2.5兆円が措置され、DBJは直接・間接の被害を受けた皆様の取り組みを積極的に支援してきました。

また、被災地域の金融機関と共同して、東日本大震災復興ファンドをそれぞれ組成し、これまで47件の投融資に取り組んできました。

2014年12月には、震災復興のステージが、生産設備の回復等といった〈復旧段階〉から、生産を再開した企業の販路開拓や、複数企業の協働による産業競争力強化、インフラ整備・機能強化等の〈復興・成長段階〉へと移行しつつあることに対応して、(株)地域経済活性化支援機構(REVIC)と連携した復興・成長支援ファンドを新たに設立しました。新ファンドは、被災地域の復興・成長に資する事業を行う企業に対して、劣後ローンや優先株等を提供することで、全国のモデルとなる先進的な取り組みを促進し、地域の成長と活性化を支援しています。

#### 事例2 平成28年(2016年)熊本地震について

DBJは、平成28年(2016年)熊本地震に対処するため、復興支援に有益な知見・金融ノウハウの提供を目的とした「熊本地震復興支援室」を九州支店内に設置しました。

同年7月に被災地域の金融機関である肥後銀行及び鹿児島銀行と共同で「くまもと復興応援ファンド」を組成しました。本ファンドは、被災した皆様に対して、シニアローン(期限一括返済型、無担保・無保証)や劣後ローン等を活用したリスクマネーを提供しています。

あわせて、部店横断的な体制で、復旧・復興に関する有益な情報等の提供や、関係する自治体、国の機関・経済団体、地域金融機関等と連携した調査・企画業務を実施しています。



被災した熊本城(二の丸駐車場より)

## 機能戦略

## アセットマネジメント



## ビジョン

DBJアセットマネジメント(株)(DBJAM)は、DBJグループの企業理念や総合的な金融力を背景としながら、お客様である投資家の最善の利益を追求して良質な投資機会・運用サービスを提供することを通じ、その多様な運用ニーズに適切に応え、もって資金循環を活性化し我が国金融市場の発展に寄与することを目的とします。

## 概要

DBJAMは、不動産、プライベート・エクイティ、インフラストラクチャー分野への投資(「オルタナティブ投資」)を専門に取り扱う投資運用事業者です。

不動産

プライベート・  
エクイティ

インフラ

## 実績とこれまでの取り組み

DBJAMは、2006年11月、日本の不動産金融市場の活性化を目的に設立されました。以降、不動産ファンドの運用・アセットマネジメントを中心に取り組み、2016年にはDBJプライベートリート投資法人(私募リート)の運用を開始しています。

また、不動産分野以外にも、2013年以降、プライベート・エクイティ・ファンド、インフラストラクチャー・ファンド、海外不動産ファンド等への投資にかかる投資一任業務・投資助言・代理業務を開始、オルタナティブ投資専門の投資運用事業者として日々お客様の多様なニーズにお応えしています。2017年3月末時点の預かり資産残高は8,185億円となっています。

## 中長期的な外部環境と社会課題

日本は1,700兆円を超える家計金融資産や200兆円の年金資産などを擁する資産大国です。一方、人口の減少や高齢化の進展に直面する日本経済にとって、そのような国民の富(金融資産)を安定的に増大させていくことは極めて重要であると指摘されています。

また、国民の安定的な資産形成を実現していくうえで、日本に活力ある資本市場を形成していくことが最も重要な政策課題の一つとされ、活力ある金融市場を形成していくためには、年金基金・金融機関等の機関投資家のさらなる運用の高度化を実現していくことが必要とされています。

DBJAMは、このような政策課題の達成に貢献し、日本の金融市場の発展を実現すべく、業務を推進していきます。

## 戦略

DBJAMは、機関投資家であるお客様の先にいる最終受益者の利益も意識しながらお客様の最善の利益を追求し、お客様の投資収益の中長期的な拡大を図り、その運用の高度化の実現をともに目指します。

この目的を達成するため、お客様との密接な対話を通じてその資産状況、運用方針、ニーズ等を的確に捉えるとともに、提案内容に対する十分な理解を得たうえで、お客様にとって最適な投資機会・運用サービスを提供します。

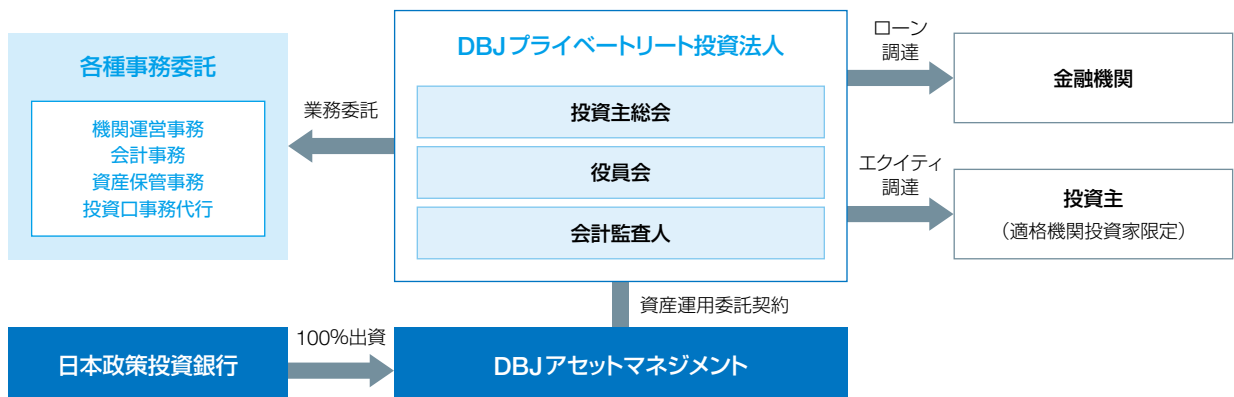
そして、このような業務運営に徹することを通じ、資金循環を活性化し日本の金融市場の発展のほか、国民の安定的な資産形成を実現する資金の流れへの転換に寄与します。

## 取り組み事例

### DBJプライベートリート投資法人

DBJAMは、地域金融機関や年金基金等のお客様に対し、中立的な立場・長期的な視点に立った良質な運用機会を提供することを通じて、お客様の運用の多様化の後押し、ひいては不動産金融市場の更なる活性化に貢献することを目的として、2016年8月より私募リーートの運用を開始しています。

また、本私募リートは、DBJ Green Building 認証制度その他の環境認証取得物件への投資を基本とすることで、サステナブル不動産の普及・促進にも貢献しています。



## 機能戦略

## アドバイザリー



## ビジョン

日本企業の成長戦略実現や国際競争力強化に向けたM&Aを国内外の豊富な経験と実績に基づきサポートします。

## 概要

業界再編、海外展開、事業領域の拡大、事業承継、ファンド投資とExitなど様々な局面で、未来に向けた企業のM&Aを、戦略策定から対象候補先の選定、交渉、企業価値評価やストラクチャー策定、M&A後の統合支援まで専門的なアドバイスを行います。

## 実績とこれまでの取り組み

DBJは2000年度にアドバイザリー業務を開始して以来、国内外の案件を多数サポートしてきました。また、2015年度には、社会的価値の創出に優れたM&A案件を表彰する制度「社会的価値・資本創出型M&Aアワード」を創設、さらに2016年4月には海外への事業展開ニーズの高まりに対応したアジアM&A支援センターとM&A実施後の統合支援を行うPMI(Post Merger Integration)支援センターを設置しています。

## 戦略

プロジェクト支援の経験と産業調査の知見に基づき、DBJの中立性を背景とした、国内企業はもとより外資系企業やプライベート・エクイティ・ファンドとの幅広いネットワークを活用したアドバイザリーサービスを提供します。また、買収時の資金需要に対する投資・融資など、多面的なサポートニーズにも対応します。

## 取り組み事例

## ANAホールディングス(株)によるベトナム国 Vietnam Airlines JSC への戦略的出資案件

DBJは、同社によるベトナム国 Vietnam Airlines JSC への戦略的出資案件に関し、同社側のフィナンシャルアドバイザーとして、投資スキームの検討、企業価値算定、相手方との交渉支援、契約書取り纏め等の総合的アドバイスを実施し、同社のアジア戦略実現に貢献しました。



# リサーチ & コンサルティング



## ビジョン

中立的で客観的な立場からの先見的なコンセプトの提案、長期的な視野に立ったフィージビリティスタディなど、多年にわたって培った手法によるリサーチ&コンサルティングを通じて、お客様の課題解決に貢献します。

## 概要

大学、研究機関、有識者、国・地方自治体など内外の幅広いネットワークを活かして、都市開発、地域開発、社会資本整備、エネルギー、経済・産業における施策・政策立案、ビジネス戦略に関わる調査及び解決策立案等のサポートを行っています。

## 実績とこれまでの取り組み

(株)日本経済研究所は、パブリック分野、ソリューション分野、国際分野の3つの調査分野を柱とする総合シンクタンクで、とりわけPPP・PFI分野では日本トップクラスの実績と経験・ノウハウを有するシンクタンクとして評価されています。

(株)価値総合研究所は、先端的技術知見や独自の経済モデルを用いた分析力に強みを有する総合シンクタンクです。専門性の高いナレッジは、全国自治体の総合戦略策定をはじめ、様々な政策分野で幅広く活用されています。

## 戦略

産業・金融・社会の変化が加速し、新たなリスクと機会が生じるなか、既成概念にとらわれない付加価値あるリサーチ&コンサルティング機能を提供すること、DBJグループの創造的なソリューション提供の礎として、時代の潮流を捉ええた新たな知的プラットフォームの構築を目指しています。

## 取り組み事例

### 大仙市花火産業構想に対する支援

(株)日本経済研究所は、日本最高峰の競技大会が開催される秋田県「大曲の花火」に対し、レポート「花火産業の成長戦略」の作成を通じてイベント産業化・地域活性化を支援しました。その成果は、大仙市花火産業構想の実施主体である(株)花火創造企業へのリスクマネー供給にも活用されるなど、DBJグループ一体で調査と投融資を融合した新たな金融ソリューションを提供しています。



大曲花火大会「歓喜」

エリア戦略

地域



2017年3月末

業務提携金融機関数の累計

107 機関

ビジョン

「地域と東京」、「地域と地域」、「地域とグローバル」を繋ぐ役割を意識し、地域の課題に応じたソリューションを提供します。

概要

国内の10支店・8事務所を拠点として、地域ごとの特色を踏まえた各種サービスを提供

投融资  
業務

コンサル  
ティング  
業務

企画調査  
業務

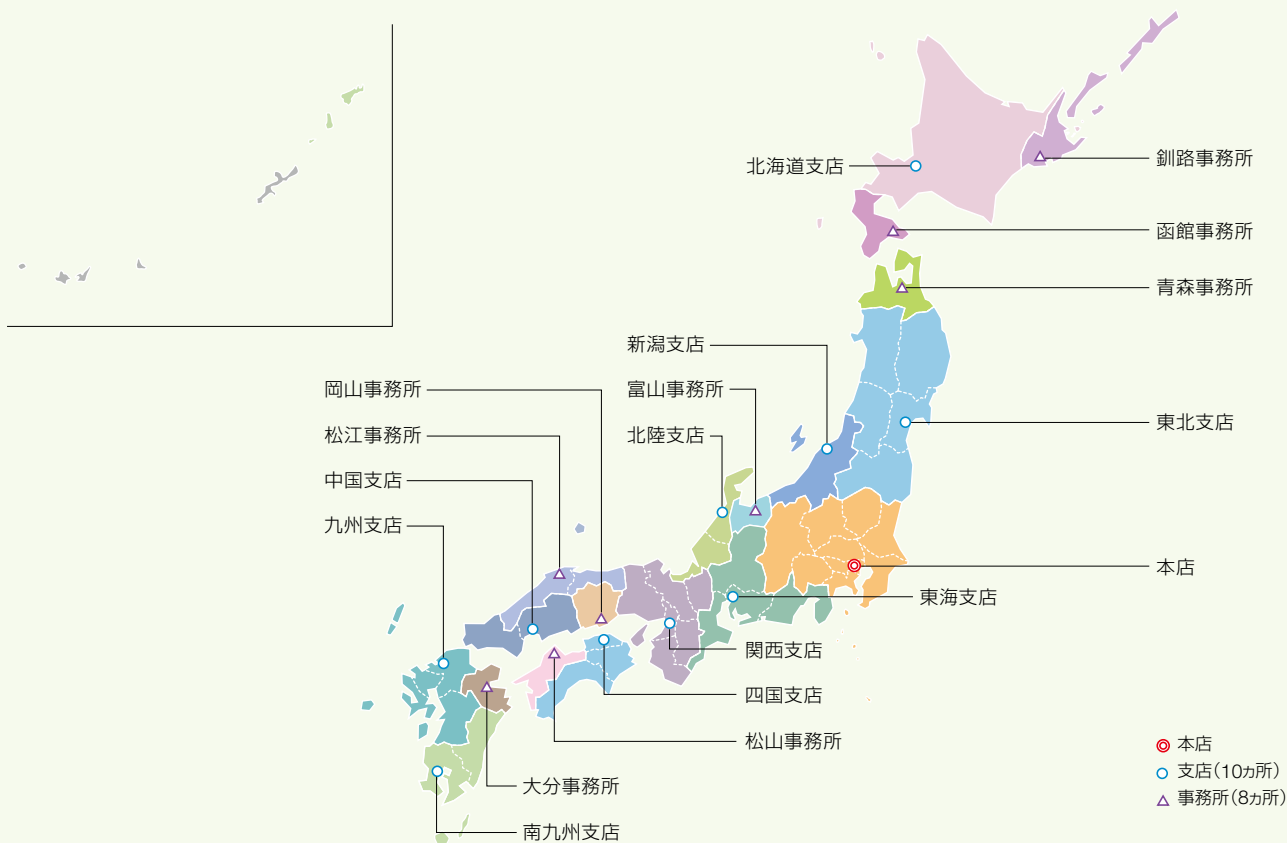
実績とこれまでの取り組み

DBJグループは、日本開発銀行・北海道東北開発公庫の時代より、様々な課題に直面する地域経済の活性化に取り組んできました。近年では、「地域元気プログラム」(P40を参照)による地域特性に応じた融資や、海外展開の際の共同投資、地域金融機関との共同ファンドを通じたリスクマネー供給、地方版総合戦略の策定支援コンサルティング等が特色ある取り組みとして挙げられます。

また、東日本大震災や熊本地震など、地域における災害発生時には機動的に危機対応業務を遂行し、復興を支援してきました。

2017年3月末時点の業務提携を締結した金融機関数は、累計で107機関となっています。





### 中長期的な外部環境と社会課題

地域においては、中長期的に人口減少傾向が続き、家計消費支出や借入需要の減少が予想されるなど、厳しい経済環境が見込まれています。地域経済縮小のなかで、地域の企業にとっては、海外展開を含む成長戦略の追求、事業再構築や事業承継を通じた企業価値の維持向上、良質な資産運用機会の捕捉などが経営課題になると考えられます。

### 戦略

「地域と東京」、「地域と地域」、「地域とグローバル」を「繋げる」ことで価値を生み出すこと、リスクマネーやコンサルティング機能などを活用した「課題解決」にフォーカスすることの2点を念頭にサービスを提供します。

具体的には、各地域の特性に応じた対応を前提とし、地域企業が抱える生産性向上(事業再構築など)や成長戦略(海外展開など)、資産運用機会の創出などの課題に対して、地域金融機関との協働により取り組むことを重点テーマとします。そうした取り組みの一環として、地域の中堅・中小企業へのリスクマネー供給を推進するため、2017年4月1日より、投資本部(企業ファイナンス部)に「地域投資推進室」を新設しています。

また、地域課題に対するこまやかなソリューション提供を通じて、DBJグループの「人的資本」(=役職員の能力・経験)や「関係資本」(=ネットワーク等)の価値向上にも意識して取り組みます。

## エリア戦略

地域

## DBJ独自の取り組み

## 地域元気プログラム

現在、地域は人口制約、財政制約、環境制約、グローバル競争といった課題に直面しており、地域ごとの強みや優位性、潜在力を活かした多様な地域発展や地域間連携等が求められています。DBJでは、こうした地域の強みや潜在力を活かした成長を情報面・資金面から後押しする独自の取り組みとして、「地域元気プログラム」を2010年度に創設し、各本支店の担当エリアごとに各地域の産業構造等を踏まえて特色のある分野・事業に光を当て、地域金融機関と協調しながらサポートを行っています。

DBJは、こうした取り組みをさらに推進すべく、各本支店のエリアごとに設定しているプログラムの内容を定期的に見直しすることに加えて、全国共通のテーマとして「地域貢献企業支援\*1」及び「地域重要生産拠点支援\*2」の概念を導入し、地域・企業がともに元気になる好循環を創出していきます。

※1 地域貢献企業支援：雇用創出や地域の人材・資源の活用など、ヒト・モノ・カネの有効活用や生産性の向上等を通して地域に貢献する企業を資金面、情報面でDBJとしてより一層サポートするもの。

※2 地域重要生産拠点支援：主要な工場・研究開発拠点等を地域に継続的に立地させること等を通して地域を支える企業（当該地域における雇用・経済効果・ブランド創出等に貢献する企業）をDBJとしてサポートするもの（マザー工場応援プログラム）。

## DBJ本支店の担当エリアにおけるサポート対象(2017年4月時点)

北海道エリア	(北海道)	<ul style="list-style-type: none"> <li>成長を牽引する食のバリューチェーン強化</li> <li>魅力を発信する観光産業の発展</li> <li>持続的成長を支える環境・インフラの構築</li> </ul>
東北エリア	(青森／岩手／宮城／秋田／山形／福島)	<ul style="list-style-type: none"> <li>"新しい東北の産業創成"プログラム</li> </ul>
新潟エリア	(新潟)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域資源活用による魅力向上</li> <li>イノベーション推進</li> <li>安全・安心な地域づくり</li> </ul>
関東甲信エリア	(茨城／栃木／群馬／埼玉／千葉／東京／神奈川／山梨／長野)	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口・産業集積をフルに活かした市場創造に資する事業</li> <li>地域事情に応じたインフラの整備・更新</li> <li>ものづくり産地等においてグローバル化に対応し競争力強化に資する事業</li> <li>労働生産性の向上、労働参加率の向上に資する取り組み</li> </ul>
北陸エリア	(富山／石川／福井)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「心・技・体」で北陸地域を元気に</li> </ul>
東海エリア	(岐阜／静岡／愛知／三重)	<ul style="list-style-type: none"> <li>次世代産業創出支援プログラム</li> <li>東海地域魅力創出支援プログラム</li> <li>南海トラフ巨大地震対策支援プログラム</li> </ul>
関西エリア	(滋賀／京都／大阪／兵庫／奈良／和歌山)	<ul style="list-style-type: none"> <li>先端ものづくり企業サポートプログラム</li> <li>商業・物流活性化サポートプログラム</li> <li>観光活性化サポートプログラム</li> </ul>
中国エリア	(鳥取／島根／岡山／広島／山口)	<ul style="list-style-type: none"> <li>中国地域をもっと元気にする「三本の矢!」</li> </ul>
四国エリア	(徳島／香川／愛媛／高知)	<ul style="list-style-type: none"> <li>進化する四国ニッチトップ企業応援プログラム</li> <li>産業クラスター強化応援プログラム</li> <li>南海トラフ巨大地震対応支援プログラム</li> </ul>
九州エリア	(福岡／佐賀／長崎／熊本／大分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>アジアの玄関口・九州の地域力強化</li> <li>九州地域の新たな成長エンジンの創造</li> <li>独自の成長戦略を有する地場企業の競争力強化</li> </ul>
南九州エリア	(宮崎／鹿児島／沖縄)	<ul style="list-style-type: none"> <li>南九州「食、健康、環境・エネルギー」先進地域化プロジェクト</li> </ul>

## 取り組み事例

### 事例1 (株)第一ホテルへの成長資金供給

同社は、十勝川温泉地域の大手旅館です。施設の増改築など同地域の魅力向上に資する取り組みに対して、DBJは北洋銀行(株)と共同で資本性劣後ローンを含む成長資金供給のためのシンジケート・ローンを組成し、特定投資業務を活用したリスクマネーを供給しました。



庭園露天風呂

### 事例3 (株)ピースマイルプロジェクト (カミチクグループ)

同社は、九州の畜産業の6次産業化を目指し、外食産業を通じた畜産業の活性化と競争力強化に取り組んでいます。DBJは、(株)農林漁業成長産業化支援機構、飼料メーカー、商社及び地域金融機関等と協調し、特定投資業務を活用したリスクマネーを供給することでこの取り組みを支援しています。



### 事例2 世界初の大学内共同利用型BNCT専門 医療拠点の整備を支援

DBJは、学校法人大阪医科薬科大学の「関西BNCT共同医療センター(仮称)」整備事業に対して、シンジケート・ローンを組成しました。当センターは世界初の大学内共同利用型BNCT専門医療拠点として、京都大学原子炉実験所、大阪大学医学部、大阪府立大学BNCT研究センター等の研究ネットワークと連携し、今後、がんの先端医療で世界をリードしていくことが期待されます。



完成イメージ

### 事例4 瀬戸内ブランド推進に関する取り組み

DBJは、瀬戸内地域の地域金融機関7行(中国銀行、広島銀行、山口銀行、阿波銀行、百十四銀行、伊予銀行、みなと銀行)とともに、一般社団法人せとうち観光推進機構と連携して瀬戸内ブランド推進体制を構築するため、(株)瀬戸内ブランドコーポレーションに対する出資及び「せとうち観光活性化ファンド」の組成を行いました。当ファンドを活用し、成長資金の担い手として観光関連事業者に対して必要な資金支援を行っていきます。



エリア戦略

海外



ビジョン

セクター戦略・機能戦略のなかで海外業務を位置付け、DBJグループがより高い付加価値を提供しうる分野に絞り込む形でグローバル事業を展開します。

概要

セクター戦略・機能戦略に即した海外業務を行っています。拠点として、ロンドン現地法人、シンガポール現地法人、北京現地法人(上海支社含む)、ニューヨーク事務所を設置し、DBJと一体的に活動しています。

実績とこれまでの取り組み

株式会社化した当初は国内で業種知見を有する先進国コーポレートローンから着手し、海外業務基盤の整備状況に応じて、その後徐々にプロジェクトファイナンスやアセットファイナンス、一部投資業務とDBJグループのセクター戦略・機能戦略に即した形で業務を展開してきました。

また、シンガポールと中国にはM&Aアドバイザーチームを配置し、東京の企業戦略部と一体的に、アジア地域におけるお客様のM&Aニーズに応えています。

## 中長期的な外部環境と社会課題

グローバル経済の成長は引き続き見込まれることから、DBJグループの中核顧客である国内産業のグローバル展開ニーズも継続するものと考えられます。同時に、人口増加やヒト・モノの移動量増大を受け、インフラストラクチャーや



トランスポーテーションに対する資金需要も堅調な拡大が見込まれます。これらの海外における成長機会を、効果的に国内に取り込むことを通じて、日本の経済・産業の持続的な成長に繋げることが課題となります。

## 戦略

引き続き、セクター戦略・機能戦略の文脈で海外業務を展開していきます。

- ① エネルギー、運輸・交通などのインフラ分野については、国内産業の海外展開や、国内市場への知見還元の見地も含めて投融資を行います。
- ② 地域を含む産業分野のお客様の海外展開ニーズに対しては、投資及びアドバイザー機能を活かして、課題解決をサポートします。
- ③ 海外の投融資機会を日本の投資家に提供する観点から、インフラ・アセットや企業向け投資の資産運用事業をグループ会社にて進めます。

## 取り組み事例

### 事例 1 米国 ニューヨーク州 天然ガス火力発電事業に参画

DBJは、(株)JERAが最大出資者として牽引する、米国ニューヨーク州ダッチェス郡に天然ガス火力発電所(出力約110万kW)を建設・運営するプロジェクトに出資・参画しました。電力自由化で先行する米国にて、自由化市場における



完成イメージ

ファイナンス知見を獲得し、日本の電力自由化市場への還元を目指します。

### 事例 2 英国 バイオマス発電所プロジェクトに参画

DBJは、イギリス中部ミドルズブラ近郊に建設が予定されている英国最大級のバイオマス発電所(出力約30万kW)にかかるプロジェクトファイナンスに参画しました。バイオマス発電の事業運営やファイナンスのノウハウを獲得し、日本での再生可能エネルギーの普及に貢献して参ります。



完成イメージ

基盤戦略

財務資本



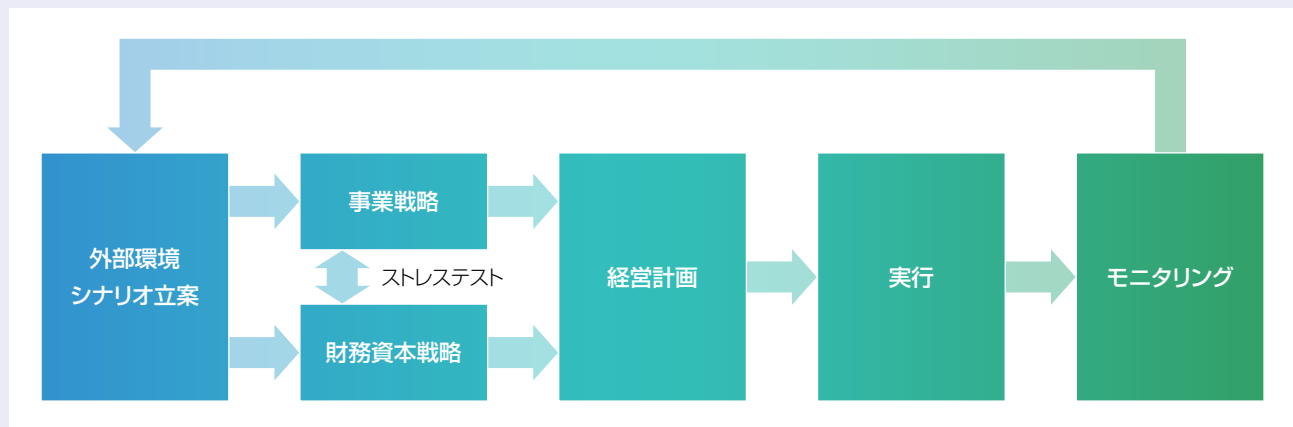
ビジョン

投融資一体などの特色ある事業活動を支える強固な財務基盤を維持・強化するとともに、適切なリスク・リターンのポートフォリオを構築して、持続的な成長を目指します。

基本方針

第4次中期経営計画におけるセクター戦略(P18～)と機能戦略(P28～)を軸とする事業戦略の推進に際し、財務資本は重要な経営基盤の一つとなります。DBJグループのセクター戦略、リスクマネー供給業務の推進や、危機対応業務の実施に際しては資金・資本等の強固な財務基盤が必要であり、規

制資本(自己資本比率を中心とする管理)や経済資本(ストレステスト等を活用した資本管理)を加味したリスク/リターン分析の高度化を行い、リスクアペタイトフレームワークの考え方を活用した経営管理を通じて財務資本の維持・強化を図って参ります。



## 財務資本の価値向上に向けた具体的な取り組み

DBJグループの事業戦略の柱の一つはインフラ分野等への長期性資金の提供であり、これを実現するために社債や財政投融資資金等を活用した長期の資金調達を実施しています。

近年は、財政投融資資金を活用した安定的な調達基盤に加え、社債発行等による調達を行ってきており、年限や手法

の多様化を進めることで調達基盤の拡充を進めています。特に、2015年度に本邦発行体として初の発行となったサステナビリティ債券(P55を参照)については引き続き取り組みを強化し、資金調達基盤を拡充するとともにSRI債市場の活性化にも貢献して参ります。

### 資金調達実績(単体)

単位:億円

	2014年度	2015年度	2016年度
資金調達額(フロー)	25,442	30,277	40,126
財政投融資	6,616	6,344	11,277
うち財政融資資金等*	3,000	3,000	8,000
うち政府保証債(国内債)	2,000	2,000	1,504
うち政府保証債(外債)	1,616	1,343	1,773
社債(財投機関債)	3,748	3,953	4,971
長期借入金	3,777	3,582	8,615
うち回収等	11,299	16,397	15,261

\* 2016年度財政融資資金等については、「未来への投資を実現する経済対策」を受けた補正予算5,000億円を含む。

投入した財務資本については、定期的なモニタリングと検証を行い業務計画や財務資本の計画策定に反映させて参ります。

### 健全性指標

発行体格付	A1 (Moody's)、A (S&P)、AA (R&I)、AAA (JCR)	(2017年3月末時点)
連結普通株式等 Tier1比率	17.2%	(2017年3月末時点)

### 第4次中期経営計画の財務目標

下記の計数目標達成を目指すとともに、中長期的には収益力の一層の強化に努めて参ります。

(なお、第3次中期経営計画の最終年度目標は当期純利益700億円程度)

(連結)	第3次中期経営計画		第4次中期経営計画
	実績 (2014-16年度平均)	実績 (2016年度)	目標 (2019年度)
業務粗利益*1	1,826億円	1,711億円	1,900億円程度
当期純利益	1,030億円	876億円	800億円程度
うち与信関係費用(△は費用)*2	192億円	45億円	—
収益性			
経費率*3	26%	30%	35%程度
総資産	—	16.5兆円	16兆円程度
ROA*3*4	1.1%	1.1%	1%程度
ROE*3*4	3.7%	3.0%	3%程度
健全性			
自己資本比率*5	—	17.2%	最低14%程度

\*1 株式関係損益含む、クレジットコスト勘案前、経費差引前

\*2 与信関係費用(△は費用)=貸倒引当金戻入額(△繰入額)+偶発損失引当金戻入額(△繰入額)+貸出金償却(△)+償却債権取立益+債権売却益(△売却損)

\*3 経費率、ROAは業務粗利益比、ROEは当期純利益比

\*4 2014-16平均は各年毎のROA、ROEをそれぞれ単純平均した数値

\*5 普通株式等 Tier1比率

## 財務資本

## 参考(長期損益・財政状況の推移)

	2008	2008~2010	
	株式会社化	第1次中計 CHALLENGE 2010	
	2008年度 (2008年10月1日~ 2009年3月31日) [6か月決算]	2009年度 (2009年4月1日~ 2010年3月31日)	2010年度 (2010年4月1日~ 2011年3月31日)
<b>連結</b>			
経常収益	1,512	3,479	3,451
経常利益	△ 1,216	519	950
うち株式・ファンド関係損益	N/A	△ 267	△ 29
特別損益	35	△ 8	93
税金等調整前当期純利益	△ 1,181	511	1,043
法人税等合計	△ 135	△ 108	△ 13
親会社株主に帰属する当期純利益	△ 1,283	398	1,015
配当金総額	—	100	500
総資産	140,280	155,957	148,452
貸出金	120,088	135,146	130,314
有価証券	12,465	12,894	11,655
負債	119,416	132,682	124,352
借入金	80,678	90,824	85,764
債券及び社債	35,130	37,463	36,293
純資産	20,864	23,275	24,099
資本金	10,000	11,811	11,811
自己資本比率(バーゼルIIベース・国際統一基準)	18.87%	19.13%	20.50%
自己資本比率(バーゼルIIIベース・国際統一基準)	—	—	—
銀行法基準リスク管理債権比率	1.60%	5.07%	1.28%
総資産利益率(ROA)	△ 0.92%	0.27%	0.67%
自己資本利益率(ROE)	△ 6.06%	1.82%	4.31%
従業員数	1,096人	1,181人	1,203人
<b>運用・調達フロー(単体)</b>			
投融資額(フロー)	17,334	37,931	21,166
融資等	16,703	36,820	20,344
投資	631	1,111	822
資金調達額(フロー)	17,334	37,931	21,166
うち回収等	1,843	8,409	12,128



単位：億円

	2011～2013 第2次中計 Endeavor 2013			2014～2016 第3次中計「課題先進国」日本の持続的成長に貢献		
	2011年度 (2011年4月1日～ 2012年3月31日)	2012年度 (2012年4月1日～ 2013年3月31日)	2013年度 (2013年4月1日～ 2014年3月31日)	2014年度 (2014年4月1日～ 2015年3月31日)	2015年度 (2015年4月1日～ 2016年3月31日)	2016年度 (2016年4月1日～ 2017年3月31日)
	3,187	3,400	3,616	3,390	3,586	2,854
	992	1,156	1,657	1,530	1,851	1,225
	△ 13	300	303	321	708	411
	109	6	2	6	15	△ 0
	1,102	1,162	1,660	1,536	1,867	1,224
	△ 319	△ 445	△ 408	△ 589	△ 576	△ 346
	773	713	1,243	927	1,289	876
	373	352	308	225	292	197
	155,798	162,487	163,107	163,606	159,071	165,704
	136,454	139,182	138,384	132,613	129,525	130,395
	11,766	13,570	16,375	18,879	18,030	17,503
	131,188	137,101	136,829	136,133	130,229	135,842
	91,705	94,483	91,826	85,982	78,921	84,723
	36,718	39,245	42,374	45,693	47,279	47,118
	24,610	25,385	26,277	27,472	28,842	29,862
	11,877	12,069	12,069	12,069	10,004	10,004
	18.56%	—	—	—	—	—
	—	15.52%	15.83%	16.80%	17.87%	17.47%
	1.47%	1.23%	0.99%	0.77%	0.64%	0.54%
	0.51%	0.45%	0.76%	0.57%	0.80%	0.54%
	3.18%	2.86%	4.83%	3.47%	4.60%	2.99%
	1,270人	1,315人	1,391人	1,407人	1,435人	1,546人
	29,270	26,524	29,433	25,442	30,277	40,126
	28,490	25,245	28,051	22,627	28,613	38,058
	780	1,278	1,382	2,814	1,663	2,067
	29,270	26,524	29,433	25,442	30,277	40,126
	6,917	5,022	13,075	11,299	16,397	15,261

## 基盤戦略

## 人的資本



## ビジョン

職員の能力開発やモチベーション向上に徹底して取り組み、多様な人材が活躍する「人材開発銀行」を目指します。

2017年3月末時点

連結従業員数 1,546人  
 単体従業員数 1,192人  
 平均勤続年数(単体) 14.3年



## 基本方針

経済価値と社会価値の持続的な創造のためには、DBJグループの企業理念を共有し、投融資一体など特色あるビジネスモデルを実践する優れた人材の獲得と育成が鍵であるとともに、多様な人材がモチベーション高く活躍できる

仕組み作りが必要と考えています。第4次中期経営計画においては、人的資本の価値向上を最重要課題の一つとして位置付け、具体的な取り組みを推進します。

## 人的資本の価値向上に向けた具体的な取り組み

## ①採用の強化

セクター・機能・エリア戦略の遂行に必要な人材をグループ全体で確保します。

## ②能力開発

人材育成をグループ全体で取り組む最優先課題とします。

- 職員の成長に向けたキャリアパス形成を支援
- 複数の部署で多様な実務を経験したあと、高い専門能力を着実に育成する戦略的ローテーション
- 実践的なOJTを通じた能力開発
- 中央官庁、国内外グループ会社及び投資先企業への派遣
- 人材開発投資の質・量の強化(キャリア開発、マネジメント力、グローバル化対応等)

- 階層別研修、業務関連研修及び自己啓発研修を組み合わせた豊富な研修機会の提供
- グローバル人材育成のための、充実した海外大学院留学・トレーニー制度
- マネジメント力強化のための各種施策の実施

## ③モチベーション・健康経営

職員のモチベーションや心身の健康の保持・増進を重視します。

- モチベーションに影響を与える要素として、適切な人事制度の整備に加え、企業理念の共有や生産性向上などに着目

## DBJの人材育成制度

	階層別研修	業務関連研修	外部派遣等	業務関連(自己啓発)		
↑ 職位	リーダーシッププログラム	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種金融スキル関連研修 (バリュエーション、事業再生実務、不動産ファイナンス、会計、金融政策、コーポレート・ファイナンス 等)</li> </ul>	国内・外留学、トレーニング、出向等	<b>共通スキル分野</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニケーション</li> <li>ロジカルシンキング</li> <li>ファシリテーション</li> <li>プレゼンテーション</li> <li>デザインシンキング</li> <li>英会話 等</li> </ul>		
	ライフプラン研修				マネジメント研修	
	キャリア・ディベロップメント・プラン研修	指導役研修			<ul style="list-style-type: none"> <li>コンプライアンス研修</li> <li>金融関連法務研修 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>会計基準関連研修</li> <li>税務基礎研修 等</li> </ul>
	新人導入研修	<b>財務分析研修</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>簿記・会計知識研修</li> <li>企業分析研修</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>個別企業分析</li> <li>ケーススタディ研修</li> </ul>	
	自律的キャリア形成 計画的・継続的な人材開発	<b>契約証書作成研修</b> <b>法律基礎研修</b>			<b>基礎ファイナンス研修</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>金利基礎研修</li> <li>デリバティブ基礎研修</li> </ul>	
	マネジメント能力・リーダーシップ等の涵養	<b>金融スキル、法務、財務会計知識などの習得</b>	<b>業務関連知識の涵養、専門的知識の習得、人材育成</b>	<b>業務上必要な知識・スキルの習得</b>		

## DBJのワーク・ライフ・バランス関連制度

### 妊娠・出産・育児

	妊娠・出産	育児
<b>両立支援制度</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>産前産後休業</li> <li>配偶者の出産のための特別休暇</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>育児休業</li> <li>育児短時間勤務</li> <li>育児フレックスタイム勤務</li> <li>育児参加のための特別休暇</li> <li>時間外勤務の免除・軽減</li> <li>子の看病休暇</li> </ul>

<b>研修・サポート</b>	← 復職者面談 →
	← 職場復帰準備セミナー →
	← 育ボス研修(子育て中の部下を持つ上司向けセミナー) →
	← リターンエントリー制度(復職登録制度) →

### 家族の介護

<b>両立支援制度</b>	介護休業
	介護短時間勤務
	介護フレックスタイム勤務
	時間外勤務の免除・制限
	介護休暇
失効積立休暇	

<b>研修・サポート</b>	← 介護セミナー →
	← リターンエントリー制度(復職登録制度) →
	← 高齢者雇用継続制度 →

- 定期健康診断に加え、外部専門事業者によるカウンセリングを導入し、心身の健康をサポートするなど、職員の健康に配慮した経営

- 女性の活躍を推進するべく、採用人数の確保に加え、女性管理職の登用についても目標を設定し実施

(注)女性管理職比率:女性の管理職者を2018年度末までに、2014年4月1日比で50%程度増加、2020年度末には管理職に占める女性割合を5%とする

### ④働き方改革・人材の多様化

業務見直しによる生産性向上やワーク・ライフ・バランスへの配慮、多様な人材が集まり活躍できる仕組み作りなど、働き方改革を絶え間なく続けます。

- 生産性向上のため業務改革本部を設置
- 育児・介護等にかかる就業・休暇制度の充実(フレックスタイム制や育児参加休暇制度の導入)
- 女性管理職育成を目的としたキャリア研修、出産・育児支援を支える管理職育成を目的とした育ボス研修、働き方改革を目的とした職場復帰準備セミナーの開催を実施

### ⑤安心できる職場環境づくり

安心できる職場環境づくりにも積極的に取り組みます。

- 障害者雇用を積極的に進め、多様な人材が働ける職場環境を整備
- セクシュアルハラスメント及びパワーハラスメントの防止に関して、周知徹底を図るとともに、相談窓口を設置
- 人権問題に関する理解を深めるための人権研修のほか、コンプライアンス研修、情報セキュリティ研修などを義務づけ、モラルの向上に注力

## 基盤戦略

## 知的資本



## ビジョン

調査研究・審査・リスク管理など付加価値の源泉となる「ナレッジ」の強化に加え、プロセス・ICTシステムや組織・体制など「仕組み」としての強さを構築します。

## 基本方針

## ① ナレッジ

「産業」を軸にした調査・研究・審査・リスク管理をビジネスモデルの差別化に必要な「中核業務」として位置付け、能力を粘り強く高めます。

## ② プロセス等

お客様のニーズに迅速かつ適切に対応するため、顧客視点での各種業務プロセスの透明化・簡素化を徹底し、加えてICT投資も含めて業務改善を推進します。

## 知的資本の価値向上に向けた具体的な取り組み

## ① ナレッジ

## 産業調査

2017年4月より産業調査本部を設置し、産業調査部とサステナビリティ企画部(旧環境・CSR部)を傘下に配置。各産業のお客様に対して、業種知見のみならず、ESGの観点も含めたナレッジソリューションを提供します。

## 設備投資研究所

戦後の高度成長を理論的に支えた下村治博士を初代所長に迎え1964年に設立された設備投資研究所は、DBJ職員と大学など外部有識者との連携・協働による知的資本創造の場を形成し、「アカデミックかつリベラル」な立場から、サステ

ナブルな経済社会の構築に向けた研究活動を推進しています。その成果は、DBJグループの業務運営に活かされるとともに、広く社会に共有され、経済価値と社会価値の両立に貢献しています。時代を先取りした問題意識と、中立的かつ信頼性の高いアウトプットは学界からも高く評価され、産学官のナレッジの結節点として広く認知されています。近年もサステナビリティに関する新研究会の創設、国際的な学術出版社Springerからの研究書の刊行開始、海外の学術誌やシンクタンクと連携した国際学術会議の開催など、知的資本創造の場はますます広がっています。

## 審査

投融资一体や危機対応など、リスクの高い業務に向き合いつつ、持続可能性をもってDBJグループの役割を果たしていくためには、経済・産業の調査力に加え、「企業や事業を見る目」、すなわち優れた審査力が不可欠になります。金融機関にとって最大の差別化要素とも言えるこの知的資本の価値を高めるため、入社直後の財務分析研修をはじめとする各種研修プログラムに加え、投融资の現場における経験の蓄積・共有を進め、「審査力のDBJ」として社会の課題に応えて参ります。

## ② プロセス等

### 業務プロセス

2016年度に業務改革本部を設置し、お客様への付加価値をより高める観点から、働き方改革、会議体運営の合理化や意思決定プロセスの見直しなど、生産性を高める各種取り組みを推進しています。

### 基幹系システム再構築

現在、融資系や決裁系を含む基幹業務システムの再構築プロジェクトを進めています。

## 取り組み事例

### 事例1 経済・産業動向調査

国内外のマクロ経済・金融動向の分析のほか、産業界との幅広い接点を活かした内外市場の動向、最新の技術開発・国際競争などの業界に関する多様な調査・研究を行い、成果をレポート発信などで、投融资部店や顧客に還元しています。

#### 航空宇宙産業、IoT、インダストリー4.0関連の調査活動

直近では、グループに蓄積された航空宇宙産業にかかる知見を集約したレポートにより、成長分野として期待される航空宇宙産業の最新動向をフォローしました。また、最新のIoT動向やインダストリー4.0に関して現地調査を行い、ディスカッションや勉強会・講演活動を通じて、お客様をはじめ広く社会と共有しています。2017年5月には、セクター担当のアナリストが一同に集い定期的に産業動向報告や業種分析等産業部門全体を俯瞰する情報共有プラットフォーム「セクター横断会議」を新たに創設し、業種担当やラインを超えた情報の共有・連携を強化しています。



各種レポートは  
DBJのウェブサイトに  
掲載しています。

### 事例2 設備投資計画調査

DBJの「設備投資計画調査」は、1956年以来60年以上の歴史を持ち、企業の国内設備投資動向に加えて、海外での設備投資や研究開発投資などについても調査しています。調査結果は、国の経済運営や企業経営、あるいは研究機関や大学における研究・教育など様々な場面で活用されています。

#### 2016年度設備投資計画調査、60周年記念シンポジウム

2016年度の調査では、企業行動に関する意識調査を実施し、国内での有形固定資産投資のほか、海外有形固定資産投資や研究開発、M&A、人的投資などを含めた「広義の投資」をテーマに分析を行いました。予算を固定的に捉えず、投資や企業買収を機動的に使い分ける現在の企業行動に対応した新しい試みです。調査結果を踏まえ、DBJの経営層と企業経営層が直接意見交換を行い、得られた成果は次回以降の調査に反映されます。

2016年9月16日には、この「広義の投資」をテーマに(株)日本経済新聞社との共催で、DBJ設備投資計画調査60周年記念シンポジウム「みらい投資が変える日本経済」を開催しました。



## 基盤戦略

### 関係資本



#### ビジョン

ネットワークやブランドの価値を高め、  
様々なプレイヤーとの「協働」による  
価値創造を目指します。

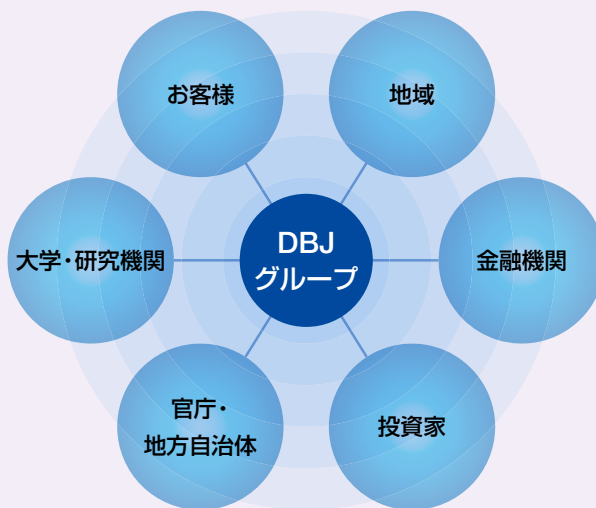
### 基本方針

#### ① ネットワーク・リレーション

DBJグループは、従来からお客様、金融機関、投資家、官庁・地方自治体などとの情報交流や利害調整を通じ、多方面でのネットワークを構築してきました。経済・社会が抱える課題の抽出や、投融資等の業務を行ううえでも、こうしたネットワークを活かし、DBJグループならではの取り組みを実現します。

#### ② ブランド・レピュテーション

お客様に、DBJグループのサービスを訴求するうえで、レピュテーション維持やブランド価値の向上を目指します。



### 関係資本の価値向上に向けた具体的な取り組み

#### 地域金融機関

自己信用調達の一環として、地域金融機関からの借入を2007年度より開始しました。現在では資金調達の関係のみ

ならず、シンジケート・ローンなどの運用商品のご紹介や、協働ファンドの設立など、そのリレーション・ネットワークは深化・多様化しています。また、地域創生への取り組みの一環

として、地銀M&Aネットワーク(2017年3月末時点加盟機関数:75機関)を通じた地域企業に対するM&A機会の創出、アジア金融支援センター(2017年3月末時点加盟機関数:67機関)を通じた地域企業のアジア進出を支援する地域金融機関向け現地情報提供等を実施しています。さらに、地域におけるリスクマネー供給の取り組みとして、地域金融機関等とともに計20ファンドを組成するとともに、近時では、海外PEファンド投資プログラムにおいて、地域と金融機関6機関とともに海外PEファンドへの共同投資を実施しており、地域金融機関に対する多様な投資機会を創出することで、資金循環の促進に貢献しています。

#### 官庁・地方自治体

地域課題解決に向け、地方自治体や地域金融機関などを対象にPPP/PFI大学校・セミナー、国との協働による産官学金地域プラットフォーム整備等の企画・運営を行い、リレーション先の裾野拡大や先進団体との関係を深めています。特に、PPP/PFI大学校では、第5期において63自治体・125名の方(2017年3月末時点)に参加いただいています。また、公有資産マネジメントにかかるアドバイザーやPPP/PFIプロジェクト形成支援等を通じて多数の地方自治体を支援しています。

#### 大学や研究機関

社会科学分野を中心に、国内外115大学・430名以上の学者ネットワークを有し、研究活動・人材育成に活かしています。早くからネットワークのグローバル化に取り組み、1991年に開始した外国人客員研究員制度では、これまでに米国、カナダ、英国、ドイツ、デンマーク、シンガポール、マレーシア、タイ、中国、韓国、台湾、豪州、ニュージーランドから34名を招聘しています。こうした幅広い関係資本を活用して、2016年度に開催したセミナーやカンファレンスでは、日本ほか6カ国・地域の20以上の大学から約50名の外部講師を招聘し、大学とは異なる研究交流の場として高く評価されています。また、DBJ職員や社外からの受入研修生を対象に高度な金融業務を担う人材育成の一環として行っている「DBJ金融

アカデミー」は、11大学から各分野を代表する20名の外部講師の協力を得ており、10年間で社外から受け入れた研修生はのべ550名に上ります。

#### iHub(innovation Hub)

一般財団法人日本経済研究所とともに、「MOT(Management of Technology)研修」及び「iHub(innovation Hub)」の活動を展開しています。中立的な立場や広範なネットワークを活かして、理論的かつイノベティブに社会的課題をビジネスで解決することを目指しています。



#### DBJ女性起業サポートセンター(DBJ-WEC)

女性による新たな視点でのビジネスを、社会や経済に変革をもたらす成長事業として育成するため、起業ノウハウやネットワーク提供等の総合的なサポートを行っています。その一環として、毎年、女性経営者を対象としたビジネスプランコンペティションを実施しています。事業性や革新性に優れた新ビジネスに対し、最大1,000万円の事業奨励金を支給するとともに、コンペティション終了後も外部専門家や起業経験者と連携し、ビジネスプランの実現や成長・発展に向けた「事後支援」を行っています。過去5回のコンペに対し累計1,800件を超えるご応募を頂き、女性起業家の裾野拡大を実現しています。

女性起業サポートセンターのウェブサイト  
(<https://www.jeri.or.jp/wec/>)に掲載しています。



# 基盤戦略

## 社会資本

### ビジョン

DBJグループを含む社会全体が拠って立つ社会資本の発展とともに、グループの事業や企業価値のサステナブルな成長を実現します。

### 基本方針

DBJグループは、社会資本を「市場経済の基盤を支える社会全体にとっての共通の財産」と定義し、その価値拡大を持続可能な社会の実現に向けた基礎条件として捉えています。具体的には、以下の通り、①自然環境、②社会的インフラストラクチャー、③制度資本、の観点から、様々な特色ある取り組みを推進しています。

社会資本	内容	取り組みの事例
① 自然環境	森林、山川、湖沼、 土壌、大気	環境格付融資 DBJ Green Building 認証
② 社会的インフラ ストラクチャー	エネルギー／ 運輸・交通／ 都市インフラ 産業のバリューチェーン	インフラ・産業向け 投融資 BCM 格付融資
③ 制度資本	金融システムの安定、 金融市場の発展・ 活性化	危機対応業務 リスクマネー供給 SRI 債発行

### 社会資本の価値向上に向けた具体的な取り組み

先にご紹介したインフラ・産業向けの投融資や、法定業務としての危機対応業務・特定投資業務を通じた持続可能な社会への貢献に加えて、以下の独自の取り組みを行っています。

#### DBJ 評価認証型融資

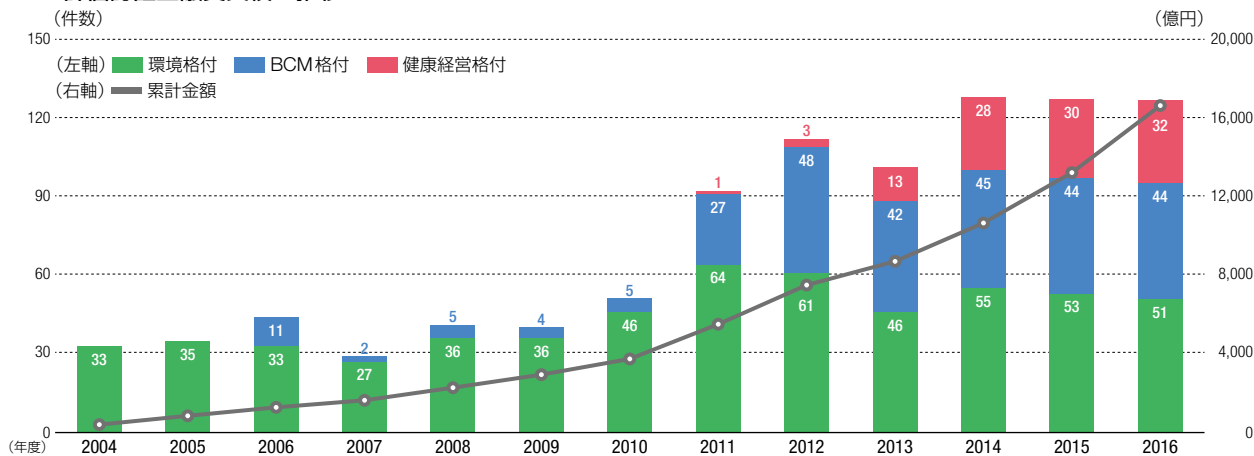
DBJは、40年以上にわたる環境対策事業に対する3兆円以上の投融資実績により培った知見をもとに、2004年に世界で初めて環境格付融資を開始しました。これは、DBJが独自に開発したスクリーニングシステムにより、企業の環境経営度を評価して優れた企業を選定し、その評価に応じて融資条件を設定するという、「環境格付」の手法を導入した融資メニューです。2006年には防災及び事業継続対策を評価する「BCM 格付融資」を開始し、社会の重要インフラの防災対策や災害復旧関連の融資に加え企業の総合的な危機管理対策を支援しています。また、自社従業員への健康配慮や働き方改革を通じて企業の人的生産性向上を目指す健康経営の

取り組みを評価する「健康経営格付融資」を2012年に開始しています。評価認証型融資の評価内容(スクリーニングシート)は、公的機関、専門家、トップランナー企業との対話を踏まえ作成しており、世界の最新課題や潮流を踏まえ、外部有識者により構成されるアドバイザー委員会での審議を経て、毎年見直しています。





## DBJ 評価認証型融資実績の推移



DBJは、評価認証型融資を通じ、これまでのべ900を超えるお客様と対話を行い、お客様のESGの取り組みを幅広く支援し、サステナブルな企業活動を通じた自然資本や社会的インフラストラクチャーの価値向上に貢献しています。

また、評価認証型融資の普及拡大により、企業とステークホルダーの対話や協調を促進し、中長期的な成長力を有する企業が評価される金融環境の整備に努めています。

### DBJ Green Building 認証

DBJは、長年にわたる不動産向けファイナンスで蓄積してきたノウハウ及びネットワークを活かし、2011年度に「DBJ Green Building 認証」制度を創設しました。環境・社会への配慮がなされた不動産(グリーンビル)について、環境性能に加えて、防災やコミュニティへの配慮等を含む様々なステークホルダーへの対応を含めた総合的な評価に基づき、社会・経済に求められる不動産を評価・認証し、その取り組みを支援しています。現在、一般財団法人日本不動産研究所と業務協力協定に基づき、オフィスビル、ロジスティクス、商業施設版及びレジデンスの4つのプロパティについての認証を行っています。また、2014年に日本で初めてGlobal Real Estate Sustainability Benchmark\* (以下「GRESB」という。)の投資家メンバーに参加し、2016年にはGRESBのAdvisory Boardに就任しました。DBJは、



Green Building 認証制度を通じた不動産業界におけるサステナビリティの推進とESG投資を後押ししていきます。

※ GRESB: 2009年に欧州の主要な年金基金を中心に創設された不動産会社・運用機関のサステナビリティ配慮を測るベンチマークであり、GRESB Advisory Boardは、GRESBの経営陣に対して戦略立案や商品展開等にかかる幅広い情報提供を行う諮問機関

### DBJ 社会的責任投資債(SRI債)

DBJは、日本の発行体として初めて、2014年にグリーンボンドを発行し、2015年からはサステナビリティボンドを毎年発行しています。調達した資金はDBJ Green Building



認証や環境格付融資を通じ、持続可能な社会の実現に寄与しています。2017年1月にはGreen Bond Principles\*のメンバーとして参加したほか、3月に環境省が策定した「グリーンボンドガイドライン2017年版」の検討会に委員として参加するなど、SRI債市場の発展に貢献しています。今後も継続的なSRI債の発行とイニシアティブへの積極的な参加により市場の拡大を後押しします。

※ Green Bond Principles: 国際資本市場協会(ICMA)及び投資家、発行体、証券会社のメンバーで構成され、グリーンボンド市場の透明性向上と情報公開を目指す自主的なガイドラインである「グリーンボンド原則」の年次更新、メンバー間での情報共有、及び社会への情報発信等を行う団体

以上の取り組みの詳細は、DBJのウェブサイトに掲載しています。

## 2016年度のトピックス

2016年

4月

熊本地震における被災地域の復旧・復興支援への取り組みとして「熊本地震復興支援室」を九州支店内に設置

5月

ADFIAPの年次総会において橋本徹前社長がADFIAP Awards 2016の個人部門である「ADFIAP Distinguished Person Award」を受賞

「第2回社会的価値・資本創出型M&Aアワード」を表彰

大賞： 静岡ガス(株)

特別賞： 社会医療法人財団石心会

6月

「第5回DBJ女性新ビジネスプランコンペティション」の表彰式を開催



7月

「くまもと復興応援ファンド」を組成

8月

60周年目となる「設備投資計画調査(全国・地域別)」の調査結果を発表

9月

Global Real Estate Sustainability Benchmark(GRESB)のAdvisory Boardへ就任

DBJ設備投資計画調査60周年記念シンポジウム「みらい投資が変える日本経済」を開催

10月

「第2回DBJサステナビリティボンド」の発行

世界経済フォーラムヤング・グローバル・リーダー年次総会にて「Invest in Japan 2030-2050」を開催

12月

「責任投資原則(PRI)」に署名

Signatory of:



日本最大級の環境展示会「エコプロダクツ2016」に出展(16年連続)



2017年

1月

Green Bond Principlesの発行体メンバーへの参加



内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局が認定する「地方創生に資する金融機関等の『特徴的な取組事例』」で大臣表彰を受賞(以下の2件)

- PPP・PFI／公有資産マネジメント分野の取組支援
- 瀬戸内地域の観光産業活性化を企図した連携体制の構築

- | 58 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方
- | 61 社外取締役によるメッセージ
- | 62 内部統制基本方針  
法令等遵守(コンプライアンス)態勢
- | 63 顧客保護等管理基本方針  
個人情報保護宣言  
利益相反管理方針  
日本版ステewardシップ・コードへの対応
- | 64 取締役、監査役及び執行役員



コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

DBJは株式会社日本政策投資銀行法(DBJ法)において、下記の通り、その目的を規定されています。

第一条

株式会社日本政策投資銀行(以下「会社」という。)は、(中略)長期の事業資金を必要とする者に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与することを目的とする株式会社とする。

上記目的の適切な遂行と、投融資一体などの特色を活かしたビジネスモデルに基づく事業活動を通じて、投入する有形・無形の経営資源の価値を高め、経済価値と社会価値の両立を目指すサステナビリティ経営を実現するべく、取締役会・監査役(監査役会)設置会社としての通常の経営監督機能に加え、DBJ独自のガバナンス機能を強化しています。

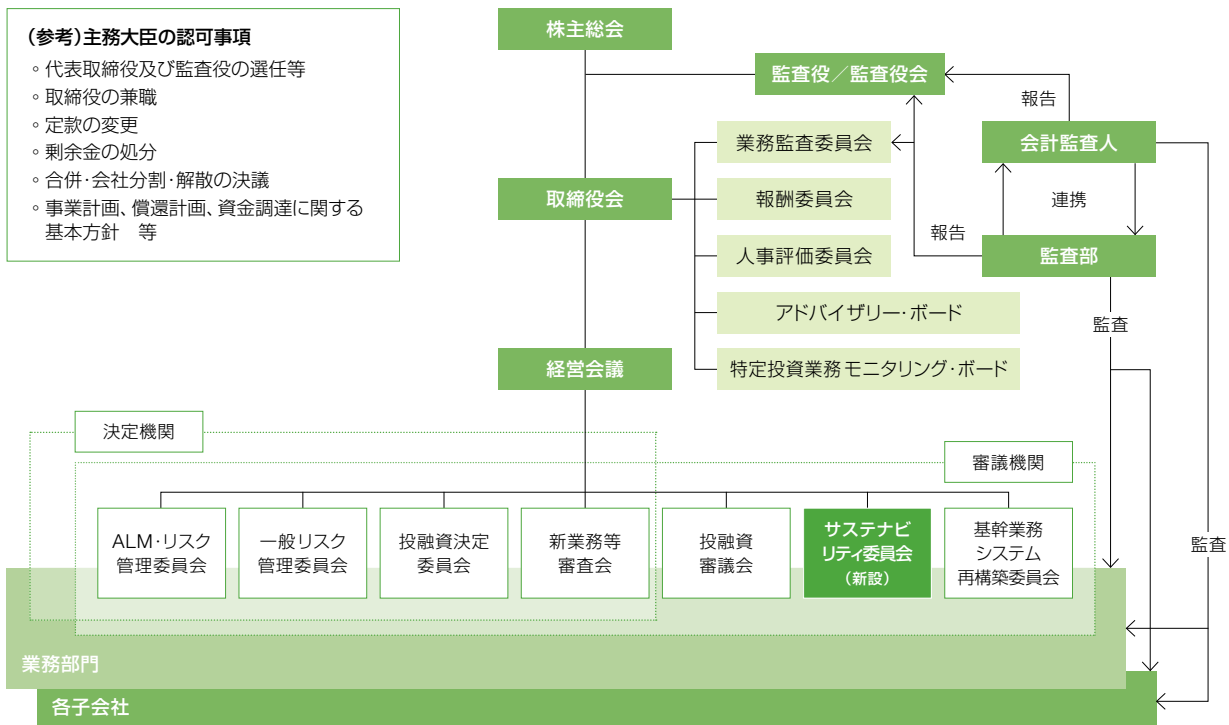
具体的には、2015年DBJ法改正において、業務を行うにあたって他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮することが義務付けられたこと、特定投資業務が創設されたことを踏まえ、取締役会の諮問機関として、社外有識者及び社外取締役により構成されるアドバイザー・ボード、社外有識者により構成される特定投資業務モニタリング・ボードを設置し、経営全般への助言や民間

金融機関との適正な競争関係の確保に関する審議・評価、特定投資業務の政策目的との整合性を含む業務実績等の審議・評価を受けています。

DBJのコーポレート・ガバナンス体制一覧表

機関設計の形態	取締役会・監査役(監査役会)設置会社
取締役の人数	10名
うち、社外取締役の人数	(2名)
当事業年度の取締役会開催回数	13回
監査役的人数	5名
うち、社外監査役の人数	(3名)
当事業年度の監査役会開催回数	14回
執行役員制度の採用	有
会計監査人	有限責任監査法人トーマツ

DBJのコーポレート・ガバナンス体制の概要



## 監査役会及び監査役

監査役会は5名の監査役で構成され、会社法の規定に基づき、半数以上(3名)は社外監査役です。なお、常勤監査役は3名で、うち1名は社外監査役です。社外監査役を含む監査役の職務を補助するために、監査役会の指揮のもとに、監査役室を設置し、専任のスタッフを配属しています。監査役

会及び監査役は、監査方針及び監査計画に基づき、取締役の職務の執行を監査しています。

監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席するとともに、取締役等からの業務執行状況等の聴取、重要書類の閲覧、支店の往査等を行っています。

## 取締役会の諮問機関

DBJの企業目的とサステナビリティ経営の追求のため、経営における透明性の確保・外部有識者の知見反映の観点から取締役会の諮問機関として、下記の委員会を設置しています。

### 業務監査委員会

取締役会より内部監査に関する重要事項を決定及び審議する権限を委任される機関として業務監査委員会を設置しています。なお、2016年度においては、2回開催しています。

### 報酬委員会

報酬に関する透明性、客観性を確保する観点から、社外取締役を含む取締役からなる報酬委員会を設置し、DBJにふさわしい役員報酬制度の在り方等について検討を行っています。

### 人事評価委員会

社外取締役を含む外部有識者からなる人事評価委員会を設置し、取締役及び監査役の選任等にかかる人事案の評価を行っています。

## アドバイザリー・ボード

DBJは、2008年10月に株式会社として設立されて以来、経営全般に対する助言等を行う、経営会議の諮問機関としてアドバイザリー・ボードを設置してきました。2015年DBJ法改正において、当分の間、DBJに対し、その業務を行うにあたって他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮することが義務付けられたことから、同ボードをあらためて取締役会の諮問機関として位置づけ、民間金融機関との適正な競争関係の確保に関しても従来にも増して重要な事柄として審議・評価を受けることとしています。なお、2016年度においては2回開催しています。同ボードは産業、インフラ、地域、金融などからの社外有識者と社外取締役により構成されています。

## 社外有識者（五十音順、敬称略）

秋池 玲子（株式会社ポストン・コンサルティング・グループ  
シニア・パートナー・アンド・マネージング・ディレクター）

奥 正之（株式会社三井住友フィナンシャルグループ名誉顧問）

釜 和明（株式会社IHI相談役）

中西 勝則（株式会社静岡銀行代表取締役会長）

根津 嘉澄（東武鉄道株式会社代表取締役社長）

（注）橋・フクシマ・咲江（G&S Global Advisors Inc. 代表取締役社長）は2017年6月29日付でアドバイザリー・ボード委員を退任し、同日付で秋池 玲子が就任しています。

## 社外取締役

三村 明夫（新日鐵住金株式会社相談役名誉会長）

植田 和男（共立女子大学新学部設置準備室長兼国際学部教授）

**特定投資業務モニタリング・ボード**

2015年DBJ法改正において措置された特定投資業務につき、対象案件ごとに政策目的との整合性を含む業務の実績や、民業の補完・奨励及び適正な競争関係の確保等の状況について審議・評価を受けるため、特定投資業務モニタリング・ボードを取締役会の諮問機関として設置しています。なお、2016年度においては、2回開催しています。同ボードは産業、インフラ、地域、金融などからの社外有識者により構成されています。

なお、他の事業者との適正な競争関係の確保にかかる状況等を検証するため、全国銀行協会、全国地方銀行協会及び第二地方銀行協会(会員の民間金融機関を含む)との間で

定期的に意見交換会を実施しています。2016年度はそれぞれ2回(計6回)実施しました。そこでなされた議論や意見の内容等はアドバイザー・ボード、特定投資業務モニタリング・ボードにて報告・議論しています。

**社外有識者(五十音順、敬称略)**

- 奥 正之 (株式会社三井住友フィナンシャルグループ名誉顧問)
- 高木 伸 (一般社団法人全国銀行協会副会長兼専務理事)
- 中西 勝則 (株式会社静岡銀行代表取締役会長)
- 山内 孝 (マツダ株式会社相談役)
- 横尾 敬介 (公益社団法人経済同友会副代表幹事・専務理事)
- 渡 文明 (JXTGホールディングス株式会社名誉顧問)

**経営会議**

取締役会より業務執行の決定権限等を委任される機関として経営会議を設置しています。経営会議は、経営に関する重要事項を決定します。なお、2016年度においては、36回開催しています。

**経営会議傘下の社内委員会等**

名称	役割
ALM・リスク管理委員会	ポートフォリオのリスク管理及びALM運営に関する重要事項の決定及び審議
一般リスク管理委員会	オペレーショナル・リスク管理、システムリスク管理、法令等遵守、反社会的勢力等への対応等、顧客保護等管理等に関する重要事項の決定及び審議
投融資決定委員会	投融資案件及び投融資管理案件に関する決定及び審議ならびに海外業務の戦略及び運営・管理態勢に関する決定
新業務等審査会	新業務等の取り組みの開始に関する決定及び審議
投融資審議会	投融資案件の事前審議及びモニタリングならびに海外業務の戦略及び運営・管理態勢に関する事項の審議
<b>サステナビリティ委員会</b>	経済価値と社会価値の両立及びステークホルダーとの対話に関する事項の審議
基幹業務システム再構築委員会	基幹業務システム再構築の取り組み方針に関する事項の審議

2017年度より、サステナビリティ基本方針(→P12)に掲げる持続可能な社会の実現への貢献を一層進めるため、サステナビリティ委員会を設置しました。ESGの観点なども踏まえた重要な社会課題を把握し、投融資や資産運用をはじめとする事業活動にその視点を組み込んで参ります。

**主務大臣の認可事項**

DBJ法により、DBJは財務大臣の認可を受けなければならないものが規定されています。主な認可事項は以下の通りです。

- 代表取締役及び監査役の選任等、取締役の兼職
- 定款の変更
- 剰余金の処分、合併・会社分割・解散の決議、事業計画、償還計画、資金調達に関する基本方針 等

## 社外取締役

## 三村 明夫



1963年 4月 富士製鐵株式会社入社  
 2000年 4月 新日本製鐵株式会社代表取締役副社長  
 2003年 4月 同社代表取締役社長  
 2008年 4月 同社代表取締役会長  
 2008年 10月 当行取締役(現職)  
 2012年 10月 新日鐵住金株式会社取締役相談役  
 2013年 6月 新日鐵住金株式会社相談役  
 2013年 11月 新日鐵住金株式会社相談役名誉会長(現職)  
 東京商工会議所会頭(現職)  
 日本商工会議所会頭(現職)

### 第4次中期経営計画の実現に向けたコーポレート・ガバナンスの強化に向けて

DBJが株式会社として新たなスタートを切った2008年より社外取締役の任を受け、現在は、外部有識者の知見を経営に取り込むDBJ独自のコーポレート・ガバナンス機関であるアドバイザリー・ボードの委員も務めさせていただいています。当ボードは、民間金融機関との適正な競争関係の確保状況の審議・評価に加え、経済価値と社会価値の両立を果たそうとするDBJの経営について、その方向性が適切であるか、ガバナンスが機能しているかなど、

第三者視点でチェックする役割も果たしてきました。DBJのステークホルダーでもある産業、インフラ、地域、金融の各分野からの有識者の知見を経営に適切に取り込んでいくことは、変化の激しい経済・社会環境のなかで、DBJがその役割を適切に果たしていく上で不可欠だと考えています。今年度から始まった第4次中期経営計画の実現に向けて、引き続きその職責を果たして参ります。

## 社外取締役

## 植田 和男



1980年 7月 フリティッシュコロンビア大学経済学部助教授  
 1982年 4月 大阪大学経済学部助教授  
 1989年 4月 東京大学経済学部助教授  
 1993年 3月 同大学経済学部教授  
 1998年 4月 日本銀行政策委員会審議委員  
 2005年 4月 東京大学経済学部教授  
 2008年 10月 当行取締役(現職)  
 2017年 4月 共立女子大学新学部設置準備室長兼国際学部教授(現職)  
 東京大学金融教育研究センター センター長(現職)

### サステナビリティ経営の推進に向けたコーポレート・ガバナンスの強化に向けて

昨今の持続可能な社会の実現のために企業に求められている姿勢や取り組みについて、DBJはその出自から、所与のこととして取り組んできました。企業のESG等の取り組みを金融面から促進する評価認証型融資制度など時代の先を見据えた金融プラットフォームの構築や、民間金融機関との補完関係による特定投資業務を通じたリスクマネーの供給などはその取り組みの代表例です。こうしたDBJの取り組みは引き続き、社会・経済の発展という

中長期的な観点から行われるべきで、それを支えるDBJのコーポレート・ガバナンス体制としてモニタリング・ボードとアドバイザリー・ボードがあり、私はその後者の委員として社外有識者とともに経営全般に対する助言等を行っています。

DBJが目指すサステナビリティ経営、社会の持続可能な発展に向けてしっかりとその職責を果たして参ります。

## 内部統制基本方針

DBJは、業務の健全性を確保するために下記の通り、内部管理態勢を構築しています。また業務全般について会計検査院、財務省、金融庁等の検査が行われています。

### 内部統制システムの整備状況

DBJは、会社法に基づき業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)を「内部統制基本方針」として取締役会において定めています。具体的には、法令等遵守態勢、リスク管理態勢、内部監査態勢等をDBJの経営上重要な課題として位置づけ、各規程類の制定、担当部署の設置その他態勢の整備を行っています。

「内部統制基本方針」の全文については、DBJウェブサイトも併せてご覧ください。

## 法令等遵守(コンプライアンス)態勢

法令等遵守がDBJの経営における最重要課題のひとつであることを認識し、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための基本方針として、企業理念、法令等遵守基本方針及び法令等の遵守に関する規程を定めています。DBJではこうした法令等遵守に関する基本規程のほか、コンプライアンスマニュアル、コンプライアンスプログラムの制定・行内周知を通じて、以下の概要にて法令等遵守の徹底に取り組んでいます。

### 法令等の遵守に関する方針

DBJでは、法令等の遵守に関する規程において法令等の遵守に関する方針を、以下の通り定めています。

①役職員は、DBJの社会的使命及び銀行の公の責任を深く自覚し、かつ個々の違法行為及び不正な業務がDBJ全体の信用の失墜を招き、DBJ法に定めるDBJの目的の履行に多大な支障を来すことを十分認識し、常に法令等を遵守した適切な業務を行わなければならない。

## 内部監査の実施

DBJは、執行部門から独立した取締役社長直属の部署として監査部を設置し、業務運営全般にかかる法令等遵守、リスク管理を含む内部管理態勢の適切性・有効性について検証を行い、その評価及び改善のための提言を実施しています。監査計画、監査報告等の内部監査に関する重要事項については、業務監査委員会で審議決定され、取締役会に報告される仕組みとなっています。なお、2017年6月末時点の監査部の人員は21名です。

### 会計監査の実施

DBJは、会計監査人として有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けています。

### 三様監査

DBJでは、監査役、監査部及び会計監査人は、定期的ないし必要に応じて意見・情報交換を行い、有効かつ適切な監査を行うための連携に努めています。

②役職員は、業務の適法性及び適切性に関してDBJが国民に対する説明責任を有することを十分自覚して、業務を行わなければならない。

③DBJは、反社会的勢力に対しては断固とした態度で臨み、警察等関係機関とも連携して一切の関係を遮断する。

### 法令等遵守

DBJでは、法令等の遵守に関連する事項の企画・立案及び法令等の遵守の総合調整を行う統括セクションとして法務・コンプライアンス部を設置しています。また、法令等遵守に関する決定及び審議機関として一般リスク管理委員会を設置し、法令等遵守の実践状況の把握や行内体制の改善等について決定及び審議をしています。具体的な取り組みとしては、法令等に違反する行為を早期に発見し解決すること等を目的とした内部通報制度「コンプライアンス・ホットライン」の設立、利益相反管理に関する基本方針として「利益相反管理規程」の策定と体制整備などを実施しています。



## 顧客保護等管理基本方針、個人情報保護宣言、利益相反管理方針

DBJは、顧客保護等管理態勢及び個人情報保護態勢の整備・確立が、金融機関の業務利用者の保護及び利便性の向上の観点のみならず、DBJの業務の健全性及び適切性の観点から極めて重要であると考えています。そのため、法令等を厳格に遵守し、お客様の利益の保護及び利便性向上のために、「顧客保護等管理基本方針」を定め、さらにこれに基づいた内部規程を策定しています。またこれらについて、説明会等により行内の周知を図っています。

また、「個人情報保護宣言」を制定・公表し、適切な取り扱い

を行うことを宣言しています。

また、DBJは、金融商品取引法上の登録金融機関として、同法及び金融商品取引業等に関する内閣府令により策定を求められている利益相反管理に関する実施の方針を策定し、その概要を公表しています。

「顧客保護等管理基本方針」、「個人情報保護宣言」、  
「利益相反管理方針」については、  
DBJウェブサイトも併せてご覧ください。

## 日本版スチュワードシップ・コードへの対応

DBJは、2014年8月、「『責任ある機関投資家』の諸原則（日本版スチュワードシップ・コード）」（以下「本コード」）を受け入れることを表明しました。本コードにおいて、スチュワードシップ責任とは、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）などを通じて、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図ることを意味するとされています。

DBJは、事業の「選択と集中」や成長戦略の実現に加えて、コーポレート・ガバナンスに対する要請も強まるなか、エクイティが持つ意味の重要性が高まっているとの認識のもと、従前より、エクイティ投資を通じて、お客様である投資先企業が持つ社会的責任にも着目しながら、長期的な発展を支援してきました。投資実行時において、投資先企業やその事業

環境等を深く理解したうえで、経営陣の意向も踏まえつつ、長期の戦略等について投資先企業と共有することはもちろん、投資後においても、DBJが有するネットワーク、情報力、調査力、金融技術力等を活用して、課題に即したトータルソリューションを提供し、投資先企業と対話しながら、その長期的な発展、企業価値の長期的な最大化を実現する取り組みを進めています。

DBJは、本コードの精神が、従前より行っているDBJの投資業務と親和性が高いものと考え、良質なリスクマネーとナレッジの提供を通じて、多様な金融プレーヤーとともに円滑な金融資本市場を形成する観点から、機関投資家が適切にスチュワードシップ責任を果たすにあたり有用と考えられる諸原則を定める本コードの趣旨に賛同しています。

# 取締役、監査役及び執行役員(2017年6月末時点)

## 取締役



代表取締役社長

**柳 正憲**

1974年 日本開発銀行入行  
2015年 当行代表取締役社長



取締役常務執行役員

**富井 聡**

企業ファイナンス部、  
企業投資部担当  
1985年 日本開発銀行入行  
2015年 当行取締役常務執行役員



代表取締役副社長

**木下 康司**

1979年 大蔵省入省  
2015年 当行代表取締役副社長



取締役常務執行役員

**福田 健吉**

審査部、経理部、産業調査部担当  
1983年 日本開発銀行入行  
2016年 当行取締役常務執行役員



代表取締役副社長

**渡辺 一**

1981年 日本開発銀行入行  
2015年 当行代表取締役副社長



取締役常務執行役員

**成田 耕二**

財務部、  
シンジケーション・クレジット業務部、  
サステナビリティ企画部担当  
1987年 大蔵省入省  
2017年 当行取締役常務執行役員



取締役常務執行役員

**菊池 伸**

経営企画部、情報企画部、  
管理部担当  
1984年 日本開発銀行入行  
2015年 当行取締役常務執行役員



社外取締役

**三村 明夫**

新日鐵住金株式会社相談役名誉会長、  
東京商工会議所会頭、  
日本商工会議所会頭  
2008年 当行取締役



取締役常務執行役員

**大石 英生**

業務企画部、金融法人部、  
国際統括部、設備投資研究所担当  
1985年 日本開発銀行入行  
2015年 当行取締役常務執行役員



社外取締役

**植田 和男**

共立女子大学新学部設置準備室長兼  
国際学部教授、  
東京大学金融教育研究センター  
センター長  
2008年 当行取締役

## 監査役



### 常勤監査役

#### 藏重 敦

1986年 日本開発銀行入行  
2017年 当行常勤監査役



### 常勤監査役

#### 栗原 美津枝

1987年 日本開発銀行入行  
2015年 当行常勤監査役



### 常勤監査役(社外)

#### 坪井 達也

1978年 住友信託銀行株式会社入社  
2009年 同社監査役  
2013年 株式会社三井住友トラスト  
基礎研究所代表取締役社長  
2014年 当行常勤監査役



### 社外監査役

#### 伊藤 眞

長島・大野・常松法律事務所顧問  
日本大学大学院法務研究科客員教授  
2008年 当行監査役



### 社外監査役

#### 八田 進二

青山学院大学大学院  
会計プロフェッション研究科教授  
2008年 当行監査役

## 執行役員(取締役兼務者を除く)

### 常務執行役員

#### 廣實 郁郎

企業金融第5部担当

### 常務執行役員

#### 関根 久修

企業金融第6部、  
北海道支店、東北支店、  
新潟支店担当

### 常務執行役員

#### 海津 尚夫

リスク統括部、  
法務・コンプライアンス部担当

### 常務執行役員

#### 穴山 眞

企業金融第1部、  
企業金融第2部担当

### 常務執行役員

#### 地下 誠二

地域企画部、  
ストラクチャードファイナンス部、  
北陸支店、東海支店、  
九州支店、南九州支店担当

### 常務執行役員

#### 篠部 武嗣

企業金融第4部担当

### 常務執行役員

#### 池田 良直

関西支店、中国支店、  
四国支店担当

### 常務執行役員

#### 津田 雅之

都市開発部、  
アセットファイナンス部、  
企業金融第3部担当

### 執行役員

#### 相澤 雅文

金融法人担当

### 執行役員

#### 桐山 毅

企業投資部長

### 執行役員

#### 杉元 宣文

経営企画部長

### 執行役員

#### 清水 博

業務企画部長

### 執行役員

#### 瀬川 隆盛

内部監査担当

### 執行役員

#### 村上 努

人事部長

### 執行役員

#### 竹ヶ原 啓介

産業調査本部副本部長兼  
経営企画部  
サステナビリティ経営室長

※ 男性14名 女性1名(取締役・監査役のうち女性の比率6.7%)

※ 社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針について、該当事項はありません。

※ 社外取締役である三村明夫氏は新日鐵住金株式会社の相談役名誉会長ですが、DBJとの間に特別な利害関係はありません。なお、DBJは、新日鐵住金株式会社との通常の営業取引があります。その他の社外取締役及び社外監査役と、DBJとの間に特別な利害関係はありません。

※ DBJは、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき責任限定契約を締結しています。

- | 67 リスク管理態勢
- | 67 統合リスク管理
- | 70 事業継続への取り組み



## リスク管理態勢

DBJでは、経営の健全性を確保するため、リスク管理を行っています。具体的には、管理すべきリスクを特定・評価したうえで、リスクカテゴリーごとに担当する管理部門を明確化し、リスク統括部を統括部門として、必要なリスク管理態勢を構築しています。

ALM・リスク管理委員会及び一般リスク管理委員会は、取締役会の定めた統合的なリスク管理に関する基本方針に基づき、各リスクについての重要事項の審議及び定期的なモニタリング等を行っています。

### ALM・リスク管理態勢の概要



## 統合リスク管理

リスク統括部では、統合リスク及び各リスクについて計量化に取り組んでいます。経営会議が業務計画やストレステストの結果等を勘案して定めたリスクガイドラインに基づき、リスク統括部は、統合リスク量や各リスクカテゴリーのリスク

量を一定の目標水準にコントロールしています。また、経営企画部は、RAROC等のリスク・リターン計測の取り組みを開始しています。

### ① 信用リスク管理

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。DBJでは、コーポレートローンに加えてノンリコースローン等による与信を行っており、信用リスクの取得は収益の源泉として最重要なリスクカテゴリーの一つと位置づけ、個別案件の与信管理及び銀行全体としてのポートフォリオ管理を行っています。

#### i 個別案件の与信管理

DBJは、投融資にあたっては、事業主体のプロジェクト遂行能力や、プロジェクトの採算性などを中立・公平な立場から審査しているほか、債務者格付制度を設けています。またDBJは、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急

措置に関する法律」(平成10年法律第132号)の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した「自己査定基準」に則り、自主的に資産の自己査定を実施し、信用リスクの適時かつ適切な把握に努めています。「資産自己査定」の結果は監査法人の監査を受けるほか経営陣に報告され、信用リスクや与信額の限度に応じた債務者のモニタリングに活用されています。

DBJでは、個別案件の審査・与信管理にあたり、投融資部店と審査部署にて、相互に牽制が働く態勢としています。

また、投融資決定委員会を開催し、個別案件の管理・運営における重要事項を審議しています。

これらの相互牽制機能により、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しています。

・債務者格付制度

DBJの債務者格付は、取引先等の信用状況を把握する方法として、「評点格付」と「債務者区分」を統合した信用度の尺度を用いて実施しています。

「評点格付」とは、業種横断的な指標・評価項目を選択し、取引先等の信用力を定量・定性の両面からスコアリングにより評価するものです。一方、「債務者区分」とは、一定の抽出事由に該当した債務者について、実態的な財務内容、資金繰り、債務返済の履行状況等により、その返済能力等を総合的に判断するものです。

・資産自己査定制度

資産自己査定とは、債務者格付と対応する債務者区分及び担保・保証等の状況をもとに、回収の危険性、または価値の毀損の危険性の度合いに応じて資産の分類を行うことであり、適時かつ適切な償却・引当等を実施するためのものです。

債務者格付区分表

債務者区分	債務者格付	定義	金融再生法開示債権区分
正常先	1～8格	業況は良好であり、かつ、財務内容にも特段問題がないと認められる債務者。	正常債権
要注意先	9～11格	業況が低調ないし不安定な債務者または財務内容に問題がある債務者など、今後の管理に注意を要する債務者。	
要管理先	12格	要注意先のうち、当該債務者の債権の全部または一部が要管理債権である債務者。	要管理債権
破綻懸念先	13格	現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者。	危険債権
実質破綻先	14格	法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不利な状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者。	破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破綻先	15格	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者。 具体的には、破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者。	

ii ポートフォリオ管理

ポートフォリオ管理については、債務者格付等を基礎に統計分析を行い、与信ポートフォリオ全体が内包する信用リスク量を計測しています。信用リスク量は、一定の与信期間に発生すると予想される損失額の平均値である期待損失(EL:Expected Loss)と、一定の確率で生じ得る最大損失

からELの額を差し引いた非期待損失(UL:Unexpected Loss)によって把握され、ELとULの計測結果をALM・リスク管理委員会に報告しています。

こうしたモニタリングや対応方針の検討を通じて、リスクの制御及びリスク・リターン改善について鋭意検討を進めています。

② 投資リスク

投資リスクは、投資先の財務状況の悪化、または市場環境の変化等により、資産の経済価値が減少ないし消失する結果、損失を被るリスクをいいます。DBJでは、企業、ファンド、インフラ、不動産などに対して未上場を中心としたメザニン・エクイティなどに投資を行っており、当行の収益の源泉として最重要なリスクカテゴリーの一つと位置づけ、個別案件の投資決定・管理及び銀行全体としてのポートフォリオ管理を実施しています。

個別案件管理では、信用リスク管理に準じた審査・投資管理に加え、投資対象区分に応じた目標リターンに基づく投資判断、並びに定期的なモニタリングを実施しています。ポートフォリオ管理では、投資対象区分や回収方法の差異に着目し、信用リスク計測または市場リスク計測の方法を応用したリスクの計量化を行っています。

### ③ 市場リスク

---

DBJでは、市場リスク管理として、金利リスクと為替リスクを主な管理対象としています。DBJでは、市場リスクを投融资業務に付随する受動的なリスクと位置づけており、以下の通り管理しています。なお、特定取引(トレーディング)業務を行っていませんので、同業務に付随するリスクはありません。

#### i 金利リスク

金利リスクとは、金利の変動にともない損失を被るリスクのことで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在しているなかで金利が変動することにより、利益が低下ないしは損失を被るリスクです。

DBJでは、VaR(Value at Risk)、金利感応度分析(Basis Point Value)等多面的な指標によるモニタリングを行うとともに、経営会議で定めたALM方針に基づき、金利リスク及び資金流動性リスクを適切にコントロールすることを通じて、全体の金利収支や経済価値の最適化を図る経常資産負債の総合管理を実施しています。なお、金利リスクのコントロールに関連し、金利スワップ取引等を一部行っています。

### ④ 流動性リスク

---

流動性リスクには、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく不利な条件での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金流動性リスク)と、市場の混乱等により市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)があります。

DBJにおける資金調達は主に、預金をはじめとする短期資金ではなく、社債や長期借入金に加え、国の財政投融资計画に基づく財政融資資金、政府保証債などの長期・安定的な資金に依拠しています。

### ⑤ オペレーショナル・リスク管理

---

DBJでは、内部プロセス・人・システムが不適切もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから生じる損失にかかるリスクを、オペレーショナル・リスクと定義しています。DBJにおいては、リスク管理態勢の整備等の取り

#### ii 為替リスク

為替リスクとは、外貨建資産・負債についてネットベースで資産超または負債超ポジションとなっていた場合に、為替レートが変動することにより損失が発生するリスクです。DBJの為替リスクは外貨建投融資及び外貨建債券発行等により発生しますが、外貨建資産・負債のネットベースのポジションについては為替スワップ取引等により為替リスクを抑制しています。

なお、これらのスワップ取引等にともなうカウンターパーティリスクについては、取り組み相手の信用力を常時把握したうえで限度枠の設定により管理しており、また中央清算機関の利用及び相対のCSA(Credit Support Annex)に基づく証拠金の授受によるリスク管理を図っています。

また、不測の短期資金繰り状況等に備え、資金繰りの逼迫度合いに応じて適切な対応策(コンティンジェンシー・プラン)をあらかじめ定めています。

さらに、日銀決済のRTGS(Real Time Gross Settlement: 1取引ごとに即時に決済を行う方式)を活用して営業時間中の流動性を確保するとともに、決済状況について適切な管理を実施しています。

DBJでは、信用リスクのみならず、市場リスク・流動性リスクについても、ALM・リスク管理委員会において審議を行っています。

組みを通じて、リスクの削減と顕在化の防止に努めています。オペレーショナル・リスク管理については、一般リスク管理委員会において審議を行います。

オペレーショナル・リスク管理のうち、特に事務リスク管理及びシステムリスク管理については、以下の通りです。

### i 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクです。DBJにおいては、マニュアルの整備、事務手続きにおける相互チェックの徹底、教育・研修の実施、システム化による事務作業負担の軽減等を通じ、事務リスクの削減と発生の防止に努めています。

### ii システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動などシステムの不備等にともない損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクを指します。DBJにおいては「システムリスク管理規程」に基づき、システムリスク管理を一元的に行うためにシステムリスク管理部門を設置し、情報システムの企画・開発、運用及び利用の各局面におけるセキュリティスタンダードを定めることにより、全行的なシステムリスク管理態勢の充実、システムリスク管理業務の適切な遂行に努めています。

## 事業継続への取り組み

DBJは、お客様や株主、役職員などのステークホルダーの利益を守り、また、社会的使命を果たすとの観点から、自然災害(とりわけ大規模地震)、インフルエンザ等感染症の蔓延(パンデミック)、システム障害、停電などの様々な緊急事態発生時に、重要業務の継続・早期復旧を図るため、事業継続計画(BCP)を策定しています。

また、重要業務の継続・復旧にかかる方針を定めるにあたっては、地震や火災といった原因事象に応じて個別に対策を検討するのではなく、大規模災害等の場合における本支店の①建物・設備、②役職員、③システムといった重要な経営リソースの被害状況に応じた対策を検討する手法を採っています。

### ①事業継続のための対策

確実な事業継続を図るため、各種の対策を講じています。

#### i システムの堅牢性向上

メインセンターで高度なセキュリティ水準を確保するとともに、万一メインセンターが稼働できない場合に備え、バックアップセンターを構築しています。

#### ii 重層的な通信手段の確保

夜間・休日における対応も含め、役職員の安否や参集の可否等を迅速に把握し、情報伝達を確実にするため、安否確認システムを導入しているほか、主要拠点・要員に対しては衛星電話等を配備することで、重層的な通信手段を確保しています。

### ②BCPの実効性維持・向上のための取り組み

BCPの実効性の維持・向上を図るべく、役職員向けに各種の研修や訓練を実施しています。また、訓練結果や最新の情報を踏まえたBCPの見直しについて、定期的に、また必要

#### iii 指揮命令系統と権限委任

重要業務の継続にかかる意思決定を迅速・確実に実施していくため、災害対策委員会が設置された場合における指揮命令系統と職務権限の代行順位を定めています。

#### iv 初動対応及び重要業務の継続・復旧手順の明確化

緊急時の初動対応や重要業務の継続・復旧について、あらかじめ業務単位で整理することで、混乱状態にあっても、関係部が迅速・確実に重要業務に対応できる態勢を確立しています。

に応じて随時、経営会議において検討し、PDCAサイクルを回すこととしています。



- | 72 沿革
- | 73 大株主の状況  
株式会社化以降のDBJ法の変遷概要
- | 74 組織体制
- | 75 ESG 課題への取り組み
- | 76 コラム  
DBJとサステナビリティの関わり



## 沿革

## 日本開発銀行、北海道東北開発公庫、日本政策投資銀行

年	月	事項
1951年	4月	日本開発銀行(以下「開銀」)設立
1952年		開銀:大阪(現関西)、札幌(現北海道)、名古屋(現東海)、福岡(現九州)の各支店を開設
1956年	6月	北海道開発公庫設立
1957年	4月	北海道開発公庫、北海道東北開発公庫(以下「北東公庫」)に改組、札幌(現北海道)、仙台(現東北)の各支店を開設
1960年		開銀:高松支店(現四国支店)を開設
1961年		開銀:広島(現中国)、金沢(現北陸)の各支店を開設
1962年	4月	開銀:ニューヨーク駐在員事務所を開設
1963年		開銀:鹿児島(1999年10月より南九州支店)、松江の各事務所を開設
1964年	7月	開銀:ロンドン駐在員事務所を開設
1972年	1月	北東公庫:新潟事務所(1989年7月より新潟支店)を開設
1985年	6月	日本開発銀行法を改正 1)出資機能を追加(研究開発、都市開発またはエネルギー利用等にかかる事業で政令で定めるもの) 2)研究開発資金融資機能を追加
1987年	9月	開銀及び北東公庫:NTT株売払収入を財源とする無利子貸付制度創設
1989年		開銀:大分、松山、岡山、富山の各事務所を開設 北東公庫:函館、青森の各事務所を開設
1995年	2月	開銀:震災復旧融資開始
1997年	9月	「特殊法人等の整理合理化について」閣議決定 (開銀及び北東公庫を廃止し、新銀行に統合することが決定される)
1998年	12月	開銀及び北東公庫:金融環境対応融資開始(2000年度末までの時限的措置)
1999年	6月	日本政策投資銀行法(平成11年法律第73号)成立
	10月	開銀と北東公庫の一切の権利・義務を承継し、日本政策投資銀行設立 地域振興整備公団及び環境事業団の融資業務を引き継ぐ釧路事務所、シンガポール駐在員事務所を開設
2002年	5月	日本政策投資銀行法を改正(金融庁による立入検査の導入を追加)
2005年	12月	「行政改革の重要方針」閣議決定
2006年	5月	「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)成立
	6月	「政策金融改革に係る制度設計」が政策金融改革推進本部にて決定
2007年	6月	株式会社日本政策投資銀行法(平成19年法律第85号)成立

## 株式会社日本政策投資銀行

年	月	事項
2008年	10月	株式会社日本政策投資銀行設立(資本金1兆円) 指定金融機関として危機対応業務を開始
	12月	DBJ Singapore Limited開業
2009年	6月	株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律(平成21年法律第67号)成立
	9月	資本金を1兆1,032億32百万円に増資
	11月	DBJ Europe Limited開業
2010年	3月	資本金を1兆1,811億94百万円に増資
2011年	5月	株式会社日本政策投資銀行法の一部改正等(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)成立によるもの)
	12月	資本金を1兆1,873億64百万円に増資
2012年	3月	資本金を1兆1,877億88百万円に増資
	6月	資本金を1兆1,983億16百万円に増資
	12月	資本金を1兆2,069億53百万円に増資
2014年	6月	政投銀投資諮詢(北京)有限公司(旧 政投銀日亜投資諮詢(北京)有限公司)を完全子会社化
2015年	5月	株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律(平成27年法律第23号)成立 特定投資業務を開始 取締役会の諮問機関としてアドバイザリー・ボードを位置づけ 特定投資業務モニタリング・ボードを設置
	8月	資本金の額を2,065億2,900万円減少し、その減少額全額を危機対応準備金として計上

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	43,632	100.00
計	—	43,632	100.00

## 株式会社化以降のDBJ法の変遷概要

DBJは、2008年10月1日に特殊法人から株式会社となりました。政府保有株式を全部処分した後の完全民営化に備え、DBJは、従前から取り組んできた長期の融資業務に加え、エクイティ、メザニンなどのリスクマネーの供給や、M&Aのアドバイザリー業務など、投融資一体の金融サービス提供を通じた企業価値の向上に努めて参りました。

他方、株式会社化直後より、リーマン・ショックや東日本大震災が発生し、DBJは、政府より、大規模な危機対応業務の着実な実行が求められました。これらの危機に対応するため、「株式会社日本政策投資銀行法」(平成19年法律第85号。以下「DBJ法」)が2度改正等され、政府による増資が受けられるようになるとともに、2014度末を目途に、政府による株式保有を含めたDBJの組織のあり方を見直すこととされました。

そして、政府における「成長資金の供給促進に関する検討会」での議論等を踏まえ、2015年5月20日に施行された「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律」では、完全民営化の方針を維持しつつ、大規模な災害や経済危

機等に対応するための資金の供給確保に万全を期すために、当分の間、DBJに対して危機対応業務が義務づけられました。また、地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給を促進する観点から、国から一部出資(産投出資)を受け、「競争力強化ファンド」を強化・発展する形で、新たな投資の仕組みである「特定投資業務」が創設されました。さらに、危機対応及び成長資金の供給に対しDBJの投融資機能を活用することを踏まえ、政府によるDBJの一定以上の株式保有の義務付けなど所要の措置が講じられることとなりました。

こうした組織のあり方の見直しは、政府における「成長資金の供給促進に関する検討会」等で議論された結果を踏まえたものですが、危機対応業務の適確な対応はもとより、日本の金融資本市場において不足していると指摘された成長資金(エクイティやメザニン)供給への取り組みが重要等、株式会社化後のDBJの取り組みが評価され、見直し内容に反映されたものと考えています。

(注) DBJ法全文はデータ編を参照

### 2015年(平成27年)DBJ法改正のポイント

#### 1. 完全民営化の方向性は引き続き維持

改正前	2015年4月1日から概ね5年後から7年後を目途として、全株式を処分し、完全民営化	改正後	<ul style="list-style-type: none"> <li>目的規定(第1条)をはじめ本則は変更なし</li> <li>株式処分については、(会社の目的の達成に与える影響等を踏まえつつ)できる限り早期に</li> </ul>
-----	---	-----	---

#### 2. 危機対応業務の的確な実施を図るための措置を講ずる

改正前	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定金融機関として危機対応業務を実施</li> <li>2015年3月末まで危機対応のための政府出資が可能</li> </ul>	改正後	<ul style="list-style-type: none"> <li>当分の間、危機対応業務を行う責務を有する(併せて定款への記載義務)</li> <li>財務基盤確保のための政府出資規定の延長、当分の間、政府による1/3超の株式保有義務等</li> </ul>
-----	---	-----	---

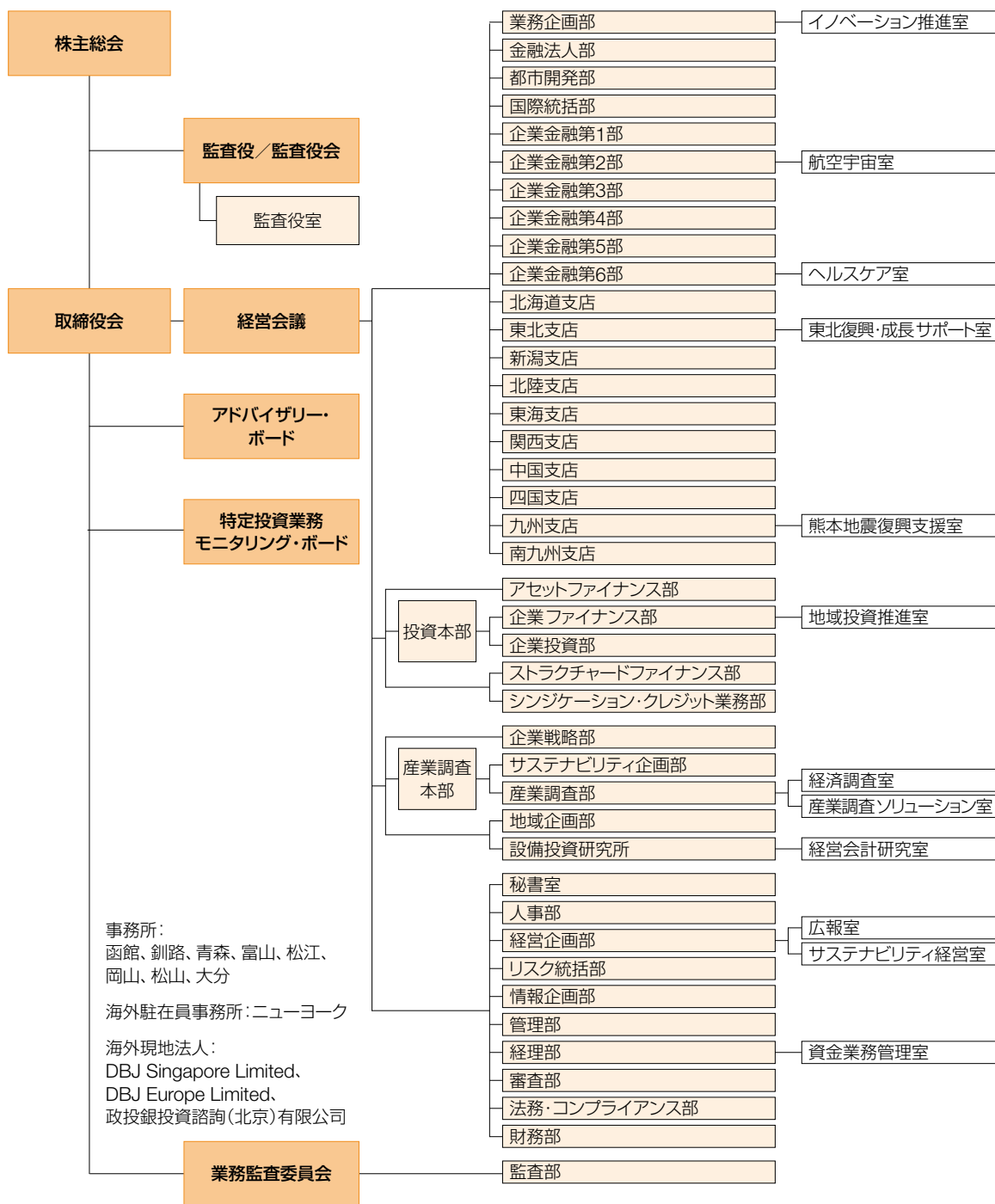
#### 3. 成長資金を集中的に供給する新たな投資(「特定投資」)の仕組みを時限的に創設

改正前	競争力強化ファンド等を通じたリスクマネーの供給	改正後	<ul style="list-style-type: none"> <li>競争力強化ファンドを強化(一部、産投出資による財源措置を実施)する形で、2025年度までの時限措置として「特定投資業務」を実施(併せて定款への記載義務、民業の補完・奨励等)</li> <li>「特定投資業務」が完了するまでの間、政府による1/2以上の株式保有義務</li> </ul>
-----	-------------------------	-----	---

#### 4. 政府関与の継続等を受けた民間金融機関等への配慮規定など

改正前	第3次中期経営計画でも掲げている通り、一般金融機関との協働を業務の中心に据えつつ、緊密なコミュニケーションを実施	改正後	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務全体に対する「適正な競争関係」への配慮義務</li> <li>政府における危機対応・特定投資業務の随時見直しと、その際の民間金融機関の代表者等からの意見聴取義務</li> </ul>
-----	--	-----	--

組織体制 (2017年4月1日現在)



グループ会社

DBJグループはお客様のニーズにあわせて多様なサービスを提供しています。

海外拠点	DBJ Singapore Limited	シンガポールに拠点を置く現法子会社
	DBJ Europe Limited	ロンドンに拠点を置く現法子会社
	政投銀投資諮詢(北京)有限公司	北京・上海に拠点を置く現法子会社
投融資 アセットマネジメント	DBJキャピタル株式会社	ハンズオンによるバリューアップを図りベンチャー企業の立ち上げをサポートするベンチャーキャピタル
	DBJ投資アドバイザー株式会社	DBJが行う付加価値創造型エクイティ投資に関するアドバイザー業務を行う会社
	DBJ証券株式会社	グループの投融資機能を補完する証券機能子会社
	DBJアセットマネジメント株式会社	不動産・プライベートエクイティ等を対象としたアセットマネジメント会社
調査 コンサルティング	株式会社日本経済研究所	調査・コンサルティングを主とする総合シンクタンク
	株式会社価値総合研究所	先進的技術知見や独自の経済モデルを用いた分析力に強みを有する総合シンクタンク
不動産管理/ サービス等	DBJリアルエステート株式会社	DBJグループの管財機能を担う会社
	株式会社コンシスト	情報システムに関するコンサルティングから開発、保守・運用までを行う会社

## ESG 課題への取り組み

DBJグループは、経済価値と社会価値を両立し、持続可能な社会を実現するため、役職員一人ひとりが、環境・社会・ガバナンス(ESG)を巡る課題を常に意識しながら、事業活動を行っています。下表は、DBJの取り組みをESGの観点

から整理したものです。ビジョン2030実現に向け、第4次中期経営計画期間において取り組むべき重要な経営課題に対して目標を定め、PDCAサイクルを運用していきます。

課題	主な取り組み(該当ページ等)	SDGsとの関連
社会課題解決に資する金融サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 運輸・交通ネットワークの高度化(P20~21)</li> <li>● 都市機能の維持・更新・拡充(P22~23)</li> <li>● 産業構造の転換と成長を支援(P24~27)</li> <li>● BCM格付融資を通じたレジリエントな社会構築(P54~55)</li> <li>● 健康経営格付融資を通じた企業の生産性向上(P54~55)</li> </ul>	 
リスクマネーの供給	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 危機対応業務(P32~33)</li> <li>● 特定投資業務(P30~31)</li> </ul>	 
多様性を尊重した人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人材開発、モチベーション向上、働き方改革(P48~49)</li> </ul>	
投融資を通じた低炭素社会への貢献	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 再生可能エネルギー普及拡大の支援(P18~19)</li> <li>● 環境格付融資(P54~55)</li> <li>● DBJ Green Building 認証(P55)</li> </ul>	 
事業活動全般を通じた環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>● サステナビリティボンドの発行(P55)</li> <li>● 環境マネジメントの推進(DBJウェブサイト)</li> </ul>	 

コーポレート・ガバナンス	リスクマネジメント
<ul style="list-style-type: none"> <li>● アドバイザリー・ボード(P59)</li> <li>● 特定投資業務モニタリング・ボード(P60)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 統合リスク管理の高度化(P67~70)</li> <li>● 事業継続への取り組み(P70)</li> </ul>

コラム

## DBJとサステナビリティのかかわり

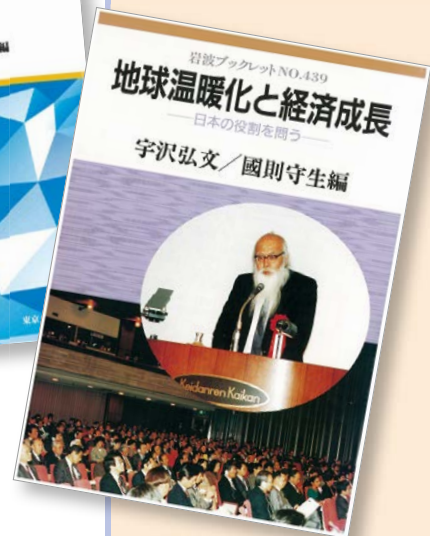
### サステナブルな社会づくりレポート

DBJは、多様なステークホルダーの皆様とのコミュニケーションツールとして、2003年に政府系金融機関として初めて、社会環境報告書を発行しました。2004年からは、DBJが金融というツールをもって、サステナブルな社会の実現に貢献するという強い意志を含め「サステナブルな社会づくりレポート」と名称を改めました。当時から現在に至るまで、法令遵守や社会貢献活動に留まらず、業務を通じたCSRを実践し、持続可能な社会を実現するという考えに基づき、グループ丸となって業務に取り組んでおり、この考え方は、現在のDBJグループの企業理念、価値観の礎として、役職員を通じて企業活動に反映されています。



### サステナビリティに関する研究

DBJの設備投資研究所は長年にわたりアカデミックな視点からサステナビリティについて考えてきました。戦後の高度成長を理論的に支え、初代研究所長を務めた下村治博士は、第1次石油危機後から、資源制約下での持続的な経済の在り方を求めて「ゼロ成長論」を展開しました。また、世界的な理論経済学者で同研究所の顧問を50年近く務めた宇沢弘文先生は、1974年の著書『自動車の社会的費用』で自然環境や人間的な社会と共生可能な経済の在り方を論じ、後に市場経済の基盤であり持続可能な社会の構築に不可欠な「社会的共通資本」の概念を提唱しました。



同研究所は、1993年に「地球温暖化研究センター」を設置するなど、多くの学識者の協力を得ながらこうした研究の流れを継承・発展させ、経済社会や企業経営のサステナビリティに関する研究を常にリードしてきました。

78	株式会社日本政策投資銀行法
97	財務の状況

## 株式会社日本政策投資銀行法

(平成19年法律第85号)

制定：平成19年6月13日法律第85号

施行：平成29年4月1日

改正：平成28年6月3日法律第62号

## 第一章 総則（第一条・第二条）

## 第二章 業務等（第三条—第二十五条）

## 第三章 雑則（第二十六条—第二十九条）

## 第四章 罰則（第三十条—第三十五条）

## 附則

## 第一章 総則

## (目的)

第一条 株式会社日本政策投資銀行（以下「会社」という。）は、その完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、出資と融資を一体的に行う手法その他高度な金融上の手法を用いた業務を営むことにより日本政策投資銀行の長期の事業資金に係る投融資機能の根幹を維持し、もって長期の事業資金を必要とする者に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与することを目的とする株式会社とする。

## (商号の使用制限)

第二条 会社でない者は、その商号中に株式会社日本政策投資銀行という文字を使用してはならない。

2 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第六条第二項の規定は、会社には適用しない。

## 第二章 業務等

## (業務の範囲)

第三条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

- 一 預金（譲渡性預金その他政令で定めるものに限る。）の受入れを行うこと。
- 二 資金の貸付けを行うこと。
- 三 資金の出資を行うこと。
- 四 債務の保証を行うこと。
- 五 有価証券（第七号に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第八号において同じ。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下この号及び第十一号において同じ。）に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもってするものに限る。）を行うこと（第三号に掲げる業務に該当するものを除く。）。
- 六 有価証券の貸付けを行うこと。
- 七 金銭債権（譲渡性預金証書その他の財務省令で定める証書をもって表示されるものを含む。）の取得又は譲渡を行うこと。
- 八 特定目的会社が発行する特定社債又は優先出資証券（資産流動化計画において当該特定社債又は優先出資証券の発行により得られる金銭をもって指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限り、特定社債にあっては、特定短期社債を除く。）その他これらに準ずる有価証券として財務省令で定めるもの（以下この号において「特定社債等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱いを行うこと。
- 九 短期社債等の取得又は譲渡を行うこと。

十 銀行（銀行法第二条第一項に規定する銀行をいう。以下同じ。）その他政令で定める金融業を行う者のために資金の貸付けを内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うこと。

十一 金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）を行うこと（第七号に掲げる業務に該当するものを除く。）。

十二 金融商品取引法第二条第八項第七号に掲げる行為を行うこと。

十三 金融商品取引法第二条第八項第九号に掲げる行為を行うこと（募集又は売出しの取扱いについては、同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者（同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。）の委託を受けて当該金融商品取引業者のために行うものに限る。）。

十四 金融商品取引法第二条第八項第十一号に掲げる行為を行うこと。

十五 金融商品取引法第二条第八項第十三号に掲げる行為を行うこと。

十六 金融商品取引法第二条第八項第十五号に掲げる行為を行うこと。

十七 金融商品取引法第三十三条第二項各号に掲げる有価証券（当該有価証券が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利を含む。）又は取引について、同項各号に定める行為を行うこと（第三号、第五号、第七号から第九号まで、第十一号及び第十三号に掲げるものを除く。）。

十八 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換若しくは株式移転に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行うこと。

十九 他の事業者の経営に関する相談に応じること又は他の事業者の事業に関して必要となる調査若しくは情報の提供を行うこと。



- 二十 金融その他経済に関する調査、研究又は研修を行うこと。
- 二十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 会社は、前項の業務を営むほか、財務大臣の認可を受けて、その目的を達成するために必要な業務を営むことができる。
- 3 第一項第五号及び第六号並びに第五項の「有価証券」とは、金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。
- 4 第一項第五号及び第九号並びに次項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。
- 一 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債
- 二 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債
- 三 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第八項に規定する特定短期社債
- 四 その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの
- イ 各権利の金額が一億円を下回らないこと。
- ロ 元本の償還について、権利の総額の払込みのあった日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。
- ハ 利息の支払期限を、ロの元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。
- 5 第一項第七号に掲げる業務には同号に規定する証書をもって表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、同項第九号に掲げる業務には短期社債等について、金融商品取引法第二条第八項第一号から第六号まで及び第八号から第十号までに掲げる行為を行う業務を含むものとする。
- 6 第一項第八号の「特定目的会社」、「資産流動化計画」、「特定社債」、「特定短期社債」又は「優先出資証券」とは、それぞれ資産の流動化に関する法律第二条第三項、第四項又は第七項から第九項までに規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債、特定短期社債又は優先出資証券をいう。
- 7 会社が第一項第十号に掲げる業務を営む場合には、銀行法第五十二条の三十六第一項の規定その他同号に規定する政令で定める金融業を行う者に関し適用される同項の規定に相当する規定であって政令で定めるものは、適用しない。

**（金融商品取引法の規定の読替え適用等）**

第四条 会社についての金融商品取引法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条第八項	「協同組織金融機関」という。）	「協同組織金融機関」という。）、株式会社日本政策投資銀行
第二条第十一項、第二十七条の二十八第三項、第二十八条第四項、第三十三条第一項、第三十三条の五第二項、第三十三条の七、第五十八条、第六十条の十四第一項、第六十六条並びに第二百二条第二項第一号及び第二号	協同組織金融機関	協同組織金融機関、株式会社日本政策投資銀行
第三十三条の八第一項	金融機関である場合	金融機関である場合又は株式会社日本政策投資銀行が株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）第三条第一項第十六号に掲げる業務を行う場合

- 2 会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。以下この項において同じ。）、監査役若しくは執行役又は使用人は、金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。以下この項において同じ。）の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役に就任した場合（金融商品取引業者の取締役、会計参与、監査役又は執行役が会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役を兼ねることとなった場合を含む。）又は金融商品取引業者の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役を退任した場合には、財務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を財務大臣に届け出なければならない。

**（日本政策投資銀行債の発行）**

- 第五条 会社は、日本政策投資銀行債を発行することができる。
- 2 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百二条の規定は、会社が日本政策投資銀行債を発行する場合には、適用しない。
- 3 会社は、外国を発行地とする日本政策投資銀行債に限り、その社債券（その利札を含む。以下この項並びに第十三条第三項及び第四項第一号において同じ。）を失った者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、日本政策投資銀行債の社債券を発行することができる。

**（日本政策投資銀行債の発行方法）**

- 第六条 日本政策投資銀行債の社債券を発行する場合には、当該社債券は、無記名式とする。ただし、応募者又は所有者の請求により記名式とすることができる。
- 2 会社は、日本政策投資銀行債の社債券を発行する場合には、当該社債券の応募者との間で、当該社債券に係る保護預り契約であって財務省令・内閣府令で定める事項を内容とするものを締結してはならない。
- 3 会社は、日本政策投資銀行債を発行する場合には、売出しの方法によることができる。この場合においては、売出期間を定めなければならない。

- 4 会社は、日本政策投資銀行債の社債券を発行する場合には、その券面に次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 会社の商号
  - 二 当該社債券に係る社債の金額
  - 三 当該社債券に係る日本政策投資銀行債の利率
  - 四 当該社債券に係る日本政策投資銀行債の償還の方法及び期限
  - 五 当該社債券の番号
- 5 会社は、売出しの方法により日本政策投資銀行債を発行しようとするときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。
- 一 売出期間
  - 二 日本政策投資銀行債の総額
  - 三 数回に分けて日本政策投資銀行債の払込みをさせるときは、その払込みの金額及び時期
  - 四 日本政策投資銀行債発行の価額又はその最低価額
  - 五 社債、株式等の振替に関する法律の規定によりその権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる日本政策投資銀行債を発行しようとするときは、同法の適用がある旨
  - 六 前項第一号から第四号までに掲げる事項
- 6 会社は、日本政策投資銀行債を発行する場合には、割引の方法によることができる。

#### (日本政策投資銀行債の消滅時効)

第七条 会社が発行する日本政策投資銀行債の消滅時効は、元本については十五年、利子については五年で完成する。

#### (通貨及証券模造取締法の準用)

第八条 通貨及証券模造取締法(明治二十八年法律第二十八号)は、会社が発行する日本政策投資銀行債の社債券の模造について準用する。

#### (預金の受入れ等を開始する場合の特例)

- 第九条 会社は、第三条第一項第一号に規定する預金の受入れ又は日本政策投資銀行債の発行を開始しようとするときは、あらかじめ、財務大臣の承認を受けなければならない。
- 2 財務大臣は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。
  - 3 内閣総理大臣は、前項の規定による協議があった場合において、必要があると認めるときは、財務大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。
  - 4 内閣総理大臣は、第二項の規定による協議があった場合において、特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、会社に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。
  - 5 会社が第一項の承認を受けた場合における会社が営む業務については、銀行法第四条第一項及び長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第四条第一項の規定は、適用しない。

#### (銀行法の準用)

- 第十条 銀行法第十二条の二(第三項を除く。)、第十三条、第十三条の二、第十三条の四、第十四条、第十四条の二、第二十条、第二十一条、第二十三条及び第五十七条の四(第一号に係る部分に限る。)の規定は、前条第一項の承認を受けた会社について準用する。この場合において、これらの規定(同法第十三条の四後段及び第二十条第七項を除く。)中「内閣総理大臣」とあるのは「財務大臣及び内閣総理大臣」と、「内閣府令」とあるのは「財務省令・内閣府令」と、同法第十三条の四中「第三十八条第一号及び第二号並びに第三十八条の二」とあるのは「第三十八条の二」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 2 前項において読み替えて準用する銀行法第十三条の四において読み替えて準用する金融商品取引法の規定の適用については、当該規定中「内閣府令」とあるのは、「財務省令・内閣府令」とする。
  - 3 政府は、第一項において読み替えて準用する銀行法の規定に基づき命令を定めるに当たっては、前条第一項の承認をする時点における会社の資金の貸付けその他の業務の利用者の利益が不当に侵害されないよう、配慮しなければならない。

#### (事業年度)

第十一条 会社の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

#### (株式)

- 第十二条 会社は、会社法第九十九条第一項に規定する募集株式(第三十四条第四号において「募集株式」という。)若しくは同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権(同号において「募集新株予約権」という。)を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を交付しようとするときは、財務大臣の認可を受けなければならない。
- 2 会社は、新株予約権の行使により株式を交付した後、遅滞なく、その旨を財務大臣に届け出なければならない。

#### (社債、日本政策投資銀行債及び借入金)

- 第十三条 会社は、毎事業年度の開始前に、財務省令で定めるところにより、社債(日本政策投資銀行債を除く。以下同じ。)及び日本政策投資銀行債(それぞれ社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。以下この条及び第十八条において同じ。)の発行並びに借入金(弁済期限が一年を超えるものに限る。以下この条及び第十八条において同じ。)の借入れについて、発行及び借入れの金額、社債及び日本政策投資銀行債並びに借入金の表示通貨その他の社債及び日本政策投資銀行債の発行並びに借入金の借入れに係る基本方針を作成し、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 会社は、社債若しくは日本政策投資銀行債を発行したとき、又は借入金の借入れをしたときは、財務省令で定めるところにより、その旨を遅滞なく財務大臣に届け出なければならない。

- 3 会社は、外国を発行地とする社債に限り、その社債券を失った者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、社債券を発行することができる。
- 4 第一項後段及び第二項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
  - 一 会社法第六百九十九条第二項に規定する除権決定を得た後にされる再発行の請求を受けて、社債の社債券又は日本政策投資銀行債の社債券（次号及び第二十五条第二項において「社債券等」という。）を発行した場合
  - 二 第五条第三項又は前項の規定により社債券等を発行した場合

#### （受信限度額及び与信限度額）

- 第十四条 次に掲げるものの合計額は、資本金及び準備金（資本準備金及び利益準備金をいう。以下この条において同じ。）の額の合計額の十四倍に相当する額を超えることとなってはならない。ただし、社債及び日本政策投資銀行債については、発行済みの旧銀行債券（附則第二十六条の規定による廃止前の日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号。以下「旧政投銀法」という。）第四十三条第一項又は第四項の規定に基づき発行された同条第一項に規定する銀行債券をいう。以下同じ。）、社債又は日本政策投資銀行債の借換えのため必要があるときは、当該借換えを行うために必要な期間内に限り、当該額を超えて発行することができる。
- 一 預金の現在額
  - 二 借入金の現在額
  - 三 旧政投銀法第四十二条第五項の規定に基づき受け入れた寄託金の現在額
  - 四 旧銀行債券の元本に係る債務の現在額
  - 五 発行した社債及び日本政策投資銀行債の元本に係る債務の現在額
  - 六 いずれの名義をもってするかを問わず、前各号に掲げるものと同様の経済的性質を有するものの現在額
- 2 次に掲げるものの合計額は、資本金及び準備金の額並びに前項本文の規定による限度額の合計額を超えることとなってはならない。
- 一 資金の貸付け及び譲り受けた債権（第三号に規定する有価証券に係るものを除く。）の現在額
  - 二 保証した債務の現在額
  - 三 取得した有価証券（第三条第三項に規定する有価証券をいい、金融商品取引法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券（当該有価証券が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利を含む。）並びに次号の資金の出資に係るものを除く。）の現在額
  - 四 資金の出資の現在額

#### （代表取締役等の選定等の決議）

- 第十五条 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査等委員である取締役若しくは監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

#### （取締役の兼職の認可）

- 第十六条 会社の常務に従事する取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役）は、財務大臣の認可を受けた場合を除き、他の会社の常務に従事してはならない。
- 2 財務大臣は、前項の認可の申請があつたときは、当該申請に係る事項が会社の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがあると認められる場合を除き、これを認可しなければならない。

#### （事業計画）

- 第十七条 会社は、毎事業年度の開始前に、財務省令で定めるところにより、その事業年度の事業計画を定め、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

#### （償還計画）

- 第十八条 会社は、毎事業年度の開始前に、財務省令で定めるところにより、社債、日本政策投資銀行債及び借入金の償還計画を立てて、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

#### （認可対象子会社）

- 第十九条 会社は、次に掲げる者（第三号、第四号及び第七号に掲げる者にあつては、個人であるものを除く。以下「認可対象子会社」という。）を子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。）としようとするときは、あらかじめ、財務大臣の認可を受けなければならない。
- 一 銀行
  - 二 長期信用銀行（長期信用銀行法第二条に規定する長期信用銀行をいう。）
  - 三 金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）
  - 四 貸金業者（貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者をいい、前号に掲げる者を兼ねることその他財務省令で定める要件に該当するものを除く。）
  - 五 信託会社（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二条第二項に規定する信託会社をいう。）
  - 六 保険会社（保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）
  - 七 前各号に掲げる者に類するものとして財務省令で定める者

#### （定款の変更等）

- 第二十条 会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分（損失の処理を除く。）、合併、会社分割及び解散の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 2 財務大臣は、前項の認可（合併、会社分割及び解散の決議に係るものに限る。）をしようとするときは、国土交通大臣に協議しなければならない。

#### （貸借対照表等の提出）

- 第二十一条 会社は、事業年度ごとに、財務省令で定めるところにより、当該事業年度の中間事業年度（当該事業年度の四月一日

から九月三十日までの期間をいう。)に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びに当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を財務大臣に提出しなければならない。

#### (財政融資資金の運用に関する特例)

第二十二條 財政融資資金(財政融資資金法(昭和二十六年法律第百号)第二条の財政融資資金をいう。以下同じ。)は、同法第十条第一項の規定にかかわらず、第三条第一項及び第二項に規定する会社の業務に要する経費に充てるため会社が借入れをする場合における会社に対する貸付け(第二十四条において単に「貸付け」という。)に運用することができる。

第二十三條 財政融資資金は、財政融資資金法第十条第一項の規定にかかわらず、第三条第一項及び第二項に規定する会社の業務に要する経費に充てるため会社が発行する社債又は日本政策投資銀行債(次項、次条及び第二十五条第一項において「社債等」という。)に運用することができる。

2 財政融資資金を社債等又は旧銀行債券に運用する場合には、社債等及び旧銀行債券の発行残高の十分の五又は会社の一回に発行する社債等の十分の六を超える割合の社債等又は旧銀行債券の引受け、応募又は買入れ(旧銀行債券にあっては、買入れに限る。以下この項において「引受け等」という。)を

行ってはならない。この場合において、財政融資資金により引受け等を行う社債等又は旧銀行債券は、利率、担保、償還の方法、期限その他の条件において、当該引受け等以外の引受け等に係るものとその種類を同じくするものでなければならない。

第二十四條 第二十二條の規定により貸付けに運用される財政融資資金又は前条第一項の規定により社債等に運用される財政融資資金に係る財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律(昭和四十八年法律第七号)の規定の適用については、会社を財政融資資金法第十条第一項第七号に規定する法人とみなす。

#### (債務保証)

第二十五條 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、社債等に係る債務について、保証契約をすることができる。

2 政府は、前項の規定によるほか、会社が社債券等を失った者に交付するために会社法第六百九十九条第二項に規定する除権決定を得た後にされる再発行の請求を受けて発行する社債券等又は第五条第三項若しくは第十三条第三項の規定により発行する社債券等に係る債務について、保証契約をすることができる。

## 第三章 雑則

#### (監督上の措置)

第二十六條 会社は、主務大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 主務大臣は、会社の業務若しくは財産又は会社及びその子会社(会社法第二条第三号に規定する子会社であって、認可対象子会社に該当するものに限る。次条第二項及び第五項並びに第三十三条第二項において同じ。)の財産の状況に照らして会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときその他この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、会社の経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して会社の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは会社の財産の供託を命ずることその他業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

#### (報告及び検査)

第二十七條 主務大臣は、会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときその他この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対して報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所その他の施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときその他この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、会社の子会社若しくは会社からその業務の委託を受けた者(以下

この項、第五項及び第三十三条第二項において「受託者」という。)に対して会社の業務の状況に関し参考となるべき報告をさせ、又はその職員に、会社の子会社若しくは受託者の施設に立ち入り、会社の業務の状況に関し参考となるべき業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 会社の子会社又は受託者は、正当な理由があるときは、第二項の規定による報告又は立入検査を拒むことができる。

#### (権限の委任)

第二十八條 財務大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項又は第二項の規定による立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の委任に基づき、前条第一項又は第二項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について財務大臣に報告するものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

5 会社が第九条第一項の承認を受けた場合には、前各項の規定は、適用しない。

## (主務大臣)

- 第二十九条 この法律における主務大臣は、財務大臣とする。
- ただし、会社が第九条第一項の承認を受けた場合における次に掲げる事項については、財務大臣及び内閣総理大臣とする。
- 一 第十条において読み替えて準用する銀行法の規定に関する事項
  - 二 第二十六条第二項の規定による命令（同項に規定する会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときにするものに限る。）に関する事項
  - 三 第二十七条第一項の規定による報告徴収及び立入検査（同項に規定する会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときにするものに限る。）に関する事項
  - 四 第二十七条第二項の規定による報告徴収及び立入検査（同項に規定する会社の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときにするものに限る。）に関する事項
- 2 前項ただし書の規定による同項第三号又は第四号に掲げる事項に係る権限は、財務大臣又は内閣総理大臣がそれぞれ単独に行行使することを妨げない。
- 3 次の各号に掲げる大臣は、前項の規定によりその権限を単独で行使したときは、速やかに、その結果を当該各号に定める大臣に通知するものとする。
- 一 財務大臣 内閣総理大臣
  - 二 内閣総理大臣 財務大臣
- 4 第一項ただし書の場合において、第三条第二項中「財務大臣」

とあるのは「財務大臣及び内閣総理大臣」と、第十三条第二項中「財務大臣」とあるのは「財務大臣（日本政策投資銀行債の発行に係るものについては、財務大臣及び内閣総理大臣）」と、第二十条第二項中「国土交通大臣」とあるのは「国土交通大臣及び内閣総理大臣」と、第二十一条中「財務省令で定めるところにより、当該事業年度の中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。）」とあるのは「財務省令（第九条第一項の承認を受けた日の属する事業年度以後の事業年度及び中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下この条において同じ。）」にあっては、財務省令・内閣府令で定めるところにより、当該事業年度の中間事業年度」と、「財務大臣」とあるのは「財務大臣（同項の承認を受けた日の属する事業年度以後の事業年度及び中間事業年度にあっては、財務大臣及び内閣総理大臣）」と読み替えるものとする。

- 5 財務大臣は、第一項ただし書の場合において、第三条第一項第七号又は第八号の財務省令を改正しようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の同意を得なければならない。
- 6 内閣総理大臣は、この法律による権限（前条第一項から第三項までの規定によるものその他政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。
- 7 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

## 第四章 罰則

- 第三十条 会社の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は使用人が、その職務に関して、賄賂を受受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、五年以下の懲役に処する。
- 2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。
- 第三十一条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。
- 第三十二条 第三十条第一項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第四条の例に従う。
- 2 前条第一項の罪は、刑法第二条の例に従う。
- 第三十三条 第二十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、

執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は使用人は、三十万円以下の罰金に処する。

- 2 第二十七条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の子会社又は受託者の取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は使用人は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

- 一 第三条第二項の規定に違反して、業務を営んだとき。
- 二 第四条第二項の規定に違反して、兼職の届出を行わなかったとき。
- 三 第九条第一項の規定に違反して、預金の受入れ又は日本政策投資銀行債の発行を開始したとき。
- 四 第十二条第一項の規定に違反して、募集株式若しくは募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換に際して株式若しくは新株予約権を交付したとき。
- 五 第十二条第二項の規定に違反して、株式を交付した旨の届出を行わなかったとき。

- 六 第十三条第一項の規定に違反して、基本方針の認可を受けなかったとき。
- 七 第十三条第二項の規定に違反して、社債若しくは日本政策投資銀行債を発行した旨又は借入金の借入れをした旨の届出を行わなかったとき。
- 八 第十四条第一項又は第二項の規定に違反して、限度額又は合計額を超えることとなったとき。
- 九 第十六条第一項の規定に違反して、兼職の認可を受けなかったとき。
- 十 第十七条の規定に違反して、事業計画の認可を受けなかったとき。

- 十一 第十八条の規定に違反して、償還計画の認可を受けなかったとき。
- 十二 第十九条の規定に違反して、認可対象子会社を子会社としたとき。
- 十三 第二十一条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。
- 十四 第二十六条第二項の規定による命令に違反したとき。

第三十五条 第二条第一項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

## 附則

### (施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第三条第一項第五号及び第十一号から第十七号まで、第三項、第四項第二号並びに第五項、第四条、第十条、第十四条第二項第三号、第十九条第三号並びに附則第二十一条の規定証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日
- 二 第十九条第四号の規定 貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日
- 三 附則第二十六条から第六十条まで及び第六十二条から第六十五条までの規定 平成二十年十月一日

### (政府保有株式の処分)

- 第二条 政府は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）第六条第二項の規定に基づき、その保有する会社の株式（次項及び附則第三条において「政府保有株式」という。）について、会社の目的の達成に与える影響及び市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、できる限り早期にその全部を処分するものとする。
- 2 政府は、この法律の施行後政府保有株式の全部を処分するまでの間、会社の有する長期の事業資金に係る投融資機能の根幹が維持されるよう、政府保有株式の処分の方法に関する事項その他の事項について随時検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

### (政府の出資)

- 第二条の二 政府は、平成二十四年三月三十一日までの間、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。

### (国債の交付)

- 第二条の三 政府は、平成二十四年三月三十一日までの間、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二条第五号に規定する危機対応業務（以下「危機対応業務」という。）を行う上で会社の財務内容の健全性を確保するため必要

- となる資本の確保に用いるため、国債を発行することができる。
- 2 政府は、前項の規定により、予算で定める金額の範囲内において、国債を発行し、これを会社に交付するものとする。
- 3 第一項の規定により発行する国債は、無利子とする。
- 4 第一項の規定により発行する国債については、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。
- 5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定により発行する国債に関し必要な事項は、財務省令で定める。

### (国債の償還等)

- 第二条の四 会社は、その行う危機対応業務（平成二十四年三月三十一日までに行うものに限る。）に係る資産の増加に応じて必要となる資本の額として財務省令で定めるところにより計算した金額を限り、前条第二項の規定により交付された国債の償還の請求をすることができる。
- 2 政府は、前条第二項の規定により交付した国債の全部又は一部につき会社から償還の請求を受けたときは、速やかに、その償還をしなければならない。
- 3 前項の規定による償還があった場合には、会社の資本金の額は、当該償還の直前の資本金の額と当該償還の額の合計額とする。
- 4 前項の規定の適用がある場合における会社法第四百四十五条第一項の規定の適用については、同項中「場合」とあるのは、「場合及び株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）附則第二条の四第三項の規定の適用がある場合」とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、前条第二項の規定により政府が交付した国債の償還に関し必要な事項は、財務省令で定める。

### (国債の返還等)

- 第二条の五 会社は、平成二十四年七月一日において、附則第二条の三第二項の規定により交付された国債のうち償還されていないものがあるときは、その償還されていない国債を政府に返還しなければならない。
- 2 政府は、前項の規定により国債が返還された場合には、直ちに、これを消却しなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、附則第二条の三第二項の規定により政府が交付した国債の返還及び消却に関し必要な事項は、財務省令で定める。

### (登録免許税の課税の特例)

第二条の六 附則第二条の二の規定による出資があった場合又は附則第二条の四第二項の規定による償還があった場合において会社が受ける資本金の額の増加の登記については、財務省令で定めるところにより登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

### (会社が危機対応業務を行う責務)

第二条の七 会社は、その目的を達成するため、当分の間、株式会社日本政策金融公庫法第二条第四号に規定する被害に対処するための資金を必要とする者に対し円滑に資金が供給されるよう、附則第二条の十、第二条の十一、第二条の二十二及び第二条の二十四から第二条の三十までに定めるところにより、危機対応業務を行う責務を有する。

### (危機対応業務に係る株式の政府保有)

第二条の八 政府は、当分の間、会社による危機対応業務の適確な実施を確保する観点から、会社の発行済株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除く。附則第二条の十三において同じ。）の総数の三分の一を超える株式を保有していなければならない。

### (危機対応業務に係る政府の出資)

第二条の九 政府は、当分の間、会社による危機対応業務の適確な実施のために必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。

### (危機対応業務の実施)

第二条の十 会社は、本店その他の財務大臣が指定する営業所（次項及び附則第二条の三十一第一項第一号において「指定営業所」という。）において危機対応業務を行うものとする。

2 会社は、財務省令で定めるところにより、天災その他のやむを得ない理由により指定営業所において臨時に危機対応業務の全部又は一部を休止する場合を除き、指定営業所において危機対応業務を休止し、又は廃止してはならない。

### (危機対応業務に係る事業計画の特則等)

第二条の十一 会社は、財務省令で定めるところにより、第十七条の事業計画に危機対応業務の実施方針を記載しなければならない。

2 会社は、財務省令で定めるところにより、第二十一条の事業報告書に前項の実施方針に基づく危機対応業務の実施状況を記載しなければならない。

3 会社の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、危機対応業務の適確な実施に関する事項を記載し、又は記録しなければならない。

### (特定投資業務)

第二条の十二 会社は、その目的を達成するため、この条並びに附則第二条の十五から第二条の二十まで及び第二条の二十三から第二条の三十までに定めるところにより、特定投資業務を行うものとする。

2 この条から附則第二条の二十まで並びに附則第二条の二十三、第二条の二十五、第二条の二十七及び第二条の三十一において「特定投資業務」とは、特定事業活動に対する投資業務のうち、地域経済の自立的発展に資する地域の特性を生かした事業活動の活性化又は我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に資する我が国の企業の競争力の強化並びに特定事業活動に対する金融機関その他の者による資金供給の促進に特に寄与すると認められるものであって、附則第二条の十七第一項の認可を受けた日から平成三十三年三月三十一日までに当該投資業務による資金供給の対象となる事業者及び当該資金供給の内容を決定するもの並びにこれに附帯する業務（同年四月一日以後に行うものを含む。）をいう。

3 前項の「特定事業活動」とは、次に掲げる事業活動をいう。  
一 我が国の事業者が、その有する十分に活用されていない経営資源を有効に活用し、新たな事業の開拓を行うこと又はその行う事業の分野と事業の分野を異にする事業者と有機的に連携し、経営資源を有効に組み合わせることを主とする経営の革新を行うことにより、その生産性又は収益性を向上させることを目指して行う事業活動

二 前号に掲げる事業活動に対し資金供給を行う事業活動

4 第二項の「投資業務」とは、次に掲げる資金供給の業務をいう。

一 劣後特約付金銭消費貸借（元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であって、財務省令で定めるものをいう。）による資金の貸付けを行うこと。

二 資金の出資を行うこと。

三 劣後特約付社債（元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された社債であって、財務省令で定めるものをいう。）の取得を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、あらかじめ財務大臣の承認を受けた手法を用いて資金供給を行うこと。

### (特定投資業務に係る株式の政府保有)

第二条の十三 政府は、会社が特定投資業務を完了するまでの間、会社による特定投資業務の適確な実施を確保する観点から、会社の発行済株式の総数の二分の一以上に当たる株式を保有していなければならない。

### (特定投資業務に係る政府の出資等)

第二条の十四 政府は、平成三十三年三月三十一日までの間、会社による特定投資業務の適確な実施のために必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。

2 会社は、前項の規定による出資により払い込まれた金銭を特定投資業務のための資金以外の資金に充ててはならない。

### (特定投資業務における一般の金融機関が行う金融等の補完又は奨励)

第二条の十五 会社は、特定投資業務を行うに当たっては、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完し、又は奨励することを旨とするものとする。

**(特定投資指針)**

第二条の十六 財務大臣は、会社が特定投資業務を行うに当たって従うべき指針（次項及び次条第一項において「特定投資指針」という。）を定め、これを公表するものとする。

- 2 特定投資指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 特定投資業務による資金供給の対象となる事業者及び当該資金供給の内容を決定するに当たって従うべき基準
  - 二 特定投資業務に関する財務の適正な管理に関する事項
  - 三 会社と他の事業者との間の適正な競争関係の確保に関する事項
  - 四 特定投資業務の実施状況について評価及び監視を行うための体制に関する事項
  - 五 財務大臣に対する特定投資業務の実施状況の報告に関する事項
  - 六 その他特定投資業務の適確な実施を確保するために必要な事項

**(特定投資業務規程)**

第二条の十七 会社は、財務省令で定める特定投資業務の実施に関する事項について、特定投資指針に即して、特定投資業務に関する規程（次項において「特定投資業務規程」という。）を定め、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 財務大臣は、前項の規定により認可をした特定投資業務規程が会社による特定投資業務の適確な実施上不適当となったと認めるときは、会社に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

**(特定投資業務に係る事業計画の特則等)**

第二条の十八 会社は、財務省令で定めるところにより、特定投資業務を完了するまでの間、第十七条の事業計画に特定投資業務の実施方針を記載しなければならない。

- 2 会社は、財務省令で定めるところにより、特定投資業務を完了した日を含む事業年度までの各事業年度に係る第二十一条の事業報告書に前項の実施方針に基づく特定投資業務の実施状況を記載しなければならない。
- 3 会社の定款には、特定投資業務を完了するまでの間、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、特定投資業務の適確な実施に関する事項を記載し、又は記録しなければならない。

**(特定投資業務等に係る収支の状況)**

第二条の十九 会社は、事業年度ごとに、財務省令で定めるところにより、特定投資業務を完了した日を含む事業年度までの各事業年度に係る次に掲げる業務の区分ごとの収支の状況を記載した書類を財務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

- 一 特定投資業務
- 二 前号に掲げる業務以外の業務

**(特定投資業務の完了)**

第二条の二十 会社は、経済情勢、特定投資業務による資金供給の対象となった事業者の事業の状況その他の事情を考慮しつつ、

平成三十八年三月三十一日までに、特定投資業務において保有する全ての有価証券（金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。）及び債権の譲渡その他の処分を行い、特定投資業務を完了するように努めなければならない。

- 2 会社は、特定投資業務を完了したときは、速やかに、その旨を財務大臣に届け出なければならない。
- 3 財務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公表するものとする。

**(適正な競争関係の確保)**

第二条の二十一 会社は、当分の間、その業務を行うに当たっては、他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮しなければならない。

- 2 会社は、財務省令で定めるところにより、当分の間、第十七条の事業計画に他の事業者との間の適正な競争関係の確保に係る方針を記載しなければならない。
- 3 会社は、財務省令で定めるところにより、当分の間、第二十一条の事業報告書に前項の方針に基づく業務の実施状況を記載しなければならない。

**(危機対応準備金)**

第二条の二十二 会社は、危機対応準備金を設け、附則第二条の九の規定により政府が出資した金額をもってこれに充てるものとする。

- 2 会社は、附則第二条の九の規定による政府の出資があったときは、会社法第四百四十五条第二項の規定にかかわらず、附則第二条の九の規定により出資された額の全額を危機対応準備金の額として計上するものとする。この場合において、同法第四百四十五条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）」とする。

**(特定投資準備金及び特定投資剰余金)**

第二条の二十三 会社は、特定投資準備金を設け、附則第二条の十四第一項の規定により政府が出資した金額、第三項の規定により資本金又は準備金の額を減少した金額及び第四項の規定により剰余金の額を減少した金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。

- 2 会社は、附則第二条の十四第一項の規定による政府の出資があったときは、会社法第四百四十五条第二項の規定にかかわらず、附則第二条の十四第一項の規定により出資された額の全額を特定投資準備金の額として計上するものとする。この場合において、同法第四百四十五条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）」とする。
- 3 会社は、特定投資業務を適確に実施するために必要があると認める場合には、資本金又は準備金の額を減少して、特定投資準備金の額を増加することができる。この場合における会社法第四百四十七条から第四百四十九条までの規定の適用については、同法第四百四十七条第一項第二号中「準備金とするとき」とあるのは「準備金又は株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年



法律第八十五号) 附則第二条の二十三第一項の特定投資準備金(以下この号、次条第一項第二号及び第四百四十九条第一項において「特定投資準備金」という。)とするとときと、「準備金とする額」とあるのは「準備金又は特定投資準備金とする額」と、同法第四百四十八条第一項第二号中「資本金」とあるのは「資本金又は特定投資準備金」と、同法第四百四十九条第一項中「資本金とする」とあるのは「資本金又は特定投資準備金とする」とする。

- 4 会社は、特定投資業務を適確に実施するために必要があると認める場合には、剰余金の額を減少して、特定投資準備金の額を増加することができる。この場合においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
  - 一 減少する剰余金の額
  - 二 特定投資準備金の額の増加がその効力を生ずる日
- 5 前項各号に掲げる事項の決定は、株主総会の決議によらなければならない。
- 6 第四項第一号の額は、同項第二号の日における剰余金の額を超えてはならない。
- 7 会社は、特定投資剰余金を設け、財務省令で定めるところにより、毎事業年度の特定投資業務に係る損益計算上生じた利益又は損失の金額を計上するものとする。

#### (受信限度額及び与信限度額の特別)

第二条の二十四 危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額が計上されている場合における第十四条の規定の適用については、当該計上されている額の合計額を資本金及び準備金の額に算入するものとする。

#### (剰余金の額等)

第二条の二十五 会社は、剰余金の額の計算上、最終事業年度(会社法第二条第二十四号に規定する最終事業年度をいう。次項において同じ。)の末日における危機対応準備金、特定投資準備金及び特定投資剰余金の額の合計額を、資本金及び準備金の額の合計額に算入するものとする。

- 2 会社は、剰余金の額の計算上、第一号から第三号までに掲げる額の合計額を会社法第四百四十六条第一号から第四号までに掲げる額の合計額に、第四号から第六号までに掲げる額の合計額を同条第五号から第七号までに掲げる額の合計額に、それぞれ算入するものとする。
  - 一 最終事業年度の末日後に危機対応準備金の額の減少をした場合における当該減少額(附則第二条の二十七第四項第一号の危機対応準備金の額を除く。)
  - 二 最終事業年度の末日後に特定投資準備金の額の減少をした場合における当該減少額(附則第二条の二十七第四項第一号の特定投資準備金の額のうち国庫に納付した金額を除く。)
  - 三 最終事業年度の末日後に特定投資剰余金の額の減少をした場合における当該減少額(附則第二条の二十七第四項第一号の特定投資剰余金の額のうち国庫に納付した金額を除く。)
  - 四 最終事業年度の末日後に資本金又は準備金の額を減少して特定投資準備金の額を増加した場合における当該減少額
  - 五 最終事業年度の末日後に剰余金の額を減少して特定投資準備金の額を増加した場合における当該減少額

六 前二号に掲げるもののほか、財務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額

- 3 会社は、会社法第四百六十一条第二項に規定する分配可能額(附則第二条の二十七第六項において「分配可能額」という。)の計算に当たっては、同法第四百四十一条第一項に規定する臨時計算書類につき同条第四項の承認(同項ただし書に規定する場合にあっては、同条第三項の承認)を受けた場合における同条第一項第二号の期間の特定投資業務に係る利益の額として各勘定科目に計上した額その他の財務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額を同法第四百六十一条第二項第一号及び第二号に掲げる額の合計額から減ずるものとする。

#### (欠損の填補を行う場合の危機対応準備金等の額の減少)

第二条の二十六 会社は、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額(特定投資剰余金の額にあっては、当該額が零を超えている場合に限る。)を減少することができる。この場合においては、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 減少する危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額
  - 二 危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額の減少がその効力を生ずる日
- 2 前項の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
  - 3 第一項第一号の危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額は、それぞれ同項第二号の日における危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額を超えてはならない。
  - 4 第一項第一号の危機対応準備金の額、特定投資準備金の額及び特定投資剰余金の額の合計額は、同項の株主総会の日における欠損の額として財務省令で定める方法により算定される額を超えてはならない。
  - 5 特定投資剰余金の額が零以下である場合には、第一項第一号の特定投資準備金の額は、特定投資準備金の額を減少することができる額として財務省令で定める方法により算定される額を超えてはならない。
  - 6 会社は、第一項の規定により危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額を減少した後において会社の剰余金の額が零を超えることとなったときは、その超える部分の額に相当する金額により、この項の規定による危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額の増加額の累計額がそれぞれ当該減少した額の累計額に達するまで、財務省令で定めるところにより、危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額を増加しなければならない。

#### (国庫納付金)

第二条の二十七 会社は、危機対応業務の適確な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと認める場合には、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとする。この場合において、会社は、当該国庫に納付する金額に相当する額により危機対応準備金を減少するものとする。

- 2 会社は、特定投資業務の実施状況及び財務状況を勘案し、特定投資業務を適確に実施するために必要がないと認める場合には、特定投資準備金の額の全部又は一部を減少することができる。この場合においては、当該減少額のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額として特定投資準備金の額に占める附則第二条の十四第一項の規定により政府が出資した金額の割合を基礎として財務省令で定めるところにより算定した額を国庫に納付するものとする。
- 3 会社は、特定投資剰余金の額が零を超えている場合において、特定投資業務の実施状況及び財務状況を勘案し、特定投資剰余金の額の全部又は一部を減少することができる。この場合においては、当該減少額のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額として特定投資準備金の額に占める附則第二条の十四第一項の規定により政府が出資した金額の割合を基礎として財務省令で定めるところにより算定した額を国庫に納付するものとする。
- 4 前三項の場合においては、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。
  - 一 減少する危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額
  - 二 危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額の減少がその効力を生ずる日
- 5 前項の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 6 第一項から第三項までの規定により納付する金額の合計額は、第四項第二号の日における分配可能額を超えてはならない。

- 第二条の二十八 会社は、清算をする場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、清算の日における危機対応準備金の額（附則第二条の二十六第一項の規定により危機対応準備金の額を減少した後において、同条第六項の規定による危機対応準備金の額の増加額の累計額が当該減少した額の累計額に満たない場合には、その不足額を加えた額）並びに同日における特定投資準備金及び特定投資剰余金の額の合計額（同条第一項の規定により特定投資準備金の額を減少した後において、同条第六項の規定による特定投資準備金の額の増加額の累計額が当該減少した額の累計額に満たない場合又は同条第一項の規定により特定投資剰余金の額を減少した後において、同条第六項の規定による特定投資剰余金の額の増加額の累計額が当該減少した額の累計額に満たない場合には、それぞれの不足額を加えた額）のうち国庫に帰属すべき額に相当する額として特定投資準備金の額に占める附則第二条の十四第一項の規定により政府が出資した金額の割合を基礎として財務省令で定めるところにより算定した額の合計額（当該残余財産の額が当該危機対応準備金の額及び当該算定した額の合計額を下回っているときは、当該残余財産の額）に相当する金額を国庫に納付するものとする。
- 2 前項の規定による納付金の納付は、株主に対する残余財産の分配に先立って行われるものとする。
  - 3 前条第一項から第三項まで及び第一項の規定による納付金に関し、納付の手續その他必要な事項は、政令で定める。

#### （法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律の特例）

第二条の二十九 会社は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第一条の規定にかかわらず、附則第二条の九の規定による出資又は附則第二条の十四第一項の規定による出資に対する利益又は剰余金の配当又は分配については前二条に定めるところによるものとする。

#### （会社法の準用）

第二条の三十 会社法第四百四十九条第六項（第一号に係る部分に限る。）及び第七項並びに第八百二十八条（第一項第五号及び第二項第五号に係る部分に限る。）の規定は、附則第二条の二十六第一項の規定により危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額を減少する場合について準用する。この場合において、同法第四百四十九条第六項第一号中「資本金」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）附則第二条の二十六第一項の規定による危機対応準備金（同法附則第二条の二十二第一項の危機対応準備金をいう。第八百二十八条第一項第五号において同じ。）の額、特定投資準備金（同法附則第二条の二十三第一項の特定投資準備金をいう。同号において同じ。）の額又は特定投資剰余金（同法附則第二条の二十三第七項の特定投資剰余金をいう。同号において同じ。）と、「第四百四十七条第一項第三号」とあるのは「同法附則第二条の二十六第一項第二号」と、同法第八百二十八条第一項第五号中「おける資本金」とあるのは「おける株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十六第一項の規定による危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金」と、「資本金の額の減少の」とあるのは「当該危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額の減少の」と、同条第二項第五号中「破産管財人又は資本金の額の減少について承認をしなかった債権者」とあるのは「又は破産管財人」と読み替えるものとする。

- 2 会社法第四百四十九条（第一項ただし書及び第六項第二号を除く。）及び第八百二十八条（第一項第五号及び第二項第五号に係る部分に限る。）の規定は、附則第二条の二十七第一項の規定により危機対応準備金の額を減少する場合について準用する。この場合において、同法第四百四十九条第一項本文中「資本金又は準備金（以下この条において「資本金等」という。）とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）附則第二条の二十七第一項の規定により危機対応準備金（同法附則第二条の二十二第一項の危機対応準備金をいう。以下この条並びに第八百二十八条第一項第五号及び第二項第五号において同じ。）と、「場合（減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。）とあるのは「場合」と、「資本金等の」とあるのは「危機対応準備金の」と、同条第二項第一号中「資本金等」とあるのは「危機対応準備金」と、同項第二号中「財務省令」とあるのは「財務省令」と、同条第四項及び第五項ただし書中「資本金等」とあるのは「危機対応準備金」と、同条第六項第一号中「資本金」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十七第一項の規定による危機対応準備金」と、「第四百四十七条第一項第三号」とあるのは「同条第四項第二号」と、同法第八百二十八条第一項第五号中「おけ

る資本金」とあるのは「おける株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十七第一項の規定による危機対応準備金」と、「資本金の額の減少の」とあるのは「当該危機対応準備金の額の減少の」と、同条第二項第五号中「資本金」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十七第一項の規定による危機対応準備金」と読み替えるものとする。

- 3 会社法第四百四十九条（第一項ただし書及び第六項第二号を除く。）及び第八百二十八条（第一項第五号及び第二項第五号に係る部分に限る。）の規定は、附則第二条の二十七第二項の規定により特定投資準備金の額を減少する場合について準用する。この場合において、同法第四百四十九条第一項本文中「資本金又は準備金（以下この条において「資本金等」という。）」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）附則第二条の二十七第二項の規定により特定投資準備金（同法附則第二条の二十三第一項の特定投資準備金をいう。以下この条並びに第八百二十八条第一項第五号及び第二項第五号において同じ。）」と、「場合（減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。）」とあるのは「場合」と、「資本金等の」とあるのは「特定投資準備金の」と、同条第二項第一号中「資本金等」とあるのは「特定投資準備金」と、同項第二号中「法務省令」とあるのは「財務省令」と、同条第四項及び第五項ただし書中「資本金等」とあるのは「特定投資準備金」と、同条第六項第一号中「資本金」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十七第二項の規定による特定投資準備金」と、「第四百四十七条第一項第三号」とあるのは「同条第四項第二号」と、同法第八百二十八条第一項第五号中「おける資本金」とあるのは「おける株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十七第二項の規定による特定投資準備金」と、「資本金の額の減少の」とあるのは「当該特定投資準備金の額の減少の」と、同条第二項第五号中「資本金」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十七第二項の規定による特定投資準備金」と読み替えるものとする。

- 4 会社法第四百四十九条（第一項ただし書及び第六項第二号を除く。）及び第八百二十八条（第一項第五号及び第二項第五号に係る部分に限る。）の規定は、附則第二条の二十七第三項の規定により特定投資剰余金の額を減少する場合について準用する。この場合において、同法第四百四十九条第一項本文中「資本金又は準備金（以下この条において「資本金等」という。）」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）附則第二条の二十七第三項の規定により特定投資剰余金（同法附則第二条の二十三第七項の特定投資剰余金をいう。以下この条並びに第八百二十八条第一項第五号及び第二項第五号において同じ。）」と、「場合（減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。）」とあるのは「場合」と、「資本金等の」とあるのは「特定投資剰余金の」と、同条第二項第一号中「資本金等」とあるのは「特定投資剰余金」と、同項第二号中「法務省令」とあるのは「財務省令」と、同条第四項及び第五項ただし書中「資本金等」とあるのは「特定投資剰余金」と、同条第六項第一号中「資本金」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十七第三項の規定による特定投資剰余金」と、「第四百四十七条第一項第三号」とあるのは「同条第四項第二号」と、同法第八百二十八条第一項第五号中「おけ

る資本金」とあるのは「おける株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十七第三項の規定による特定投資剰余金」と、「資本金の額の減少の」とあるのは「当該特定投資剰余金の額の減少の」と、同条第二項第五号中「資本金」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の二十七第三項の規定による特定投資剰余金」と読み替えるものとする。

#### （罰則）

第二条の三十一 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

- 一 附則第二条の十第二項の規定に違反して、指定営業所において危機対応業務を休止し、又は廃止したとき。
  - 二 附則第二条の十四第二項の規定に違反して、同条第一項の規定による出資により払い込まれた金銭を特定投資業務のための資金以外の資金に充てたとき。
  - 三 附則第二条の十七第二項の規定による命令に違反したとき。
  - 四 附則第二条の十九の規定に違反して、同条各号に掲げる業務の区分ごとの収支の状況を記載した書類を提出せず、若しくは公表せず、又は虚偽の記載をしたものを提出し、若しくは公表したとき。
  - 五 附則第二条の二十第二項の規定に違反して、特定投資業務を完了した旨の届出を行わなかったとき。
- 2 附則第二条の二十四の規定の適用がある場合における第三十四条第八号の規定の適用については、同号中「限度額」とあるのは、「附則第二条の二十四の規定により危機対応準備金、特定投資準備金及び特定投資剰余金の額の合計額を資本金及び準備金の額に算入して計算した限度額」とする。
- 3 附則第二条の十一第一項、第二条の十八第一項又は第二条の二十一第二項の規定の適用がある場合における第三十四条第十号の規定の適用については、同号中「第十七条」とあるのは、「第十七条又は附則第二条の十一第一項、第二条の十八第一項若しくは第二条の二十一第二項」とする。
- 4 附則第二条の十一第二項、第二条の十八第二項又は第二条の二十一第三項の規定の適用がある場合における第三十四条第十三号の規定の適用については、同号中「第二十一条」とあるのは、「第二十一条又は附則第二条の十一第二項、第二条の十八第二項若しくは第二条の二十一第三項」とする。

#### （この法律の廃止その他の措置）

第三条 政府は、政府保有株式の全部を処分したときは、直ちにこの法律を廃止するための措置並びに会社の業務及び機能並びに権利及び義務を会社の有する投融資機能に相応する機能の担い手として構築される組織に円滑に承継させるために必要な措置を講ずるものとする。

#### （準備期間中の業務等の特例）

第四条 会社はその成立の時ににおいて業務を円滑に開始するため、日本政策投資銀行（以下「政投銀」という。）は、準備期間（この法律の施行の日から平成二十年九月三十日までの期間をいう。第五項において同じ。）中、日本政策投資銀行法（附則第二十六条を除き、以下「政投銀法」という。）第四十二条第一

項及び第二項に定めるもののほか、長期借入金の借入れをすることができる。

- 2 政投銀は、この法律の施行の日の属する事業年度にあっては同日以後遅滞なく、平成二十年四月一日に始まる事業年度にあっては同日の前日までに、前項の規定による長期借入金の借入れについて、借入れの金額及び長期借入金の表示通貨その他の長期借入金の借入れに係る基本方針を作成し、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 3 政投銀は、第一項の規定による長期借入金の借入れをしたときは、財務省令で定めるところにより、その旨を遅滞なく財務大臣に届け出なければならない。
- 4 第一項の規定による長期借入金については、政投銀法第四十二条第一項の借入金とみなして、政投銀法第四十四条の規定を適用する。
- 5 政投銀が、準備期間中に政投銀法第四十二条第二項の規定による短期借入金の借入れをした場合には、同条第三項の規定については、同項中「当該事業年度内」とあるのは、「一年以内」とする。
- 6 政投銀が第一項の規定による長期借入金の借入れをする場合には、政投銀法第十三条第二項第一号中「この法律、この法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）若しくはこれらの法律に基づく命令」と、政投銀法第四十八条中「この法律及びこれに基づく政令」とあるのは「この法律及び株式会社日本政策投資銀行法並びにこれらの法律に基づく政令」と、政投銀法第四十九条、第五十条第一項及び第五十二条中「この法律」とあるのは「この法律及び株式会社日本政策投資銀行法」と、政投銀法第五十四条第一号及び第二号中「この法律」とあるのは「この法律又は株式会社日本政策投資銀行法」とする。
- 7 第一項から第四項まで及び前項に規定する「長期借入金」とは、銀行その他の金融機関からの借入金であって、第五項の規定により読み替えて適用する政投銀法第四十二条第三項に規定する短期借入金以外の借入金をいう。
- 8 政投銀法第二十二條第一項に規定する中期政策方針であって平成二十年四月一日を始期とするものについての同項の規定の適用については、同項中「三年間の」とあるのは、「平成十七年四月一日を始期とする」とする。

#### （設立委員）

第五条 財務大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に関して発起人の職務を行わせる。

#### （定款）

第六条 設立委員は、定款を作成して、財務大臣の認可を受けなければならない。

#### （会社の設立に際して発行する株式）

第七条 会社の設立に際して発行する株式に関する次に掲げる事項及び会社が発行することができる株式の総数は、定款で定めなければならない。

- 一 株式の数（会社を種類株式発行会社として設立しようとする場合にあっては、その種類及び種類ごとの数）
  - 二 株式の払込金額（株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。）
  - 三 資本金及び資本準備金の額に関する事項
- 2 会社の設立に際して発行する株式については、会社法第四百四十五条第二項の規定にかかわらず、附則第九条の規定により政投銀が会社の設立に際し出資した財産の額の二分の一を超える額を資本金として計上しないことができる。この場合において、同法第四百四十五条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）」とする。

#### （株式の引受け）

第八条 会社の設立に際して発行する株式の総数は、政投銀が引き受けるものとし、設立委員は、これを政投銀に割り当てるものとする。

- 2 前項の規定により割り当てられた株式による会社の設立に関する株式引受人としての権利は、政府が行行使する。

#### （出資）

第九条 政投銀は、会社の設立に際し、会社に対し、附則第十五条第二項の規定により国が承継する資産を除き、その財産の全部を出資するものとする。

#### （創立総会）

第十条 会社の設立に係る会社法第六十五条第一項の規定の適用については、同項中「第五十八条第一項第三号の期日又は同号の期間の末日のうち最も遅い日以後」とあるのは、「株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）附則第八条第一項の規定による株式の割当後」とする。

#### （会社の成立）

第十一条 附則第九条の規定により政投銀が行う出資に係る給付は、附則第二十六条の規定の施行の時に行われるものとし、会社は、会社法第四十九条の規定にかかわらず、その時に成立する。

#### （設立の登記）

第十二条 会社は、会社法第九百十一条第一項の規定にかかわらず、会社の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。

#### （政府への無償譲渡）

第十三条 政投銀が出資によって取得する会社の株式は、会社の成立の時に、政府に無償譲渡されるものとする。

#### （会社法の適用除外）

第十四条 会社法第三十条及び第二編第一章第三節の規定は、会社の設立については、適用しない。

### (政投銀の解散等)

- 第十五条 政投銀は、会社の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時ににおいて会社が承継する。
- 2 会社の成立の際現に政投銀が有する権利のうち、会社が将来にわたり業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められる資産は、会社の成立の時ににおいて国が承継する。
  - 3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。
  - 4 政投銀の平成二十年四月一日に始まる事業年度は、政投銀の解散の日の前日に終わるものとする。
  - 5 政投銀の平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成等については、旧政投銀法第三十八条第一項（監事の意見に係る部分に限る。）及び第四十条第一項（監事の意見に係る部分に限る。）に係る部分を除き、会社が従前の例により行うものとする。この場合において、旧政投銀法第三十八条第一項中「を四月から九月まで及び十月から翌年三月までの半期ごとに、」とあるのは「並びに」と、「これらの半期及び事業年度ごとに作成」とあるのは「作成」と、「当該半期経過後二月以内又は当該事業年度終了後三月以内」とあるのは「平成二十年十二月三十一日までに」と、旧政投銀法第三十九条中「毎事業年度の決算を翌事業年度の五月三十一日」とあるのは「平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る決算を平成二十年十一月三十日」と、旧政投銀法第四十条第三項中「翌事業年度の十一月三十日」とあるのは「平成二十一年十一月三十日」とする。
  - 6 政投銀の平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る旧政投銀法第四十一条の利益金の処分及び国庫への納付については、会社が従前の例により行うものとする。この場合において、同条第三項中「毎事業年度」とあるのは「平成二十年四月一日に始まる事業年度」と、「翌事業年度の五月三十一日」とあるのは「平成二十年十一月三十日」とする。
  - 7 第一項の規定により政投銀が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

### (承継される財産の価額)

- 第十六条 会社が政投銀から承継する資産及び負債（次項において「承継財産」という。）の価額は、評価委員が評価した価額とする。
- 2 評価委員は、前項の規定による評価をしようとするときは、会社の成立の日現在における承継財産の時価を基準とするものとする。ただし、承継財産の種類、用途その他の事項を勘案して時価によることが適当でないと認めるときは、承継財産の時価によらないことができる。
  - 3 前二項に規定するもののほか、評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

### (権利及び義務の承継に伴う経過措置)

- 第十七条 附則第十五条第一項の規定により会社が承継する債務に係る旧銀行債券及び利札については、旧政投銀法第四十三条第五項及び第六項の規定は、附則第二十六条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

- 2 附則第十五条第一項の規定により会社が承継する債務に係る旧北東債券（旧政投銀法附則第十七条第二号の規定による廃止前の北海道東北開発公庫法（昭和三十一年法律第九十七号。以下この項において「旧北東公庫法」という。）第二十七条第一項の規定に基づき発行された北海道東北開発債券をいう。）及び利札については、旧北東公庫法第二十七条第三項及び第四項の規定は、附則第二十六条の規定の施行後も、なおその効力を有する。
- 3 附則第十五条第一項の規定により会社が承継する旧銀行債券に係る債務について旧政投銀法第四十五条第一項又は第三項の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該旧銀行債券に係る債務について従前の条件により存続するものとする。
- 4 附則第十五条第一項の規定により会社が承継する旧政投銀法附則第十七条第一号の規定による廃止前の日本開発銀行法（昭和二十六年法律第八号。以下この項において「旧開銀法」という。）第三十七条の二第一項又は第二項の規定に基づき発行された同条第一項に規定する外貨債券等に係る債務について旧開銀法第三十七条の三第一項又は第二項の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該外貨債券等に係る債務について従前の条件により存続するものとする。
- 5 附則第十五条第一項の規定により会社が承継する旧銀行債券に係る債務について国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第二項又は第三項の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該旧銀行債券に係る債務について従前の条件により存続するものとし、当該保証契約に係る旧銀行債券の利子及び償還差益に係る租税その他の公課については、なお従前の例による。

### (主務大臣)

- 第十八条 附則第十五条第一項の規定により会社が承継する資産（以下この条において「承継資産」という。）の管理についての第二十六条第二項及び第二十七条第一項における主務大臣は、第二十九条第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
- 一 北海道又は東北地方（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県の区域をいう。）における政令で定める承継資産の管理については、財務大臣及び国土交通大臣
  - 二 前号に規定する承継資産以外の承継資産の管理については、財務大臣

### (事業年度に関する経過措置)

- 第十九条 会社の最初の事業年度は、第十一条の規定にかかわらず、その成立の日始まり、平成二十一年三月三十一日に終わるものとする。

### (基本方針等に関する経過措置)

- 第二十条 会社の最初の事業年度の基本方針、事業計画及び償還計画については、第十三条第一項、第十七条及び第十八条中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

- 2 会社の最初の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書については、第二十一条中「事業年度ごと」とあるのは「会社の成立の日の属する事業年度に」と、「当該事業年度の中間事業年度（当該事業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。）に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びに当該事業年度」とあるのは「当該事業年度」とする。
- 3 会社が第九条第一項の承認を受けた場合における前項の規定の適用については、同項において読み替えて適用する第二十一条中「財務省令」とあるのは「財務省令・内閣府令」と、「財務大臣」とあるのは「財務大臣及び内閣総理大臣」とする。

#### （登録金融機関業務等に関する特例）

第二十一条 会社は、附則第一条第三号に定める日から起算して三月間（当該期間内に金融商品取引法第三十三条の五第一項の規定による登録の拒否の処分があったとき、又は次項の規定により読み替えて適用する同法第五十二条の二第一項の規定により登録金融機関業務（同法第三十三条の五第一項第三号に規定する登録金融機関業務をいい、第四条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三十三条の八第一項の規定に基づき行われる第三条第一項第十六号に掲げる業務を含む。以下この条において同じ。）の廃止を命ぜられたときは、当該処分のあった日又は当該廃止を命ぜられた日までの間）は、第四条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三十三条の二の規定にかかわらず、登録金融機関業務を行うことができる。会社が当該期間中に同条の登録の申請をした場合において当該申請について登録をする旨の通知を受ける日又は当該申請について当該期間の経過後登録をしない旨の通知を受ける日までの間も、同様とする。

- 2 前項の規定により会社が登録金融機関業務を行う場合においては、会社を登録金融機関（金融商品取引法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。）とみなして、同法（第三十三条の六、第三十七条第一項第二号、第三十七条の三第一項第二号、第五十条の二第二項、第五十二条の二第一項第二号及び第三項、第五十四条並びに第六十四条第二項を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第五十二条の二第一項（第二号を除く。）中「第三十三条の二の登録を取り消し」とあるのは「登録金融機関業務の廃止を命じ」と、同法第五十四条の二第一号中「第五十二条第一項又は第五十二条の二第一項の規定により第二十九条若しくは第三十三条の二の登録若しくは第三十条第一項の認可を取り消し」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）附則第二十一条第二項の規定により読み替えて適用する第五十二条の二第一項の規定により登録金融機関業務の廃止を命じ」と、同法第五十六条第一項中「第五十二条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第三項若しくは第五十四条の規定により第二十九条若しくは第三十三条の二の登録を取り消された」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法附則第二十一条第二項の規定により読み替えて適用する第五十二条の二第一項の規定により登録金融機関業務の廃止を命ぜられた」と、同法第九十四条の三第三号中「第五十二条の二第一項の規定による第三十三条の二の登録の取消し」とあり、及び同法第九十四条の四第一項

第五号中「第五十二条の二第一項若しくは第三項又は第五十四条の規定による第三十三条の二の登録の取消し」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法附則第二十一条第二項の規定により読み替えて適用する第五十二条の二第一項の規定による登録金融機関業務の廃止の命令」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 3 会社が前項の規定により読み替えて適用する金融商品取引法第五十二条の二第一項の規定により登録金融機関業務の廃止を命ぜられた場合における同法第三十三条の五第一項第一号の規定の適用については、会社を同法第五十二条の二第一項の規定により同法第三十三条の二の登録を取り消された者と、当該廃止を命ぜられた日を同項の規定による同条の登録の取消しの日とみなす。
- 4 会社は、附則第一条第三号に定める日から起算して一年間は、金融商品取引法第六十四条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定により登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせることができる。その者につき当該期間内に同項の登録の申請をした場合において、当該申請について登録をする旨の通知を受ける日又は当該申請について当該期間の経過後登録をしない旨の通知を受ける日までの間も、同様とする。

#### （登録免許税に係る課税の特例）

第二十二条 附則第十二条の規定により会社が受ける設立の登記及び附則第九条の規定により政投銀が行う出資に係る財産の給付に伴い会社が受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。

- 2 政投銀が附則第四十八条の規定の施行前に締結した契約に基づき、会社が旧政投銀法第二十条第一項第一号に規定する業務に係る債権で附則第十五条第一項の規定により政投銀から承継したものを担保するために受ける先取特権、質権若しくは抵当権の保存、設定若しくは移転の登記若しくは登録又は動産の譲渡若しくは債権の譲渡の登記に係る登録免許税については、附則第四十八条の規定による改正前の登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の二十二の項の規定は、なおその効力を有する。

#### （法人税に係る課税の特例）

第二十三条 政投銀が会社に対し行う附則第九条の規定による出資（以下この条において「特定現物出資」という。）は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十二号の十四に規定する適格現物出資とみなして、同法その他法人税に関する法令の規定を適用する。

- 2 前項の規定により法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用を受ける場合の特定現物出資により移転する政投銀の資産及び負債については、附則第十六条第一項の規定により評価委員が評価した価額を帳簿価額とみなす。ただし、貸倒引当金については次項の規定により会社に引き継ぐものとされる金額を帳簿価額とみなし、退職給付引当金その他の政令で定める引当金の金額についてはこれらの帳簿価額を零とする。
- 3 政投銀の特定現物出資の日の前日の属する事業年度（次項において「最後事業年度」という。）において法人税法第五十二条

の規定を適用することとした場合に同条第一項の規定により計算される同項に規定する個別貸倒引当金繰入限度額に達するまでの金額又は同条第二項の規定により計算される同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額に達するまでの金額は、同条第七項の規定にかかわらず、会社に引き継ぐものとする。この場合において、会社が引継ぎを受けた金額は、会社の特定現物出資の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

- 4 会社は、特定現物出資の日から起算して三月以内に政投銀の最後事業年度の旧政投銀法第三十八条第一項に規定する財務諸表を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

#### (地方税に係る課税の特例)

第二十四条 附則第九条の規定により政投銀が行う出資に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

#### (政令への委任)

第二十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、会社の設立及び政投銀の解散に関し必要な事項その他これらの規定の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

#### (日本政策投資銀行法の廃止)

第二十六条 日本政策投資銀行法は、廃止する。

#### (政投銀法の廃止に伴う経過措置)

第二十七条 前条の規定の施行前に旧政投銀法（第十条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

2 旧政投銀法附則第十六条第五項及び第六項の規定は、会社が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第五項の選定事業者に対し行う資金の貸付けについては、前条の規定の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧政投銀法附則第十六条第五項中「日本政策投資銀行」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行」と、「第二十条第一項第一号の規定により同法」とあるのは「同法」と、同条第六項中「日本政策投資銀行が行う無利子の貸付け（民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第三条に規定する民間都市開発推進機構からの寄託金を財源とするものを除く。）」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行が行う無利子の貸付け」と、「日本政策投資銀行に対し」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行に対し」とする。

3 前二項に規定するもののほか、政投銀法の廃止に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

#### (罰則の適用に関する経過措置)

第二十八条 附則第二十六条の規定の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

#### (検討)

第六十六条 政府は、附則第一条第三号に定める日までに、電気事業会社の日本政策投資銀行からの借入金の担保に関する法律、石油の備蓄の確保等に関する法律、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律、民間都市開発の推進に関する特別措置法、エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律その他の法律（法律に基づく命令を含む。）の規定により政投銀の投融資機能が活用されている制度について、当該制度の利用者の利便にも配慮しつつ、他の事業者との対等な競争条件を確保するための措置を検討し、その検討の結果を踏まえ、所要の措置を講ずるものとする。

#### (会社の長期の事業資金に係る投融資機能の活用)

第六十七条 政府は、会社の長期の事業資金に係る投融資機能を附則第一条第三号に定める日以後において活用する場合には、他の事業者との間の適正な競争関係に留意しつつ、対等な競争条件を確保するための措置その他当該投融資機能の活用に必要な措置を講ずるものとする。

## 株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律

(平成二十七年五月二十日法律第二十三号)附則

## (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## (危機対応準備金に関する経過措置)

第二条 株式会社日本政策投資銀行（以下「会社」という。）は、この法律の施行後遅滞なく、次に掲げる額の合計額により資本金の額を減少し、危機対応準備金（この法律による改正後の株式会社日本政策投資銀行法（以下「新法」という。）附則第二条の二十二第一項の危機対応準備金をいう。附則第四条第二項において同じ。）として計上するものとする。この場合における新法附則第二条の二十二第一項の規定の適用については、同項中「金額」とあるのは、「金額及び株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十三号）附則第二条第一項の規定により資本金の額を減少した金額」とする。

一 この法律による改正前の株式会社日本政策投資銀行法（以下「旧法」という。）附則第二条の二（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第三十六条において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により政府が会社による危機対応業務（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二条第五号に規定する危機対応業務をいう。附則第四条第一項並びに第九条第一項及び第三項において同じ。）の円滑な実施のために会社に出資した額の累計額

二 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに旧法附則第二条の四第二項の規定により政府が償還をした国債の額の累計額

2 前項の規定による資本金の額の減少についての会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百四十七条の規定の適用については、同条第一項第二号中「準備金とするとき」とあるのは「準備金又は株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）附則第二条の二十二第一項の危機対応準備金（以下この号において「危機対応準備金」という。）とするとき」と、「準備金とする額」とあるのは「準備金又は危機対応準備金とする額」とする。

## (国債の返還に関する経過措置)

第三条 旧法附則第二条の三第二項の規定により交付された国債の返還については、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第三十六条の規定により読み替えて適用する新法附則第二条の五第一項の規定にかかわらず、別に法律で定める。

## (国債の償還等に関する経過措置)

第四条 会社は、新法附則第二条の四第一項（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第三十六条において読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当分の間、危機対応業務（施行日が平成二十七年四月一日後である場合には、同日以後施行日の前日までに会社が行うものを含む。）に係る資産の増加に応じて必要となる資本の額として財務省令で定めるところにより計算した金額を限り、旧法附則

第二条の三第二項の規定により交付された国債の償還を請求することができる。

- 2 会社は、新法附則第二条の四第三項の規定にかかわらず、施行日以後に同条第二項の規定により償還された額を危機対応準備金の額として計上するものとする。この場合における新法附則第二条の二十二第一項及び第二条の二十九の規定の適用については、同項中「附則第二条の九」とあるのは「附則第二条の四第二項の規定により償還を受けた金額及び附則第二条の九」と、同条中「附則第二条の九」とあるのは「附則第二条の四第二項の規定による国債の償還による出資、附則第二条の九」とする。
- 3 前二項の規定の適用がある場合における新法附則第二条の四第五項の規定の適用については、同項中「前各項」とあるのは、「第二項並びに株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十三号）附則第四条第一項及び第二項」とする。

## (特定投資業務規程等に関する経過措置)

第五条 会社は、この法律の施行後遅滞なく、新法附則第二条の十七第一項に規定する特定投資業務規程を定め、財務大臣の認可を受けるものとする。

2 会社は、この法律の施行後遅滞なく、新法第十七条の事業計画を新法附則第二条の十一第一項、第二条の十八第一項及び第二条の二十一第二項の規定に適合するように変更し、財務大臣の認可を受けるものとする。

3 会社は、この法律の施行後遅滞なく、その定款を新法附則第二条の十一第三項及び第二条の十八第三項の規定に適合するように変更し、財務大臣の認可を受けるものとする。

## (政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## (簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部改正)

第七条 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「については、」の下に「これらの機関の業務を承継する機関の目的の達成に与える影響及び」を加え、「平成二十七年四月一日から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、」を「できる限り早期に」に改める。

## (調整規定)

第八条 施行日が株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十九号。次項において「商中法等改正法」という。）の施行の日以前となる場合には、同日の前日までの間における前条の規定による改正後の簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第六条第二項の規定の適用については、同項中「商工組合中央金庫及び」とあるのは「商工組合中央金庫に対する



政府の出資については、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、平成二十七年四月一日から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとし、「これらの機関の」とあるのは「その」とする。

- 2 施行日が商中法等改正法の施行の日後となる場合には、前条の規定は、適用しない。

#### (危機対応業務に関する検討)

第九条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、指定金融機関（株式会社日本政策金融公庫法第十一条第二項に規定する指定金融機関をいう。）に係る制度の運用の状況、会社による危機対応業務の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、株式会社日本政策金融公庫法第二条第四号に規定する被害に対処するための資金を必要とする者に対し円滑に資金が供給されることを確保する観点から、会社による危機対応業務の在り方及びこれを踏まえた会社に対する国の関与の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、前項の検討を行うに当たっては、一般の金融機関を代表する者その他の関係者の意見を聴かなければならない。
- 3 政府は、第一項の検討の結果、政府による会社の株式の保有に関する義務に係る措置その他の会社による危機対応業務の適確な実施を確保するための措置を継続する必要がないと認めるときは、速やかに、当該措置を廃止するために必要な法制上の措置を講ずるものとする。

#### (特定投資業務に関する検討)

第十条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資の状況、会社による特定投資業務（新法附則第二条の十二第二項に規定する特定投資業務をいう。以下この項において同じ。）の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、我が国経済の持続的な成長に資する長期資金その他の資金の供給の一層の促進を図る観点から、会社による特定投資業務の在り方及びこれを踏まえた会社に対する国の関与の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、前項の検討を行うに当たっては、一般の金融機関を代表する者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

衆議院財務金融委員会  
平成二十七年四月十日

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 政府は、株式会社日本政策投資銀行に対する国の関与の在り方について検討を加えるに際しては、業務運営の公共性及び

危機対応業務の重要性に鑑み、日本政策投資銀行等による危機対応の適確な実施を確保する観点からも検討を行うこと。また、日本政策投資銀行の長期的企業価値を高めていく観点から、人材育成など適切な措置を講ずること。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

参議院財政金融委員会  
平成二十七年五月十二日

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 今般の法改正の趣旨を踏まえ、株式会社日本政策投資銀行による危機対応業務の適確な実施、地域活性化及び我が国企業の競争力強化等に資する成長資金供給について、それぞれ万全を期すこと。その際は、民間金融機関との協調に配慮し、いたずらに民業圧迫批判を招かないよう留意すること。
- 一 我が国企業の国際競争力の強化の重要性に鑑み、日本政策投資銀行及び株式会社国際協力銀行において、競争力のある人材の育成や確保を始めとする体制整備が図られるよう、適切な措置を講ずること。
- 一 特定投資業務の実施に当たっては、地域の企業の発展等を通じた地域活性化に積極的に貢献するとともに、民間の成長資金供給を促すよう、適切な運用に努めること。その際、同業務は民間による資金供給が充足するまでの過渡的な対応であり、その固定化を防ぐ適切な措置を講ずること。

- 一 日本政策投資銀行の株式の処分方法等の検討に当たっては、その業務運営・資産状況等を踏まえ、公共性の確保、日本政策投資銀行の目的遂行のために必要な株主構成の中立性・安定性の確保等に留意して検討を行い、長期的企業価値が毀損されることのないよう適切な措置を講ずること。

- 一 日本政策投資銀行の完全民営化に向け民間金融機関による危機対応業務への参入を促すため、これまでの危機対応業務に基づく貸付債権の状況等の開示を促すこと。

右決議する。

<b>98</b>	<b>I. 経理の状況</b>
99	連結財務諸表等
99	連結財務諸表
99	連結貸借対照表
100	連結損益計算書
101	連結包括利益計算書
102	連結株主資本等変動計算書
103	連結キャッシュ・フロー計算書
104	注記事項
132	連結附属明細表
133	その他
134	財務諸表等
134	財務諸表
134	貸借対照表
136	損益計算書
137	株主資本等変動計算書
138	注記事項
144	附属明細表
144	主な資産及び負債の内容
144	その他
<b>145</b>	<b>II. 参考情報</b>
145	財務諸指標
152	開示債権と引当・保全の状況(単体)
153	金融再生法開示債権の状況(単体)
154	リスク管理債権の状況(連結)
154	自己資本比率の状況
155	特定投資業務に係る業務別収支計算書(単体)
<b>157</b>	<b>III. 自己資本充実の状況</b>
157	自己資本の構成に関する開示事項
164	定性的な開示事項
167	定量的な開示事項

## I . 経理の状況

---

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令」(平成20年財務省令第60号)に準拠しております。
2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令」(平成20年財務省令第60号)に準拠しております。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)の連結財務諸表及び事業年度(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けております。
4. 当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、企業会計基準委員会等の行う研修に参加しております。

## 【1】連結財務諸表等

### (1) 連結財務諸表

#### ① 連結貸借対照表

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)		当連結会計年度 (平成29年3月31日)	
<b>資産の部</b>				
現金預け金	※7, 8	461,312	※7, 8	1,044,104
金銭の信託		17,786		15,599
有価証券	※1, 2, 7, 11	1,803,087	※1, 2, 7, 11	1,750,342
貸出金	※3, 4, 5, 6, 7, 9	12,952,567	※3, 4, 5, 6, 7, 9	13,039,526
その他資産	※7, 8	175,076	※7, 8	178,490
有形固定資産	※7, 8, 10	368,846	※7, 8, 10	396,982
建物		19,221		18,513
土地		91,578		91,252
リース資産		4		188
建設仮勘定		4,491		5,094
その他の有形固定資産		253,550		281,933
無形固定資産	※7, 8	7,668	※7, 8	18,717
ソフトウェア		4,970		7,118
のれん		726		8,712
リース資産		—		3
その他の無形固定資産		1,970		2,882
退職給付に係る資産		2,458		1,989
繰延税金資産		374		362
支払承諾見返		180,124		181,010
貸倒引当金		△61,529		△56,213
投資損失引当金		△594		△414
資産の部合計		15,907,180		16,570,496
<b>負債の部</b>				
債券	※7	3,221,870	※7	3,016,714
コールマネー及び売渡手形		—		13,000
売現先勘定	※7	—	※7	55,142
借入金	※7, 8	7,892,171	※7, 8	8,472,367
社債	※8	1,506,038	※8	1,695,141
その他負債		181,043		112,156
賞与引当金		4,731		5,077
役員賞与引当金		11		11
退職給付に係る負債		7,997		7,973
役員退職慰労引当金		63		82
偶発損失引当金		16		40
繰延税金負債		28,910		25,492
支払承諾		180,124		181,010
負債の部合計		13,022,979		13,584,211
<b>純資産の部</b>				
資本金		1,000,424		1,000,424
危機対応準備金	※12	206,529	※12	206,529
特定投資準備金	※13	130,000	※13	230,000
特定投資剰余金	※13	618	※13	1,813
資本剰余金		995,466		945,466
利益剰余金		456,591		513,758
株主資本合計		2,789,629		2,897,991
その他有価証券評価差額金		55,074		45,017
繰延ヘッジ損益		34,561		33,680
為替換算調整勘定		429		△1,271
退職給付に係る調整累計額		△83		△484
その他の包括利益累計額合計		89,982		76,941
非支配株主持分		4,588		11,352
純資産の部合計		2,884,200		2,986,284
負債及び純資産の部合計		15,907,180		16,570,496

## ②連結損益計算書

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
経常収益	358,606	285,476
資金運用収益	215,315	190,060
貸出金利息	185,136	162,606
有価証券利息配当金	22,123	19,138
コールローン利息及び買入手形利息	82	—
買現先利息	226	—
預け金利息	54	15
金利スワップ受入利息	7,549	8,164
その他の受入利息	141	136
役務取引等収益	11,326	13,605
その他業務収益	9,526	6,327
その他経常収益	122,438	75,482
貸倒引当金戻入益	17,488	2,904
償却債権取立益	8,274	1,743
投資損失引当金戻入益	—	70
その他の経常収益	*1 96,676	*1 70,764
経常費用	173,449	162,944
資金調達費用	106,932	98,073
債券利息	35,056	34,831
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	△11
売現先利息	—	△5
借入金利息	66,981	58,089
短期社債利息	202	764
社債利息	4,623	4,409
その他の支払利息	68	△3
役務取引等費用	798	567
その他業務費用	7,479	3,358
営業経費	46,041	51,133
その他経常費用	12,197	9,811
投資損失引当金繰入額	69	—
その他の経常費用	*2 12,127	*2 9,811
経常利益	185,156	122,531
特別利益	4,071	186
固定資産処分益	70	176
負ののれん発生益	4,000	9
特別損失	2,494	280
固定資産処分損	99	268
減損損失	347	11
段階取得に係る差損	2,047	—
税金等調整前当期純利益	186,733	122,437
法人税、住民税及び事業税	51,795	31,576
法人税等調整額	5,867	3,100
法人税等合計	57,663	34,677
当期純利益	129,070	87,760
非支配株主に帰属する当期純利益	117	121
親会社株主に帰属する当期純利益	128,952	87,639

## 連結包括利益計算書

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
当期純利益	129,070	87,760
その他の包括利益	※1 △30,810	※1 △13,039
その他有価証券評価差額金	△35,774	△10,580
繰延ヘッジ損益	1,533	△1,467
為替換算調整勘定	△592	△486
退職給付に係る調整額	△62	△400
持分法適用会社に対する持分相当額	4,086	△104
包括利益	98,259	74,721
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	98,152	74,598
非支配株主に係る包括利益	107	123

③連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本						
	資本金	危機対応準備金	特定投資準備金	特定投資剰余金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	1,206,953	—	—	—	1,060,466	344,728	2,612,147
当期変動額							
政府の出資			65,000				65,000
資本金から危機対応準備金への振替	△206,529	206,529					—
資本剰余金から特定投資準備金への振替			65,000		△65,000		—
剰余金の配当						△22,514	△22,514
親会社株主に帰属する当期純利益						128,952	128,952
利益剰余金から特定投資剰余金への振替				618		△618	—
持分法適用会社の増加に伴う増加						6,043	6,043
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	△206,529	206,529	130,000	618	△65,000	111,862	177,481
当期末残高	1,000,424	206,529	130,000	618	995,466	456,591	2,789,629
	その他の包括利益累計額						
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計	非支配株主 持分	純資産 合計
当期首残高	85,865	33,311	1,617	△12	120,781	14,344	2,747,274
当期変動額							
政府の出資							65,000
資本金から危機対応準備金への振替							—
資本剰余金から特定投資準備金への振替							—
剰余金の配当							△22,514
親会社株主に帰属する当期純利益							128,952
利益剰余金から特定投資剰余金への振替							—
持分法適用会社の増加に伴う増加							6,043
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△30,790	1,249	△1,188	△70	△30,799	△9,755	△40,555
当期変動額合計	△30,790	1,249	△1,188	△70	△30,799	△9,755	136,925
当期末残高	55,074	34,561	429	△83	89,982	4,588	2,884,200

当連結会計年度(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本						
	資本金	危機対応準備金	特定投資準備金	特定投資剰余金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	1,000,424	206,529	130,000	618	995,466	456,591	2,789,629
当期変動額							
政府の出資			50,000				50,000
資本剰余金から特定投資準備金への振替			50,000		△50,000		—
剰余金の配当						△29,277	△29,277
親会社株主に帰属する当期純利益						87,639	87,639
利益剰余金から特定投資剰余金への振替				1,194		△1,194	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	100,000	1,194	△50,000	57,166	108,361
当期末残高	1,000,424	206,529	230,000	1,813	945,466	513,758	2,897,991
	その他の包括利益累計額						
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計	非支配株主 持分	純資産 合計
当期首残高	55,074	34,561	429	△83	89,982	4,588	2,884,200
当期変動額							
政府の出資							50,000
資本剰余金から特定投資準備金への振替							—
剰余金の配当							△29,277
親会社株主に帰属する当期純利益							87,639
利益剰余金から特定投資剰余金への振替							—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△10,057	△880	△1,701	△401	△13,041	6,763	△6,277
当期変動額合計	△10,057	△880	△1,701	△401	△13,041	6,763	102,084
当期末残高	45,017	33,680	△1,271	△484	76,941	11,352	2,986,284



## ④連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	186,733	122,437
減価償却費	5,245	6,761
のれん償却額	107	442
負ののれん発生益	△4,000	△9
段階取得に係る差損益(△は益)	2,047	—
減損損失	347	11
持分法による投資損益(△は益)	△6,140	△4,061
貸倒引当金の増減(△)	△23,188	△5,315
投資損失引当金の増減額(△は減少)	69	△179
賞与引当金の増減額(△は減少)	74	312
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	0	—
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)	50	468
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	37	△50
偶発損失引当金の増減額(△は減少)	3	24
資金運用収益	△215,315	△190,060
資金調達費用	106,932	98,073
有価証券関係損益(△)	△72,107	△42,447
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	△251	△385
為替差損益(△は益)	41,524	10,569
固定資産処分損益(△は益)	28	91
貸出金の純増(△)減	308,775	△86,852
債券の純増減(△)	1,664	△205,156
借入金の純増減(△)	△718,579	570,274
普通社債発行及び償還による増減(△)	156,686	189,103
預け金(現金同等物を除く)の純増(△)減	40,100	△16,100
コールローン等の純増(△)減	335,000	—
買現先勘定の純増(△)減	5,299	—
コールマネー等の純増減(△)	—	13,000
売現先勘定の純増減(△)	—	55,142
資金運用による収入	233,286	196,692
資金調達による支出	△108,335	△98,528
その他	△73,119	△57,596
小計	202,978	556,662
法人税等の支払額	△63,023	△53,338
営業活動によるキャッシュ・フロー	139,954	503,323
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△458,912	△323,917
有価証券の売却による収入	183,113	121,329
有価証券の償還による収入	328,233	271,044
金銭の信託の増加による支出	△85,110	△6,210
金銭の信託の減少による収入	123,065	8,560
有形固定資産の取得による支出	△87,124	△22,781
有形固定資産の売却等による収入	945	14,614
無形固定資産の取得による支出	△3,805	△5,011
無形固定資産の売却による収入	—	1
子会社の合併による支出	—	△21,253
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	1,660	39
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,065	36,416
財務活動によるキャッシュ・フロー		
政府の出資による収入	65,000	50,000
配当金の支払額	△22,514	△29,277
非支配株主からの払込みによる収入	296	6,810
非支配株主への配当金の支払額	△216	△416
財務活動によるキャッシュ・フロー	42,565	27,116
現金及び現金同等物に係る換算差額	△316	△164
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	184,269	566,691
現金及び現金同等物の期首残高	239,272	423,032
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	△509	—
現金及び現金同等物の期末残高	※1 423,032	※1 989,724

## 注記事項

## 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## 1. 連結の範囲に関する事項

## (1) 連結子会社27社

主要な連結子会社名は、「コーポレートデータ 組織体制」に記載しているため省略しております。

(連結の範囲の変更)

日本風力開発ジョイントファンド(株)を営業者とする匿名組合他3社は出資により、(株)コンシストは株式取得により、当連結会計年度から連結しております。

また、UDSコーポレート・メザニン投資事業有限責任組合他2社は清算により、連結の範囲から除外しております。

## (2) 非連結子会社40社

主要な会社名

UDSコーポレート・メザニン2号投資事業有限責任組合  
(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

## (3) 他の会社等の議決権の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称

シンクス(株)、鬼怒川ゴム工業(株)  
(子会社としなかった理由)

投資育成目的のため出資したものであり、営業、人事、資金その他の取引を通じて出資先を傘下にいれる目的とするものではないためであります。

## 2. 持分法の適用に関する事項

## (1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

## (2) 持分法適用の関連会社26社

主要な会社名

(株)AIRDO  
(持分法適用の範囲の変更)

(株)ゴードン・ブラザーズ・ジャパン他1社は重要性が増加したことにより、当連結会計年度から持分法を適用しております。

また、メザニン・ソリューション1号投資事業有限責任組合は清算により、持分法の対象から除外しております。

## (3) 持分法非適用の非連結子会社40社

主要な会社名

UDSコーポレート・メザニン2号投資事業有限責任組合

## (4) 持分法非適用の関連会社99社

主要な会社名

合同会社ニュー・パースペクティブ・ワン

持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与え

ないため、持分法の対象から除いております。

## (5) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称

(株)伸和精工、(株)ソシオネクスト、Minebea Intec GmbH、エスアイアイ・セミコンダクタ(株)、関東運輸(株)、(株)大將軍、PT. PETROTEKNO、(株)泉精器製作所  
(関連会社としなかった理由)

投資育成目的のため出資したものであり、営業、人事、資金その他の取引を通じて出資先を傘下にいれる目的とするものではないためであります。

## 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結財務諸表の作成にあたっては、連結子会社の財務諸表を使用しております。

連結子会社の決算日は次のとおりであります。

12月末日 19社

2月末日 1社

3月末日 7社

なお、連結決算日と上記決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

## 4. 会計方針に関する事項

## (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。また、持分法非適用の投資事業組合等への出資金については組合等の事業年度に係る財務諸表等に基づいて、組合等の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映された額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(イ)と同じ方法により行っております。

## (2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

## (3) 固定資産の減価償却の方法

## ① 有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：3年～50年

その他：4年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

#### ②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

#### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のもは零としております。

#### (4) 繰延資産の処理方法

債券発行費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

#### (5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、当行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は22,138百万円（前連結会計年度末は22,791百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

#### (6) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

#### (7) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

#### (8) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

#### (9) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

#### (10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、貸付金に係るコミットメントライン契約等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

#### (11) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理

#### (12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産及び負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産及び負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

#### (13) 重要なヘッジ会計の方法

##### ①ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、繰延ヘッジ処理又は特例処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）を適用しております。

通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等について振当処理を採用しております。

また、在外子会社及び在外関連会社に対する持分への投資並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、包括ヘッジを行っており、在外子会社及び在外関連会社に対する持分への投資につい

てはヘッジ手段から生じた為替換算差額を為替換算調整勘定に含めて処理する方法、外貨建その他有価証券（債券以外）については時価ヘッジを適用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…債券・借入金・社債・有価証券及び貸出金

b. ヘッジ手段…通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建債券・外貨建借入金・外貨建社債・外貨建有価証券及び外貨建貸出金

c. ヘッジ手段…外貨建直先負債

ヘッジ対象…在外子会社及び在外関連会社に対する持分への投資並びに外貨建その他有価証券（債券以外）

③ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引等を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約又は一定のグループ毎に行っております。

④ヘッジの有効性評価の方法

リスク管理方針に従って、リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、包括ヘッジに関して、相場変動を相殺する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し、有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

在外子会社及び在外関連会社に対する持分への投資並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替リスクヘッジに関しては、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していることを確認することにより有効性の評価をしております。

また、個別ヘッジに関して、特例処理の要件を充たしている金利スワップ及び振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(14) のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、投資効果の発現する期間を見積り、当該期間において均等償却しております。また、金額に重要性が乏しい場合には、発生年度において一括償却しております。

(15) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び流動性預け金であります。

(16) 消費税等の会計処理

当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(17) 不動産開発事業に係る支払利息の取得原価への算入

一部の国内連結子会社の不動産開発事業に係る正常な開発期間中の支払利息については、資産の取得原価に算入しております。

会計方針の変更

（「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」の適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月

1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度において、連結財務諸表に与える影響額は軽微であります。

追加情報

（「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用）  
「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基

準適用指針第26号平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

（連結貸借対照表関係）

※1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
株式	33,638百万円	37,716百万円
出資金	80,835 〃	105,525 〃

※2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」の国債に含まれておりますが、その他金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
	一百万円	25,000百万円

※3. 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
破綻先債権額	786百万円	一百万円
延滞債権額	53,893 //	46,035 //

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
3ヵ月以上延滞債権額	一百万円	一百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
貸出条件緩和債権額	27,792百万円	24,860百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
合計額	82,472百万円	70,896百万円

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
担保に供している資産		
現金預け金	4,689百万円	3,851百万円
有価証券	— //	54,573 //
その他資産	— //	682 //
有形固定資産	73,518 //	115,813 //
無形固定資産	— //	97 //
計	78,208 //	175,017 //
担保資産に対応する債務		
売現先勘定	一百万円	55,142百万円
借入金	51,451 //	88,451 //

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
有価証券	115,563百万円	80,529百万円
貸出金	461,856 //	342,883 //

出資先が第三者より借入を行うにあたり、その担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
有価証券	7,400百万円	34,425百万円

また、その他資産には、先物取引差入証拠金、金融商品等差入担保金、中央清算機関差入証拠金及び保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
先物取引差入証拠金	937百万円	937百万円
金融商品等差入担保金	12,936 //	25,197 //
中央清算機関差入証拠金	21,662 //	28,502 //
保証金	73 //	69 //

なお、このほか、株式会社日本政策投資銀行法附則第17条及び旧日本政策投資銀行法第43条等の規定により、日本政策投資銀行から承継した次の債券について、当行の財産を一般担保に供しております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
債券	1,330,054百万円	981,289百万円

※8. 連結した特別目的会社のノンリコース債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
ノンリコース債務		
借入金	51,451百万円	88,451百万円
社債	4,750 //	4,750 //
当該ノンリコース債務に対応する資産		
現金預け金	4,689百万円	3,851百万円
その他資産	— //	682 //
有形固定資産	73,518 //	115,813 //
無形固定資産	— //	97 //

※9. 貸付金に係るコミットメントライン契約等は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
融資未実行残高	841,229百万円	662,751百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	394,333 //	385,266 //

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※10.有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
減価償却累計額	13,406百万円	17,455百万円

※11.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
	3,032百万円	6,982百万円

※12.株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の22等に基づき、危機対応業務の適確な実施のため、政府が出資した金額の累計額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第2条の25の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第2条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第2条の26の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。
- (3) 危機対応業務の適確な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと当行が認める場合には、同法附則第2条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

※13.株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23に基づき、特定投資業務の適確な実施のため、政府が出資した金額及び資本準備金の額から振り替えた金額を特定投資準備金として計上しております。また、特定投資業務に係る損益計算上生じた利益又は損失を利益剰余金の額から振り替え、特定投資剰余金として計上しております。

なお、特定投資準備金及び特定投資剰余金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第2条の25の規定に基づき、特定投資準備金及び特定投資剰余金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第2条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少することができます。なお、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第2条の26の規定に基づき、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を増加しなければなりません。
- (3) 特定投資業務の適確な実施のために必要がないと当行が認める場合には、同法附則第2条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付することができます。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、国庫に帰属すべき額に相当する特定投資準備金及び特定投資剰余金の額を国庫に納付するものとされています。

## (連結損益計算書関係)

※1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
株式等売却益	46,163百万円	25,656百万円
持分法による投資損益	6,140 //	4,061 //
投資事業組合等利益	34,057 //	21,410 //
土地建物賃貸料	5,126 //	8,793 //

※2. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
投資事業組合等損失	7,588百万円	4,153百万円
減価償却費	1,368 //	3,023 //

## (連結包括利益計算書関係)

※1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	363	△3,890
組替調整額	△54,885	△11,177
税効果調整前	△54,521	△15,067
税効果額	18,746	4,486
その他有価証券評価差額金	△35,774	△10,580
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	7,618	6,465
組替調整額	△6,184	△8,755
税効果調整前	1,433	△2,290
税効果額	99	822
繰延ヘッジ損益	1,533	△1,467
為替換算調整勘定：		
当期発生額	△592	△486
組替調整額	—	—
税効果調整前	△592	△486
税効果額	—	—
為替換算調整勘定	△592	△486
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	△194	△699
組替調整額	104	123
税効果調整前	△90	△575
税効果額	27	175
退職給付に係る調整額	△62	△400
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	3,760	△341
組替調整額	325	237
税効果調整前	4,086	△104
税効果額	—	—
持分法適用会社に対する持分相当額	4,086	△104
その他の包括利益合計	△30,810	△13,039



**(連結株主資本等変動計算書関係)**

前連結会計年度(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	43,632	—	—	43,632	

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

## 3. 配当に関する事項

## (1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	22,514百万円	516円	平成27年 3月31日	平成27年 6月29日

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	29,277百万円	利益剰余金	671円	平成28年 3月31日	平成28年 6月30日

## 4. 特定投資剰余金に関する事項

利益剰余金のうち当連結会計年度の特定投資業務に係る当期純利益又は当期純損失の金額に相当する額は、当連結会計年度の末日において株式会社日本政策投資銀行法附則第2条23第7項の規定により特定投資剰余金に計上され、当該額は同法附則第2条25第1項の規定により、剰余金の額の計算上、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。

当連結会計年度(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	43,632	—	—	43,632	

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

## 3. 配当に関する事項

## (1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	29,277百万円	671円	平成28年 3月31日	平成28年 6月30日

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	19,721百万円	利益剰余金	452円	平成29年 3月31日	平成29年 6月30日

## 4. 特定投資剰余金に関する事項

利益剰余金のうち当連結会計年度の特定投資業務に係る当期純利益又は当期純損失の金額に相当する額は、当連結会計年度の末日において株式会社日本政策投資銀行法附則第2条23第7項の規定により特定投資剰余金に計上され、当該額は同法附則第2条25第1項の規定により、剰余金の額の計算上、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。

## (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
現金預け金勘定	461,312百万円	1,044,104百万円
定期性預け金等	△38,280 //	△54,380 //
現金及び現金同等物	423,032 //	989,724 //

## (リース取引関係)

## 1. ファイナンス・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## 2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(借手側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
1年内	421	1,472
1年超	581	3,959
合計	1,003	5,432

(貸手側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
1年内	5,213	3,394
1年超	11,097	7,375
合計	16,310	10,769

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、顧客に対し主に長期・安定的な資金を供給するための投融資を行っており、これらの事業を行うため、社債や長期借入金による調達に加え、国の財政投融資計画に基づく財政融資資金、政府保証債等の長期・安定的な資金調達を行っています。また、資金運用の多くが固定金利であるため、資金調達もこれに見合う固定金利を中心に行っております。

資金運用・資金調達に当たっては、資産及び負債の総合的管理 (ALM) を行うことで、金利・通貨等の変動による収益・経済価値の低下や過度な資金不足の発生の回避又は抑制に努めており、その一環として、主に金利・通貨のデリバティブ取引を行っています。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主に国内の取引先に対する投融資であり、顧客の契約不履行や信用力の低下によってもたらされる信用リスクに晒されています。当期の連結決算日における貸出金に占める業種別割合のうち上位の業種は、電気・ガス・熱供給・水道業、不動産業、物品賃貸業、製造業等となっており、当該業種を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行に影響が及ぶ可能性があります。また、有価証券は、主に債券、株式及び組合出資金等であり、純投資目的及び事業推進目的 (子会社・関連会社向けを含む) で保有していますが、これらは発行体の信用リスク、受取金利が発生するものについて金利リスク、市場価格があるものについて価格変動リスク等に晒されています。なお当行グループはトレーディング (特定取引) 業務を行っていませんので、同業務に付随するリスクはありません。

社債及び借入金は、一定の環境の下で当行グループが市場を利用出来なくなる資金流動性リスク、および金利リスクに晒されていますが、資金運用・資金調達の制御や金利スワップ取引などを行うことによりそれらのリスクを回避又は抑制しています。

外貨建金銭債権及び外貨建債券等については為替リスクに晒されているため、外貨建の投融資と社債等を見合いで管理するほか通貨スワップ取引等を行うことにより当該リスクの回避又は抑制に努めています。

デリバティブ取引として金利リスク又は為替リスクを回避又は抑制する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引等を行っており、必要に応じてヘッジ会計を適用しておりますが、当該ヘッジ会計に関するヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジ方針及びヘッジの有効性の評価方法等については、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (13) 重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ①信用リスクの管理

当行グループは、統合的リスク管理規程等の信用リスクに関する内部規程に従い、投融資について個別案件の与信管理及びポートフォリオ管理を行っています。個別案件の与信管理においては、営業担当部署と審査担当部署を分離し相互に牽制が働く態勢のもと与信先の事業遂行能力やプロジェクトの採算性等を審査したうえで債務者格付の付与、与信額や担保・保証の設定を行うほか、重要事項について投融資決定委員会において審議するなど適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しています。ポートフォリオ管理については、債務者格付等を基礎に統計分析を行い、与信ポートフォリオ全体が内包する信用リスク量を計測し、自己資本額との比較等によりリスク量が適正水準に収まっているかを定期的に検証しています。

有価証券の信用リスクについては個別案件の与信管理は貸出金と同様の方法にて管理を行っているほか、時価等を勘案し計測したリスク量の総額を定期的にモニターしリスク量の検証を行っています。また、デリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、再構築コスト等のエクスポージャーを定期的に計測しつつ取り組み相手の信用力を常時把握した上で限度枠の設定により管理しており、また中央清算機関の利用および相対のCSA(Credit Support Annex)に基づく証拠金の授受によるリスク管理を図っています。

#### ②市場リスクの管理

##### (i) 金利リスクの管理

当行グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。ALMに関する内部規程においてリスク管理方法や手続等の詳細を定め、また、経営会議及びALM・リスク管理委員会においてALMに関する方針策定や実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。さらにリスク管理担当部署において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、キャッシュ・フロー・ラダー分析(ギャップ分析)、VaR(Value at Risk)、金利感応度分析(Basis Point Value)等によるモニタリングを、ALM・リスク管理委員会にて定期的に行っています。また、ALMの一環として金利スワップ等を利用して金利リスクの回避又は抑制を行っています。

##### (ii) 為替リスクの管理

当行グループの外貨建投融資及び外貨建社債等は為替の変動リスクに晒されるため、外貨建投融資の一部に対して外貨建社債等を調達しているほか、通貨スワップ等を利用して為替リスクの回避又は抑制を行っています。

##### (iii) 価格変動リスクの管理

時価のある有価証券など価格変動リスクのある金融資産については、価格変動の程度や市場流動性の高低など商品毎の時価変動リスクを踏まえて策定された内部の諸規程や方針に基づき、リスク管理担当部署が必要に応じて関与しつつ新規取得が行われる態勢となっています。また、事後においても定期的なモニタリングを通じて、価格変動リスクを適時に把握し、それをALM・リスク管理委員会へ定期的に報告しています。

##### (iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理、リスク管理の担当部署をそれぞれ分離し内部牽制を確立しており、各業務は内部の諸規程に基づき実施されています。

##### (v) 市場リスクに係る定量的情報

当行グループはトレーディング業務を行っておらず、資産・負債ともに全てトレーディング目的以外の金融商品となります。市場リスク量(損失額の推定値)は、ヒストリカルシミュレーション法(保有期間1年、観測期間5年、信頼区間99.9%)によるVaRに基づいております。平成29年3月31日現在の市場リスク(金利、為替、価格変動に関するリスク)量は、17,511百万円(前連結会計年度は26,360百万円)です。かかる計測はリスク管理担当部署により定期的実施され、ALM・リスク管理委員会へ報告することでALM運営の方針策定等に利用しています。

なお、当行グループでは、モデルが算出するVaRと実際に発生した市場変動に基づいて計算した仮想損益を比較するバックテストを実施しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉していることを確認しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

#### ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、資金流動性リスク管理の内部規程に基づき、リスク管理担当部署による資金流動性水準等のモニタリングを、ALM・リスク管理委員会にて定期的に行っています。ALM・リスク管理委員会では、リスクの状況に応じ資金調達・運用の制御等の適切な対応を行うことで、流動性リスクの管理を行っています。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注2)参照）。

前連結会計年度（平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	461,312	461,314	2
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	804,050	821,180	17,130
その他有価証券	419,648	419,648	—
関連会社株式	—	—	—
(3) 貸出金	12,952,567		
貸倒引当金（*1）	△60,935		
	12,891,632	13,544,524	652,892
資産計	14,576,643	15,246,667	670,024
(1) 債券	3,221,870	3,377,600	155,729
(2) コールマネー及び売渡手形	—	—	—
(3) 売現先勘定	—	—	—
(4) 借入金	7,813,171	8,001,512	188,341
(5) 社債	1,506,038	1,514,237	8,199
負債計	12,541,080	12,893,351	352,271
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	24,919	24,919	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,731)	(1,731)	—
デリバティブ取引計	23,188	23,188	—

（\*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（\*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（）で表示しております。

当連結会計年度（平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	1,044,104	1,044,104	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	694,354	708,226	13,871
その他有価証券	460,222	460,222	—
関連会社株式	1,055	6,778	5,723
(3) 貸出金	13,039,526		
貸倒引当金（*1）	△53,451		
	12,986,074	13,522,246	536,172
資産計	15,185,811	15,741,578	555,767
(1) 債券	3,016,714	3,143,805	127,090
(2) コールマネー及び売渡手形	13,000	13,000	—
(3) 売現先勘定	55,142	55,142	—
(4) 借入金	8,393,367	8,484,914	91,546
(5) 社債	1,695,141	1,697,995	2,853
負債計	13,173,366	13,394,858	221,491
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	32,475	32,475	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(953)	(953)	—
デリバティブ取引計	31,521	31,521	—

（\*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（\*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（）で表示しております。

## (注1) 金融商品の時価の算定方法

### 資 産

#### (1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。債券のうちこれがないものについては、債券の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を当該キャッシュ・フローに固有の不確実性（信用リスク）を負担するための対価（リスク・プレミアム）を無リスクの利率に加算した利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

#### (3) 貸出金

貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた貸出金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を当該キャッシュ・フローに固有の不確実性（信用リスク）を負担するための対価（リスク・プレミアム）を無リスクの利率に加算した利率で割り引いて時価を算定しております。（一部の貸出金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建貸出金とみて現在価値を算定しております。）なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、債権の全部又は一部が要管理債権である債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、信用リスク等を反映させた当該キャッシュ・フローを無リスクの利率で割り引いて時価を算定しております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

### 負 債

#### (1) 債券

当行の発行する債券のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行の信用状態は発行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるもののうち、市場価格のあるものは市場価格によっております。また、固定金利によるもののうち、市場価格のないものは、一定の期間ごとに区分した当該債券の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた債券については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を当行が負担する対価（リスク・プレミアム）を無リスクの利率に加算した利率で割り引いて現在価値を算定しております。（一部の債券は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建債券とみて現在価値を算定しております。）

#### (2) コールマネー及び売渡手形、並びに(3) 売現先勘定

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (4) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は発行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を当行及び連結子会社が負担する対価（リスク・プレミアム）を無リスクの利率に加算した利率で割り引いて現在価値を算定しております。（一部の借入金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建借入金とみて現在価値を算定しております。）

#### (5) 社債

当行及び連結子会社の発行する社債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行の信用状態は発行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるもののうち、市場価格のあるものは市場価格によっております。また、固定金利によるもののうち、市場価格のないものは、一定の期間ごとに区分した当該社債の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた社債については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を当行及び連結子会社が負担する対価（リスク・プレミアム）を無リスクの利率に加算した利率で割り引いて現在価値を算定しております。（一部の社債は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建社債とみて現在価値を算定しております。）

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区分	前連結会計年度	当連結会計年度
	(平成28年3月31日)	(平成29年3月31日)
① 金銭の信託(*1)	17,786	15,599
② 非上場株式(*2)(*3)	330,616	298,396
③ 組合出資金(*1)	190,641	218,510
④ 非上場その他の証券等(*2)(*3)	90,821	111,325
⑤ 産業投資借入金(財政投融資特別会計)(*4)	79,000	79,000
合計	708,864	722,832

(\*1) 信託財産・組合財産等が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(\*2) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、時価開示の対象とはしていません。

(\*3) 前連結会計年度において、1,910百万円(うち非上場株式561百万円、非上場その他の証券1,348百万円)の減損処理を行っております。当連結会計年度において、2,080百万円(うち非上場株式808百万円、非上場その他の証券1,272百万円)の減損処理を行っております。

(\*4) 産業投資借入金(財政投融資特別会計)については、借入時において金利は設定されず、最終償還時に利息額が決定され一括して利息を支払うスキームとなっているため、将来のキャッシュ・フローを合理的に見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	前連結会計年度(平成28年3月31日)					
	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	461,305	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	187,914	230,709	215,835	81,226	56,535	31,829
国債	35,193	65,568	20,090	15,247	15,150	20,129
地方債	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	93,682	88,571	99,619	35,300	35,000	11,700
その他	59,038	76,569	96,125	30,678	6,385	—
その他有価証券のうち満期があるもの	24,358	36,589	113,368	78,171	38,702	44,088
国債	—	—	5,372	26,784	24,119	—
地方債	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	24,358	36,589	107,996	51,387	11,128	44,088
その他	—	—	—	—	3,454	—
貸出金(*)	2,525,049	3,401,265	3,055,686	1,622,470	1,564,807	728,609
合計	3,198,627	3,668,563	3,384,889	1,781,867	1,660,046	804,527

(\*) 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない54,680百万円は含めておりません。

当連結会計年度(平成29年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	1,044,098	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	125,071	243,240	170,635	63,804	74,859	16,742
国債	45,101	40,153	10,209	10,034	15,170	15,042
地方債	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	26,906	117,095	104,671	29,474	53,700	1,700
その他	53,064	85,991	55,755	24,295	5,989	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	10,660	69,508	107,127	41,858	54,896	91,402
国債	—	—	31,668	5,230	18,589	1,991
地方債	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	10,660	69,508	75,459	36,627	32,862	89,410
その他	—	—	—	—	3,445	—
貸出金(*)	2,366,164	3,536,702	2,864,175	1,643,378	1,822,873	760,196
合計	3,545,995	3,849,451	3,141,938	1,749,040	1,952,630	868,341

(\*) 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない146,035百万円は含めておりません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
コールマネー及び売渡手形	—	—	—	—	—	—
借入金	1,242,393	2,152,580	1,638,552	968,592	1,028,287	861,763
債券及び社債	837,694	1,389,077	808,749	589,822	849,704	252,860
合計	2,080,087	3,541,657	2,447,302	1,558,414	1,877,992	1,114,624

当連結会計年度(平成29年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
コールマネー及び売渡手形	13,000	—	—	—	—	—
借入金	1,291,705	2,124,948	1,967,458	1,010,326	962,438	1,115,489
債券及び社債	729,155	1,269,981	872,867	674,010	908,545	257,296
合計	2,033,861	3,394,929	2,840,325	1,684,337	1,870,983	1,372,785

(有価証券関係)

※1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金を含めて記載しております。

※2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債	171,379	183,334	11,954
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	269,860	274,714	4,853
	その他	177,552	180,258	2,706
	小計	618,793	638,307	19,514
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	94,012	93,265	△746
	その他	91,245	89,607	△1,637
	小計	185,257	182,873	△2,383
	合計	804,050	821,180	17,130

当連結会計年度(平成29年3月31日)

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えるもの	国債	135,711	144,901	9,190
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	181,112	184,569	3,457
	その他	167,165	169,497	2,332
	小計	483,988	498,968	14,979
時価が連結貸借 対照表計上額を 超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	152,435	151,399	△1,035
	その他	57,930	57,857	△72
	小計	210,366	209,257	△1,108
	合計	694,354	708,226	13,871



3. その他有価証券

前連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	68,361	24,571	43,790
	債券	323,242	307,426	15,816
	国債	56,275	54,070	2,205
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	266,967	253,356	13,610
	その他	6,069	3,587	2,482
	小計	397,674	335,585	62,089
連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	13,393	14,668	△1,275
	債券	8,581	8,712	△131
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	8,581	8,712	△131
	その他	35,000	35,000	—
	小計	56,974	58,381	△1,407
	合計	454,648	393,966	60,681

当連結会計年度(平成29年3月31日)

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	74,336	30,436	43,900
	債券	288,652	284,154	4,498
	国債	57,479	55,846	1,632
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	231,173	228,307	2,865
	その他	5,950	3,581	2,369
	小計	368,939	318,171	50,768
連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	7,926	8,394	△468
	債券	83,356	84,205	△848
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	83,356	84,205	△848
	その他	50,000	50,000	—
	小計	141,282	142,599	△1,317
	合計	510,222	460,771	49,451

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券  
該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	67,916	45,705	1
債券	106,641	3,332	376
国債	82,364	2,957	57
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	24,277	375	319
その他	3,518	376	0
合計	178,075	49,414	378

当連結会計年度(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	86,415	22,147	5
債券	23,861	257	—
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	23,861	257	—
その他	22,143	3,509	117
合計	132,420	25,914	122

6. 保有目的を変更した有価証券  
記載すべき重要なものはありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額は、14百万円(全額がその他の証券)であります。

当連結会計年度における減損処理額は、65百万円(全額が債券)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合と30%以上50%未満下落し、かつ時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない場合であります。

## (金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託  
該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託  
該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	17,786	16,821	964	964	—

(注)「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当連結会計年度(平成29年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	15,599	14,908	690	690	—

(注)「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

## (その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位:百万円)

	金額
評価差額	70,514
その他有価証券	69,550
その他の金銭の信託	964
(△)繰延税金負債	20,395
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	50,118
(△)非支配株主持分相当額	—
(+ )持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	4,956
その他有価証券評価差額金	55,074

(注)1. 時価ヘッジの適用により損益に反映させた額4,010百万円(費用)は、その他有価証券に係る評価差額より控除しております。

2. その他有価証券評価差額には、時価を把握することが極めて困難な外貨建その他有価証券に係る為替換算差額(損益処理分を除く)が含まれております。

当連結会計年度(平成29年3月31日)

(単位:百万円)

	金額
評価差額	55,446
その他有価証券	54,756
その他の金銭の信託	690
(△)繰延税金負債	15,909
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	39,537
(△)非支配株主持分相当額	—
(+ )持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	5,479
その他有価証券評価差額金	45,017

(注)1. 時価ヘッジの適用により損益に反映させた額2,350百万円(収益)は、その他有価証券に係る評価差額より控除しております。

2. その他有価証券評価差額には、時価を把握することが極めて困難な外貨建その他有価証券に係る為替換算差額(損益処理分を除く)が含まれております。

## (デリバティブ取引関係)

## 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## (1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
金利スワップ					
店頭	受取固定・支払変動	1,024,150	940,143	64,971	64,971
	受取変動・支払固定	1,008,768	925,900	△29,922	△29,922
	受取変動・支払変動	44,367	—	10	10
合計		—	—	35,058	35,058

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

## 2. 時価の算定

店頭取引については、割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度(平成29年3月31日)

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
金利スワップ					
店頭	受取固定・支払変動	1,013,253	856,257	52,075	52,075
	受取変動・支払固定	995,749	839,565	△19,689	△19,689
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
合計		—	—	32,385	32,385

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

## 2. 時価の算定

店頭取引については、割引現在価値等により算定しております。

## (2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
店頭	通貨スワップ	73,147	—	△11,572	△11,572
	為替予約				
	売建	195,698	—	2,722	2,722
	買建	151,731	—	△1,203	△1,203
合計		—	—	△10,053	△10,053

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

## 2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度(平成29年3月31日)

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約				
	売建	136,290	—	1,518	1,518
	買建	108,747	—	△1,469	△1,469
合計		—	—	48	48

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

## 2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引  
該当ありません。

(4) 債券関連取引  
該当ありません。

(5) 商品関連取引  
該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
店頭	クレジット・ デフォルト・オプション				
	売建	13,828	13,828	59	59
	買建	6,500	6,500	△145	△145
	合計	—	—	△85	△85

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算定、もしくは取引先金融機関から提示された価格によっております。

3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

当連結会計年度(平成29年3月31日)

(単位:百万円)

区分	種類	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
店頭	クレジット・ デフォルト・オプション				
	売建	7,500	7,500	202	202
	買建	7,500	7,500	△161	△161
	合計	—	—	40	40

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算定、もしくは取引先金融機関から提示された価格によっております。

3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価
原則的 処理方法	金利スワップ	借入金、有価証券 及び貸出金	—	—	—
	受取固定・支払変動 受取変動・支払固定		95,267	87,556	△1,581
金利 スワップの 特例処理	金利スワップ	債券、借入金、 社債、有価証券 及び貸出金	1,030,643	862,005	(注)3
	受取固定・支払変動 受取変動・支払固定		1,933	1,933	
合計		—	—	—	△1,581

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

店頭取引については、割引現在価値等により算定しております。

3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている債券、借入金、社債、有価証券及び貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該債券、借入金、社債、有価証券及び貸出金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成29年3月31日)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価
原則的 処理方法	金利スワップ	借入金 及び貸出金	—	—	—
	受取固定・支払変動 受取変動・支払固定		98,700	53,892	△707
金利 スワップの 特例処理	金利スワップ	債券、借入金、 社債、有価証券 及び貸出金	897,401	825,638	(注)3
	受取固定・支払変動 受取変動・支払固定		10,525	8,948	
合計		—	—	—	△707

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

店頭取引については、割引現在価値等により算定しております。

3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている債券、借入金、社債、有価証券及び貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該債券、借入金、社債、有価証券及び貸出金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価
為替予約等の振当処理	通貨スワップ	外貨建の債券、 借入金及び社債	282,773	282,773	(注)2
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	為替予約 売建 買建	外貨建の その他有価証券	45,239 —	— —	△149 —
	合計	—	—	—	△149

(注) 1. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

2. 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている債券、借入金及び社債と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該債券、借入金及び社債の時価を含めて記載しております。

当連結会計年度(平成29年3月31日)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価
為替予約等の振当処理	通貨スワップ	外貨建の債券、 借入金及び社債	392,596	281,012	(注)2
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	為替予約 売建 買建	外貨建の その他有価証券	32,096 —	— —	△245 —
	合計	—	—	—	△245

(注) 1. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

2. 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている債券、借入金及び社債と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該債券、借入金及び社債の時価を含めて記載しております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。また、一部の国内連結子会社は、退職一時金制度及び確定拠出型の退職給付制度を設けておりますほか、一部の在外連結子会社は、確定拠出型の退職給付制度を設けております。

一部の国内連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
退職給付債務の期首残高	32,243	33,413
勤務費用	1,518	1,576
利息費用	351	364
数理計算上の差異の発生額	873	568
退職給付の支払額	△1,574	△1,811
退職給付債務の期末残高	33,413	34,111

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
年金資産の期首残高	26,792	27,874
期待運用収益	133	139
数理計算上の差異の発生額	679	△130
事業主からの拠出額	961	1,026
退職給付の支払額	△692	△781
年金資産の期末残高	27,874	28,128

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	25,416	26,138
年金資産	△27,874	△28,128
	△2,458	△1,989
非積立型制度の退職給付債務	7,997	7,973
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,538	5,983
退職給付に係る負債	7,997	7,973
退職給付に係る資産	△2,458	△1,989
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,538	5,983

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
勤務費用	1,518	1,576
利息費用	351	364
期待運用収益	△133	△139
数理計算上の差異の費用処理額	91	110
過去勤務費用の費用処理額	12	12
確定給付制度に係る退職給付費用	1,840	1,925



(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	前連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
過去勤務費用	12	12
数理計算上の差異	△102	△588
合計	△90	△575

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	前連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
未認識過去勤務費用	△57	△44
未認識数理計算上の差異	△57	△646
合計	△114	△690

(7) 年金資産に関する事項

①年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
債券	86%	86%
株式	11%	12%
その他	3%	2%
合計	100%	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

区分	前連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
割引率	1.1%	1.1%
予想昇給率	1.8%～5.3%	1.7%～5.3%
長期期待運用収益率	0.5%	0.5%

3. 確定拠出制度

当行及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は前連結会計年度218百万円、当連結会計年度220百万円であります。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金及び貸出金償却損金算入限度超過額	22,190百万円	21,300百万円
有価証券等償却損金算入限度超過額	12,504 //	11,845 //
連結子会社の資産時価評価差額	5,439 //	4,538 //
退職給付に係る負債	2,034 //	1,985 //
税務上の繰越欠損金	4,967 //	5,037 //
その他	11,527 //	9,381 //
繰延税金資産小計	58,664 //	54,088 //
評価性引当額	△47,050 //	△44,798 //
繰延税金資産合計	11,613 //	9,289 //
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△21,767 //	△17,491 //
繰延ヘッジ損益	△15,519 //	△14,783 //
その他	△2,861 //	△2,143 //
繰延税金負債合計	△40,149 //	△34,418 //
繰延税金資産(△は繰延税金負債)の純額	△28,536 //	△25,129 //

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれています。

繰延税金資産	374百万円	362百万円
繰延税金負債	△28,910 //	△25,492 //

## 2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
法定実効税率	—	30.86%
(調整)		
評価性引当額の増減	—	△1.87%
持分法による投資損益	—	△1.02%
その他	—	0.35%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	28.32%

(注) 前連結会計年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

## (資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## (セグメント情報等)

### 【セグメント情報】

当行グループは、長期資金の供給(出融資)業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### 【関連情報】

前連結会計年度(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

#### 1. サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	210,899	106,362	41,344	358,606

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

#### 2. 地域ごとの情報

##### (1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

##### (2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### 3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

#### 1. サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	167,254	68,077	50,144	285,476

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

#### 2. 地域ごとの情報

##### (1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

##### (2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### 3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

### 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当行グループは、長期資金の供給(出融資)業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当行グループは、長期資金の供給(出融資)業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当行グループは、長期資金の供給(出融資)業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主	財務省(財務大臣)	東京都千代田区	-	財務行政	(被所有)直接100.00	資金の借入等	出資の受入(注1)	65,000	-	-
							資金の借入(注2)	300,000	借入金	3,929,091
							借入金の返済	437,328		
							利息の支払	39,961	未払費用	12,688
							債務被保証(注3)	2,937,092	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 出資の受入は特定投資業務に係るものであります。

2. 資金の借入は財政投融资特別会計からの借入であり、主に財政融資資金貸付金利が適用されております。

最終償還日は平成47年10月20日であります。なお、担保は提供していません。

3. 債務被保証は当行の債券に対して行われており、保証料の支払はありません。

4. 株式会社日本政策金融公庫法第11条第2項の規定により、同法第2条第5号に定める危機対応業務に関連して、株式会社日本政策金融公庫から2,723,044百万円の借入金があります。

当連結会計年度(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主	財務省(財務大臣)	東京都千代田区	-	財務行政	(被所有)直接100.00	資金の借入等	出資の受入(注1)	50,000	-	-
							資金の借入(注2)	800,000	借入金	4,324,952
							借入金の返済	404,138		
							利息の支払	36,438	未払費用	12,587
							債務被保証(注3)	2,799,265	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 出資の受入は特定投資業務に係るものであります。

2. 資金の借入は財政投融资特別会計からの借入であり、主に財政融資資金貸付金利が適用されております。

最終償還日は平成49年2月20日であります。なお、担保は提供していません。

3. 債務被保証は当行の債券に対して行われており、保証料の支払はありません。

4. 株式会社日本政策金融公庫法第11条第2項の規定により、同法第2条第5号に定める危機対応業務に関連して、株式会社日本政策金融公庫から2,672,621百万円の借入金があります。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

記載すべき重要なものはありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当ありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

該当ありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

該当ありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

記載すべき重要なものはありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当ありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

該当ありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

記載すべき重要なものはありません。

**(1株当たり情報)**

	前連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	59,766円95銭	60,791円95銭
1株当たり当期純利益金額	2,948円33銭	1,994円88銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前連結会計年度末 (平成28年3月31日)	当連結会計年度末 (平成29年3月31日)
純資産の部の合計額	2,884,200百万円	2,986,284百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	276,426 //	333,788 //
(危機対応準備金)	206,529 //	206,529 //
(特定投資準備金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額)	65,000 //	115,000 //
(特定投資剰余金のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額)	309 //	906 //
(非支配株主持分)	4,588 //	11,352 //
普通株式に係る期末の純資産額	2,607,773 //	2,652,496 //
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	43,632千株	43,632千株

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

	前連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益	128,952百万円	87,639百万円
普通株主に帰属しない金額	309 //	597 //
(特定投資業務に係る当期純利益のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額)	309 //	597 //
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	128,642 //	87,041 //
普通株式の期中平均株式数	43,632千株	43,632千株

**(重要な後発事象)**

該当ありません。

## ⑤連結附属明細表

## 債券・社債明細表

会社名	銘柄	発行年月日	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率(%)	担保	償還期限	摘要
	12～23回 政府保証債 (国内債)	平成18年6月28日～ 平成20年8月20日	459,953	359,988 [99,997]	1.6～2.2	一般 担保 (注)7	平成28年8月25日～ 平成35年6月19日	(注)1
	1～39回 政府保証債 (国内債)	平成20年11月19日～ 平成29年3月15日	1,199,121	1,319,698 [79,997]	0.001～2.1	無担保	平成28年7月29日～ 平成39年3月15日	
	67次 政府保証債 (外国債)	平成10年9月4日	25,050	25,046	1.81	一般 担保 (注)7	平成40年9月4日	(注)2
	5～7, 10～14次 政府保証債 (外国債)	平成14年12月13日～ 平成19年11月26日	552,700 (900,000千\$) (700,000千EUR)	369,020 (700,000千EUR)	1.05～5.125	一般 担保 (注)7	平成29年2月1日～ 平成39年11月26日	(注)1
	4～14次 政府保証債 (ユーロMTN)	平成23年10月5日～ 平成28年9月1日	693,100 (6,555,000千\$)	716,004 (6,705,000千\$) [88,716]	1.0～2.875	無担保	平成28年10月5日～ 平成38年9月1日	(注)3
	11, 20, 27, 29～31, 33～36, 39, 41, 42, 44, 46, 49, 51回 財投機関債 (国内債)	平成15年12月16日～ 平成20年7月31日	289,944	224,956 [79,996]	1.63～2.74	一般 担保 (注)7	平成28年9月20日～ 平成59年3月20日	(注)4
当行	2回 財投機関債 (ユーロMTN)	平成20年9月18日	2,000	2,000	2.032	一般 担保 (注)7	平成35年9月19日	(注)4 (注)5
	5, 13, 16, 17, 19, 21, 23, 25, 26, 28, 30, 31, 33～75回 普通社債 (公募債)(国内債)	平成21年4月30日～ 平成29年1月18日	1,165,000	1,144,400 [295,600]	0.001～ 1.745	無担保	平成28年6月20日～ 平成43年1月31日	
	3～25, 27～37, 39～48回 普通社債 (私募債)(国内債)	平成27年2月5日～ 平成29年3月27日	61,000	207,000	0.00086～ 0.725	無担保	平成31年5月10日～ 平成49年2月20日	
	24～32, 34, 36, 37, 39, 40, 42, 43, 45～65回 普通社債 (ユーロMTN)	平成23年5月9日～ 平成29年2月24日	275,288 (1,376,000千\$) (910,000千EUR) (32,000千GBP)	338,991 (1,966,000千\$) (810,000千EUR) (32,000千GBP) (180,000千AUD) (30,000千NZD) [84,847]	0.0～3.64	無担保	平成28年5月6日～ 平成39年2月17日	(注)6
	グリーン アセット インベ スト メント 特定目 的会社	1回 平成24年12月7日	4,500	4,500	5.53	一般 担保	平成30年5月31日	(注)8
	平塚ホ ール 特定目 的会社	4回 平成26年9月30日	250	250	0.12727	一般 担保	平成31年9月30日	(注)8
合計	—	—	4,727,908	4,711,856	—	—	—	—

(注) 1. 旧日本政策投資銀行において発行された政府保証債であります。

2. 旧日本開発銀行において発行された政府保証債であります。

3. ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ米ドル建無担保政府保証債であります。
4. 旧日本政策投資銀行において発行された財投機関債であります。
5. ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ円建財投機関債であります。
6. ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行したユーロ建、ユーロ米ドル建、ユーロ円建、ユーロ英ポンド建、ユーロ豪ドル建及びユーロニュージールランドドル建無担保社債であります。
7. 株式会社日本政策投資銀行法附則第17条及び旧日本政策投資銀行法第43条等の規定に基づく一般担保であります。
8. これらの社債はノンリコース債務に該当します。
9. 「当期首残高」及び「当期末残高」欄の( )書きは外貨建債券の金額であります。
10. 「当期末残高」欄の[ ]書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。
11. 連結決算日後5年内における償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
債券・社債	729,155	654,017	611,213	333,475	539,392
ノンリコース社債	—	4,500	250	—	—

(単位：百万円)

#### 借入金等明細表

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期末残高	平均利率	返済期限
借入金	7,892,171	8,472,367	0.64%	—
借入金	7,840,720	8,383,916	0.64%	平成29年5月～平成49年2月
ノンリコース借入金	51,451	88,451	0.56%	平成30年5月～平成36年9月

(注)1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. 借入金及びノンリコース借入金の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金	1,267,375	1,106,668	964,618	898,625	1,068,472
ノンリコース借入金	24,329	41,474	12,186	180	180

#### 資産除去債務明細表

期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、資産除去債務明細表の作成を省略しております。

#### (2)その他

該当事項はありません。

## 【2】財務諸表等

## (1)財務諸表

## ① 貸借対照表

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
資産の部		
現金預け金	433,496	987,258
現金	5	3
預け金	433,491	987,254
金銭の信託	16,032	14,037
有価証券	※1, 2, 7, 9 1,828,773	※1, 2, 7, 9 1,789,322
国債	227,655	193,190
社債	691,421	700,077
株式	452,930	419,960
その他の証券	456,765	476,094
貸出金	※3, 4, 5, 6, 7, 8 13,119,393	※3, 4, 5, 6, 7, 8 13,210,171
証書貸付	13,119,393	13,210,171
その他資産	172,215	174,607
前払費用	3,433	2,735
未収収益	29,081	25,778
先物取引差入証拠金	937	937
金融派生商品	67,987	55,077
金融商品等差入担保金	12,936	25,197
その他の資産	※7 57,839	※7 64,880
有形固定資産	113,291	111,916
建物	19,126	18,433
土地	91,578	91,252
リース資産	4	1
建設仮勘定	771	345
その他の有形固定資産	1,810	1,883
無形固定資産	6,883	9,831
ソフトウェア	4,919	7,052
その他の無形固定資産	1,963	2,778
前払年金費用	1,290	1,268
支払承諾見返	180,124	181,010
貸倒引当金	△61,907	△56,441
投資損失引当金	△594	△414
資産の部合計	15,808,999	16,422,568



(単位:百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
<b>負債の部</b>		
債券	※7 3,221,870	※7 3,016,714
コールマネー	—	13,000
売現先勘定	※7 —	※7 55,142
借入金	7,840,720	8,383,916
借入金	7,840,720	8,383,916
社債	1,501,288	1,690,391
その他負債	176,320	106,304
未払法人税等	26,916	4,993
未払費用	21,068	20,413
前受収益	518	463
金融派生商品	44,650	23,428
金融商品等受入担保金	72,598	41,310
リース債務	5	1
資産除去債務	1,374	230
その他の負債	9,188	15,464
賞与引当金	4,400	4,789
役員賞与引当金	11	11
退職給付引当金	6,544	6,389
役員退職慰労引当金	56	71
偶発損失引当金	16	40
繰延税金負債	27,603	25,444
支払承諾	180,124	181,010
負債の部合計	12,958,957	13,483,227
<b>純資産の部</b>		
資本金	1,000,424	1,000,424
危機対応準備金	※10 206,529	※10 206,529
特定投資準備金	※11 130,000	※11 230,000
特定投資剰余金	※11 618	※11 1,813
資本剰余金	995,466	945,466
資本準備金	995,466	945,466
利益剰余金	429,751	479,443
その他利益剰余金	429,751	479,443
別途積立金	312,478	400,474
繰越利益剰余金	117,273	78,968
株主資本合計	2,762,789	2,863,676
其他有価証券評価差額金	52,206	42,233
繰延ヘッジ損益	35,045	33,430
評価・換算差額等合計	87,252	75,664
純資産の部合計	2,850,042	2,939,340
負債及び純資産の部合計	15,808,999	16,422,568

## ②損益計算書

(単位:百万円)

	前事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
経常収益	344,910	269,738
資金運用収益	216,972	193,678
貸出金利息	187,526	165,276
有価証券利息配当金	21,402	20,089
コールローン利息	82	—
買現先利息	226	—
預け金利息	43	11
金利スワップ受入利息	7,549	8,164
その他の受入利息	141	136
役務取引等収益	10,333	12,682
その他の役務収益	10,333	12,682
その他業務収益	9,526	5,896
外国為替売買益	—	4,805
国債等債券売却益	3,519	257
金融派生商品収益	5,107	—
その他の業務収益	899	833
その他経常収益	108,077	57,480
貸倒引当金戻入益	17,453	3,054
償却債権取立益	8,237	1,743
株式等売却益	45,787	24,866
金銭の信託運用益	214	380
投資損失引当金戻入益	—	70
その他の経常収益	*1 36,383	*1 27,366
経常費用	170,241	155,924
資金調達費用	106,933	98,097
債券利息	35,056	34,831
コールマネー利息	0	△11
売現先利息	—	△5
借入金利息	66,982	58,113
短期社債利息	202	764
社債利息	4,623	4,408
その他の支払利息	68	△3
役務取引等費用	391	183
その他の役務費用	391	183
その他業務費用	8,296	3,357
外国為替売買損	4,043	—
国債等債券売却損	2,616	—
国債等債券償却	—	65
債券発行費償却	867	709
社債発行費償却	768	943
金融派生商品費用	—	1,639
営業経費	42,401	45,207
その他経常費用	12,219	9,077
偶発損失引当金繰入額	3	24
投資損失引当金繰入額	69	—
貸出金償却	1,198	12
株式等売却損	0	117
株式等償却	1,797	1,491
その他の経常費用	*2 9,149	*2 7,432
経常利益	174,668	113,814
特別利益	70	117
固定資産処分益	70	117
特別損失	441	232
固定資産処分損	93	221
減損損失	347	11
税引前当期純利益	174,298	113,699
法人税、住民税及び事業税	50,844	30,703
法人税等調整額	5,587	2,832
法人税等合計	56,432	33,535
当期純利益	117,865	80,163

### ③株主資本等変動計算書

前事業年度(自平成27年4月1日) 至平成28年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本									株主資本 合計
	資本金	危機対応 準備金	特定投資 準備金	特定投資 剰余金	資本剰余金		利益剰余金		利益剰余金 合計	
					資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,206,953	—	—	—	1,060,466	1,060,466	244,911	90,107	335,018	2,602,438
当期変動額										
政府の出資			65,000							65,000
資本金から危機対応準備金への振替	△206,529	206,529								—
資本準備金から特定投資準備金への振替 剰余金の配当			65,000		△65,000	△65,000				—
別途積立金の積立							67,566	△67,566		—
当期純利益								117,865	117,865	117,865
その他利益剰余金から特定投資剰余金への振替				618				△618	△618	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										—
当期変動額合計	△206,529	206,529	130,000	618	△65,000	△65,000	67,566	27,166	94,732	160,351
当期末残高	1,000,424	206,529	130,000	618	995,466	995,466	312,478	117,273	429,751	2,762,789

	評価・換算差額等			純資産合計	
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高		84,749	32,217	116,966	2,719,404
当期変動額					
政府の出資					65,000
資本金から危機対応準備金への振替					—
資本準備金から特定投資準備金への振替 剰余金の配当					△22,514
別途積立金の積立					—
当期純利益					117,865
その他利益剰余金から特定投資剰余金への振替					—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△32,542		2,828	△29,714	△29,714
当期変動額合計	△32,542		2,828	△29,714	130,637
当期末残高		52,206	35,045	87,252	2,850,042

当事業年度(自平成28年4月1日) 至平成29年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本									株主資本 合計
	資本金	危機対応 準備金	特定投資 準備金	特定投資 剰余金	資本剰余金		利益剰余金		利益剰余金 合計	
					資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,000,424	206,529	130,000	618	995,466	995,466	312,478	117,273	429,751	2,762,789
当期変動額										
政府の出資			50,000							50,000
資本準備金から特定投資準備金への振替			50,000		△50,000	△50,000				—
剰余金の配当								△29,277	△29,277	△29,277
別途積立金の積立							87,996	△87,996		—
当期純利益								80,163	80,163	80,163
その他利益剰余金から特定投資剰余金への振替				1,194				△1,194	△1,194	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										—
当期変動額合計	—	—	100,000	1,194	△50,000	△50,000	87,996	△38,305	49,691	100,886
当期末残高	1,000,424	206,529	230,000	1,813	945,466	945,466	400,474	78,968	479,443	2,863,676

	評価・換算差額等			純資産合計	
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高		52,206	35,045	87,252	2,850,042
当期変動額					
政府の出資					50,000
資本準備金から特定投資準備金への振替					—
剰余金の配当					△29,277
別途積立金の積立					—
当期純利益					80,163
その他利益剰余金から特定投資剰余金への振替					—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△9,972		△1,615	△11,587	△11,587
当期変動額合計	△9,972		△1,615	△11,587	89,298
当期末残高		42,233	33,430	75,664	2,939,340

## 注記事項

## 重要な会計方針

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。また、投資事業組合等への出資金については組合等の事業年度に係る財務諸表等に基づいて、組合等の損益のうち持分相当額を純額で計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映された額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

## 2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

## 3. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：3年～50年

その他：4年～20年

## (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

## (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。

## 4. 繰延資産の処理方法

債券発行費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

## 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

## 6. 引当金の計上基準

## (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、当行の平均的な融資期間を勘案した過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は22,138百万円（前事業年度末は22,791百万円）であります。

## (2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

## (3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

## (4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

## (5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

#### (6) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

#### (7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、貸付金に係るコミットメントライン契約等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。

## 7. ヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、繰延ヘッジ処理又は特例処理を採用しております。なお、包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）を適用しております。

通貨スワップについては、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしているため、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等について振当処理を採用しております。

また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

#### a. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…債券・借入金・社債・有価証券及び貸出金

#### b. ヘッジ手段…通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建債券・外貨建借入金・外貨建社債・外貨建有価証券及び外貨建貸出金

#### c. ヘッジ手段…外貨建直先負債

ヘッジ対象…外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）

### (3) ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引等を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約又は一定のグループ毎に行っております。

### (4) ヘッジの有効性評価の方法

リスク管理方針に従って、リスク減殺効果を検証し、ヘッジの有効性を評価しております。

なお、包括ヘッジに関して、相場変動を相殺する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し、有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する金利スワップについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替リスクヘッジに関しては、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していることを確認することにより有効性の評価をしております。

また、個別ヘッジに関して、特例処理の要件を充たしている金利スワップ及び振当処理の要件を充たしている通貨スワップについては、有効性の評価を省略しております。

## 8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### (1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

### (2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 会計方針の変更

（「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」の適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日

以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において、財務諸表に与える影響額は軽微であります。

## 追加情報

（「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基

準適用指針第26号平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

## (貸借対照表関係)

※1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
株式	94,556百万円	101,251百万円
出資金	148,830 //	192,716 //

※2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
	—百万円	25,000百万円

※3. 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
破綻先債権額	786百万円	—百万円
延滞債権額	53,893 //	46,035 //

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
3ヵ月以上延滞債権額	—百万円	—百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
貸出条件緩和債権額	27,792百万円	24,860百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
合計額	82,472百万円	70,896百万円

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	一百万円	54,573百万円
担保資産に対応する債務		
売現先勘定	一百万円	55,142百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
有価証券	115,563百万円	80,529百万円
貸出金	461,856 //	342,883 //

出資先が第三者より借入を行うにあたり、その担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
有価証券	7,400百万円	34,425百万円

また、その他の資産には、中央清算機関差入証拠金及び保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
中央清算機関差入証拠金	21,662百万円	28,502百万円
保証金	3 //	3 //

なお、このほか、株式会社日本政策投資銀行法附則第17条及び旧日本政策投資銀行法第43条等の規定により、日本政策投資銀行から承継した次の債券について、当行の財産を一般担保に供しております。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
債券	1,330,054百万円	981,289百万円

※8. 貸付金に係るコミットメントライン契約等は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
融資未実行残高	847,229百万円	668,751百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	394,333 //	385,266 //

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
	3,032百万円	6,982百万円

※10.株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の22等に基づき、危機対応業務の適確な実施のため、政府が出資した金額の累計額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第2条の25の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第2条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第2条の26の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。
- (3) 危機対応業務の適確な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと当行が認める場合には、同法附則第2条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

※11.株式会社日本政策投資銀行法附則第2条の23に基づき、特定投資業務の適確な実施のため、政府が出資した金額及び資本準備金の額から振り替えた金額を特定投資準備金として計上しております。また、特定投資業務に係る損益計算上生じた利益又は損失を利益剰余金の額から振り替え、特定投資剰余金として計上しております。

なお、特定投資準備金及び特定投資剰余金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、同法附則第2条の25の規定に基づき、特定投資準備金及び特定投資剰余金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、同法附則第2条の26の規定に基づき、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となったときは、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少することができます。なお、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、同法附則第2条の26の規定に基づき、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額を増加しなければなりません。
- (3) 特定投資業務の適確な実施のために必要がないと当行が認める場合には、同法附則第2条の27の規定に基づき、株主総会の決議及び財務大臣の認可によって、特定投資準備金又は特定投資剰余金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付することができます。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、同法附則第2条の28の規定に基づき、国庫に帰属すべき額に相当する特定投資準備金及び特定投資剰余金の額を国庫に納付するものとされています。

**(損益計算書関係)**

※1. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
投資事業組合等利益	33,695百万円	21,360百万円

※2. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
投資事業組合等損失	3,239百万円	4,469百万円
投資関連報酬	5,907 //	2,903 //

**(株主資本等変動計算書関係)**

特定投資剰余金に関する事項

利益剰余金のうち当事業年度の特定投資業務に係る当期純利益又は当期純損失の金額に相当する額は、当該事業年度の末日において株式会社日本政策投資銀行法附則第2条23第7項の規定により特定投資剰余金に計上され、当該額は同法附則第2条25第1項の規定により、剰余金の額の計算上、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。



## (有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(平成28年3月31日)

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

当事業年度(平成29年3月31日)

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	35	6,778	6,743
合計	35	6,778	6,743

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
子会社株式	75,371	79,539
関連会社株式	19,184	21,677
合計	94,556	101,216

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

## (税効果会計関係)

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金及び貸出金償却損金算入限度超過額	22,307百万円	21,370百万円
有価証券償却損金算入限度超過額	16,056 //	14,700 //
退職給付引当金	2,007 //	1,958 //
その他	12,253 //	10,405 //
繰延税金資産小計	52,625百万円	48,435百万円
評価性引当額	△41,429 //	△39,732 //
繰延税金資産合計	11,196百万円	8,702百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△21,278百万円	△17,023百万円
繰延ヘッジ損益	△15,521 //	△14,785 //
その他	△2,000 //	△2,338 //
繰延税金負債合計	△38,799百万円	△34,147百万円
繰延税金資産(△は繰延税金負債)の純額	△27,603百万円	△25,444百万円

### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

## (重要な後発事象)

該当ありません。

## ④附属明細表

## 有形固定資産等明細表

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却 累計額又は償却 累計額	当期償却額	差引 当期末残高
有形固定資産							
建物	—	—	—	24,866	6,433	1,004	18,433
土地	—	—	—	91,252	—	—	91,252
リース資産	—	—	—	3	1	3	1
建設仮勘定	—	—	—	345	—	—	345
その他の有形固定資産	—	—	—	6,000	4,117	655	1,883
有形固定資産計	—	—	—	122,468	10,552	1,662	111,916
無形固定資産							
ソフトウェア	—	—	—	20,758	13,706	1,986	7,052
その他の無形固定資産	—	—	—	2,787	8	1	2,778
無形固定資産計	—	—	—	23,546	13,715	1,987	9,831

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の金額は資産総額の1%以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

## 引当金明細表

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額(目的使用)	当期減少額(その他)	当期末残高
貸倒引当金					
一般貸倒引当金	38,871	36,885	—	38,871	36,885
個別貸倒引当金	23,035	2,797	2,411	3,866	19,556
うち非居住者向け債権分	1,480	2,187	550	374	2,742
投資損失引当金	594	28	109	98	414
賞与引当金	4,400	4,789	4,400	—	4,789
役員賞与引当金	11	11	11	—	11
役員退職慰労引当金	56	24	9	—	71
偶発損失引当金	16	24	—	—	40
計	66,986	44,561	6,942	42,836	61,769

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金……………洗替による取崩額

個別貸倒引当金……………回収等による取崩額

うち非居住者向け債権分……………回収等による取崩額

投資損失引当金……………自己査定結果による取崩額

## ○未払法人税等

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額(目的使用)	当期減少額(その他)	当期末残高
未払法人税等	26,916	29,846	51,405	365	4,993
未払法人税等	21,021	22,634	39,877	328	3,450
未払事業税	5,894	7,211	11,527	36	1,542

## (2)主な資産及び負債の内容

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

## (3)その他

該当事項はありません。

## Ⅱ. 参考情報

### 1. 財務諸指標

#### (1) 貸出金等の状況

##### ① 貸出金等平均残高(連結)

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
	金額	金額
貸出金	12,966,072	12,775,577
有価証券	1,760,290	1,752,035

(注) 1. 貸出金等は、貸出金及び有価証券を指します。

2. 平均残高は、日々の残高の平均に基づき算出しております。連結子会社については期首及び期末の残高に基づく平均残高を利用しております。

##### ② 貸出金科目別期末残高(連結)

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)			当連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)		
	国内業務部門	海外業務部門	合計	国内業務部門	海外業務部門	合計
証書貸付						
期末残高	12,885,757	66,810	12,952,567	12,950,681	88,844	13,039,526
平均残高	12,897,444	68,628	12,966,072	12,697,750	77,827	12,775,577
その他						
期末残高	—	—	—	—	—	—
平均残高	—	—	—	—	—	—
合計						
期末残高	12,885,757	66,810	12,952,567	12,950,681	88,844	13,039,526
平均残高	12,897,444	68,628	12,966,072	12,697,750	77,827	12,775,577

(注) 「国内業務部門」とは、当行及び国内連結子会社であります。「海外業務部門」とは、海外連結子会社であります。なお、当行には、海外店はありません。

(2) 貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況(残高)(連結)

(単位：百万円)

業種別	前連結会計年度末 (平成28年3月末)		当連結会計年度末 (平成29年3月末)	
	貸出金残高		貸出金残高	
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	12,885,757	(100.00%)	12,950,681	(100.00%)
製造業	2,604,067	(20.21%)	2,529,840	(19.53%)
農業、林業	184	(0.00%)	296	(0.00%)
漁業	350	(0.00%)	250	(0.00%)
鉱業、採石業、砂利採取業	80,845	(0.63%)	82,400	(0.64%)
建設業	35,019	(0.27%)	47,383	(0.37%)
電気・ガス・熱供給・水道業	3,256,675	(25.27%)	3,238,244	(25.00%)
情報通信業	381,174	(2.96%)	346,692	(2.68%)
運輸業、郵便業	2,334,224	(18.11%)	2,287,233	(17.66%)
卸売業、小売業	856,526	(6.65%)	828,392	(6.40%)
金融業、保険業	567,756	(4.41%)	580,564	(4.48%)
不動産業、物品賃貸業	2,420,593	(18.79%)	2,671,662	(20.63%)
各種サービス業	331,835	(2.58%)	321,722	(2.48%)
地方公共団体	16,502	(0.13%)	15,911	(0.12%)
その他	—	(—)	86	(0.00%)
海外及び特別国際金融取引勘定分	66,810	(100.00%)	88,844	(100.00%)
政府等	—	(—)	—	(—)
金融機関	—	(—)	—	(—)
その他	66,810	(100.00%)	88,844	(100.00%)
合計	12,952,567	(—)	13,039,526	(—)

- (注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。  
 2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。なお、当行には海外店はありません。  
 3. ( )内は構成比。

② 地方公共団体の出資または拠出に係る法人(第三セクター)への融資について(連結)

当行は、地方公共団体の出資または拠出に係る法人(いわゆる「第三セクター」)については、明確な定義がありませんが、以下では地方公共団体が出資または拠出を行っている法人(但し、上場企業は除く)として整理しておりますが行う鉄軌道事業、空港ターミナル事業、CATV事業、地下駐車場、再開発・国際会議場等の都市開発事業等の公共性・公益性の高いプロジェクトを対象として、投融資等を行っております。これらの事業は、民間事業者では実施が困難な投資回収に長期を要する低収益のものが多くなっております。

これらの法人への当連結会計年度末の貸出金残高は2,715億円(うちリスク管理債権は145億円、貸出金残高比率5.36%、なお当行全体<連結>のリスク管理債権比率は0.54%)です。

第三セクターに対するリスク管理債権

(単位：百万円)

債権の区分	前連結会計年度末 (平成28年3月末)		当連結会計年度末 (平成29年3月末)	
	金額		金額	
破綻先債権	—		—	
延滞債権	2,895		1,789	
3ヵ月以上延滞債権	—		—	
貸出条件緩和債権	13,415		12,753	
合計	16,310		14,542	

第三セクター向け貸出債権に占めるリスク管理債権の割合が高くなっているのは、第三セクターが行う事業が公共性・公益性が高く、一般的に投資回収に長期を要すること等の理由によるものです。

(3) 借入金等の状況

① 借入金等平均残高(単体)

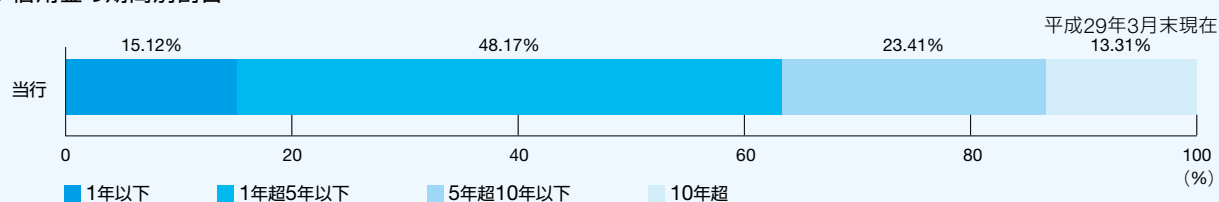
(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
	金額	金額
債券	3,056,283	3,189,565
借入金	8,272,450	7,636,736
社債	1,403,521	1,650,960

(注) 1. 借入金等は、借入金、債券及び社債を指します。

2. 平均残高は、日々の残高の平均に基づき算出しております。

② 借入金の期間別割合



③ 自行債券の発行残高(単体)

(単位：百万円)

	前事業年度末 (平成28年3月末)	当事業年度末 (平成29年3月末)
政府保証債(国内)	1,659,074	1,679,686
政府保証債(海外)	1,270,851	1,110,071
財投機関債(国内)	289,944	224,956
財投機関債(海外)	2,000	2,000
社債(国内)	1,226,000	1,351,400
社債(海外)	275,288	338,991
短期社債	—	—
合計	4,723,158	4,707,106

④ 自行債券の期間別残高(単体)

(単位：百万円)

前事業年度末 (平成28年3月末)	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超
政府保証債(国内)	129,984	389,857	369,673	399,614	369,945	—
政府保証債(海外)	336,948	194,331	109,658	105,513	385,505	138,894
財投機関債(国内)	64,997	129,988	19,993	—	—	74,965
財投機関債(海外)	—	—	—	—	2,000	—
社債(国内)	280,600	552,400	255,400	42,400	61,600	48,000
社債(海外)	25,164	119,199	54,974	43,494	32,454	—
短期社債	—	—	—	—	—	—
合計	837,694	1,384,577	808,499	589,822	849,704	252,860

当事業年度末 (平成29年3月末)	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超
政府保証債(国内)	179,994	409,803	419,531	390,357	280,000	—
政府保証債(海外)	88,716	214,964	55,075	180,284	432,102	138,929
財投機関債(国内)	79,996	49,998	19,994	—	—	74,967
財投機関債(海外)	—	—	—	2,000	—	—
社債(国内)	295,600	503,200	292,200	72,200	144,800	43,400
社債(海外)	84,847	87,264	86,066	29,169	51,643	—
短期社債	—	—	—	—	—	—
合計	729,155	1,265,231	872,867	674,010	908,545	257,296

## (4) 損益の状況

## ① 損益の概要(単体)

(単位:百万円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)		(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	
業務粗利益	121,211		110,619	
経費(除く臨時処理分)	△42,401		△45,207	
人件費	△20,080		△20,682	
物件費	△17,042		△18,298	
税金	△5,278		△6,227	
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	78,810		65,411	
のれん償却額	—		—	
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	78,810		65,411	
一般貸倒引当金繰入額	—		—	
業務純益	78,810		65,411	
うち債券関係損益	902		192	
臨時損益	95,857		48,403	
株式等関係損益	43,920		23,327	
不良債権関連処理額	△866		△89	
貸出金償却	△1,198		△12	
個別貸倒引当金繰入額	—		—	
その他の債権売却損等	332		△77	
貸倒引当金戻入益・取立益等	25,691		4,797	
その他臨時損益	27,113		20,367	
経常利益	174,668		113,814	
特別損益	△370		△114	
うち固定資産処分損益	△370		△114	
税引前当期純利益	174,298		113,699	
法人税、住民税及び事業税	△50,844		△30,703	
法人税等調整額	△5,587		△2,832	
法人税等合計	△56,432		△33,535	
当期純利益	117,865		80,163	

(注) 1. 業務粗利益=資金運用収支+役員取引等収支+その他業務収支

2. 業務純益=業務粗利益+経費(除く臨時処理分)(△)+一般貸倒引当金繰入額(△)

3. 債券関係損益=国債等債券売却益+国債等債券償還益+国債等債券売却損(△)+国債等債券償還損(△)+国債等債券償却(△)

4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除いたものであります。

5. 株式等関係損益=投資損失引当金戻入益(△繰入額)+株式等償却(△)+株式等売却益(△売却損)

6. 科目にかかわらず利益はプラス表示、費用・損失はマイナス(△)表示をしております。

## ② 営業経費の内訳(単体)

(単位:百万円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)		(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	
給与・手当	16,132		16,580	
退職給付費用	2,052		2,136	
福利厚生費	2,527		2,623	
減価償却費	3,756		3,647	
土地建物機械賃借料	1,377		1,562	
営繕費	2,225		2,741	
消耗品費	443		509	
給水光熱費	330		312	
旅費	1,067		1,106	
通信費	272		273	
広告宣伝費	76		146	
租税公課	5,278		6,227	
その他	6,858		7,341	
合計	42,401		45,207	

③ 部門別損益の内訳(単体)

(単位:百万円)

	前事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)			当事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
	資金運用収支	110,039	—	110,039	95,580	—
資金運用収益	216,972	—	216,972	193,678	—	193,678
資金運用費用	106,933	—	106,933	98,097	—	98,097
役務取引等収支	9,942	—	9,942	12,499	—	12,499
役務取引等収益	10,333	—	10,333	12,682	—	12,682
役務取引等費用	391	—	391	183	—	183
その他業務収支	1,230	—	1,230	2,538	—	2,538
その他業務収益	9,526	—	9,526	5,896	—	5,896
その他業務費用	8,296	—	8,296	3,357	—	3,357
業務粗利益	121,211	—	121,211	110,619	—	110,619
業務粗利益率	0.79%	—	0.79%	0.75%	—	0.75%

(注)「国際業務部門」とは、海外店であります。なお、当行には海外店はありません。

④ 資金運用勘定・調達勘定の分析(単体)

(単位:百万円)

	前事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)			当事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
	資金運用勘定					
平均残高	15,435,112	—	15,435,112	14,747,687	—	14,747,687
利息	216,972	—	216,972	193,678	—	193,678
利回り	1.41%	—	1.41%	1.31%	—	1.31%
うち貸出金						
平均残高	13,132,098	—	13,132,098	12,946,541	—	12,946,541
利息	187,526	—	187,526	165,276	—	165,276
利回り	1.43%	—	1.43%	1.28%	—	1.28%
うち有価証券						
平均残高	1,768,673	—	1,768,673	1,753,822	—	1,753,822
利息	21,402	—	21,402	20,089	—	20,089
利回り	1.21%	—	1.21%	1.15%	—	1.15%
うち預け金						
平均残高	55,112	—	55,112	47,323	—	47,323
利息	43	—	43	11	—	11
利回り	0.08%	—	0.08%	0.02%	—	0.02%
資金調達勘定						
平均残高	12,854,060	—	12,854,060	12,620,291	—	12,620,291
利息	106,933	—	106,933	98,097	—	98,097
利回り	0.83%	—	0.83%	0.78%	—	0.78%
うち債券・社債						
平均残高	4,459,805	—	4,459,805	4,840,526	—	4,840,526
利息	39,680	—	39,680	39,240	—	39,240
利回り	0.89%	—	0.89%	0.81%	—	0.81%
うち借入金						
平均残高	8,272,450	—	8,272,450	7,636,736	—	7,636,736
利息	66,982	—	66,982	58,113	—	58,113
利回り	0.81%	—	0.81%	0.76%	—	0.76%

(注)「国際業務部門」とは、海外店であります。なお、当行には海外店はありません。

⑤ 役務取引等収支の内訳(単体)

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)			当事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
役務取引等収益	10,333	—	10,333	12,682	—	12,682
うち預金・貸出業務	8,685	—	8,685	11,139	—	11,139
役務取引等費用	391	—	391	183	—	183
うち為替業務	—	—	—	—	—	—
役務取引等収支	9,942	—	9,942	12,499	—	12,499

(注)「国際業務部門」とは、海外店であります。なお、当行には海外店はありません。

⑥ その他業務収支の内訳(単体)

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)			当事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
その他業務収支	1,230	—	1,230	2,538	—	2,538
外国為替売買損益	△4,043	—	△4,043	4,805	—	4,805
国債等債券損益	902	—	902	192	—	192
その他	4,371	—	4,371	△2,459	—	△2,459

(注)「国際業務部門」とは、海外店であります。なお、当行には海外店はありません。

(5) 諸比率等

① 利鞘(単体)

(単位：%)

	前事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)		当事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	
	(1) 資金運用利回①	1.41		1.31
(イ) 貸出金利回	1.43		1.28	
(ロ) 有価証券利回	1.21		1.15	
(2) 資金調達原価②	1.17		1.15	
(イ) 預金等利回	—		—	
(ロ) 外部負債利回	0.84		0.79	
(3) 総資金利鞘①－②	0.23		0.16	

(注)「外部負債」=債券+コールマネー+借入金+短期社債+社債

② 1株当たり情報(単体)

	前事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	59,089.25円	59,976.23円
1株当たり当期純利益金額	2,694.25 //	1,823.55 //

(注)1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

	前事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
当期純利益	117,865百万円	80,163百万円
普通株主に帰属しない金額	309 //	597 //
(特定投資業務に係る当期純利益のうち国庫に帰属すべき額に相当する金額)	309 //	597 //
普通株式に係る当期純利益	117,556 //	79,566 //
普通株式の期中平均株式数	43,632千株	43,632千株



③ 利益率(単体)

(単位：%)

	前事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)		当事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	
	ROA			
総資產業務純利益率 (一般貸倒引当金繰入前)		0.50		0.42
総資産経常利益率		1.10		0.72
総資産当期純利益率		0.74		0.51
ROE				
自己資本業務純利益率 (一般貸倒引当金繰入前)		2.93		2.29
自己資本経常利益率		6.50		3.99
自己資本当期純利益率		4.39		2.81

④ 支払承諾の残高内訳(単体)

種類	前事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)		当事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
保証	46	180,124	42	181,010

⑤ 1店舗当たり貸出金(単体)

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
1店舗当たり貸出金	1,192,672	1,200,924

⑥ 職員一人当たり貸出金(単体)

(単位：百万円)

	前事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
職員一人当たり貸出金	11,052	11,082

⑦ 中小企業等貸出金(単体)

	前事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当事業年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
中小企業等貸出金残高①	百万円 1,130,803	1,139,430
総貸出金残高②	百万円 13,119,393	13,210,171
中小企業等貸出金比率①/②	% 8.62	8.63
中小企業等貸出先件数③	件 1,070	1,040
総貸出先件数④	件 2,609	2,572
中小企業等貸出先件数比率③/④	% 41.01	40.44

(注) 1. 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

2. 開示債権と引当・保全の状況(単体)

資産自己査定、債権保全状況(平成29年3月末)

(単位: 億円)

債務者区分	金融再生法に基づく開示債権	非分類～Ⅱ分類	Ⅲ分類	(Ⅳ分類)	貸倒引当金	(参考)引当金及び担保・保証等によるカバー率	リスク管理債権
破綻先 実質破綻先 3	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 3	うち担保・保証・引当金によるカバー 3 うち引当金 1	引当率100.0% 引当金は非分類に計上	(部分直接償却) 81	196	100.0%	破綻先債権 -
破綻懸念先 461	危険債権 461	うち担保・保証・引当金によるカバー 461 うち引当金 195	引当率100.0% 引当金は非分類に計上	(部分直接償却) 8		100.0%	延滞債権 460
要管理先 252	要管理債権 249	うち担保・保証によるカバー 123	信用部分に対する引当率 58.1%	(部分直接償却) -	369	78.9%	3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権 248
要注意先 999	正常債権 133,430					債権残高に対する引当率 16.8%	
正常先 132,428						債権残高に対する引当率 0.1%	
債権残高合計 134,143	債権合計 134,143				貸倒引当金合計 564	債権残高に対する引当率 0.4%	リスク管理債権 708

- (注) 1. 「要管理債権」は、個別貸出金ベースで、リスク管理債権における3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に一致します。  
「要管理先」債権は、「要管理債権」を有する債務者に対する総与信額です。  
2. リスク管理債権の合計額と金融再生法開示債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに要管理債権の合計額の差額は、金融再生法開示債権に含まれる貸出金以外の債権額です。  
3. 要管理債権及び危険債権のⅣ分類は、実質破綻先及び破綻先から債務者区分が上方遷移した取引先に対するものです。  
4. 本表の金額につきましては、リスク管理債権は単位未満切り捨て、その他の金額につきましては、単位未満四捨五入にて表示しております。

(参考情報)

(1) 資産自己査定について

当行は、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した「自己査定基準」に則り、債務者区分及び資産分類を実施しています。

格付及び資産自己査定の実施にあたっては、投融資部門から独立した審査部がこれを決定し、資産自己査定結果については取締役会に報告しています。

また、資産自己査定の結果については、銀行法に基づくリスク管理債権及び金融再生法開示債権も含めて、資産の分類及び集計の妥当性について監査法人による監査を受け、リスク管理債権及び金融再生法開示債権を開示しています。

(注) 当行では、原則として債権等に対する取立不能見込額を部分直接償却する会計処理を実施しております。

(2) 金融再生法に基づく開示債権

資産査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分しています。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権

3. 要管理債権

3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権

4. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権

(3) 銀行法に基づくリスク管理債権

1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第九十六条第一項第三号のイからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じているものに該当する貸出金

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、1.に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のもに該当する貸出金

3. 3ヵ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金(1.及び2.に掲げるものを除く。)

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1.～3.に掲げるものを除く。)

### 3. 金融再生法開示債権の状況(単体)

金融再生法開示債権は、前事業年度末比116億円減少して713億円となりました。  
債権区分別では、破産更生債権及びこれらに準ずる債権が3億円、危険債権が461億円、要管理債権が249億円となっております。

#### 金融再生法開示債権(部分直接償却実施後)

(単位：百万円)

	前事業年度末 (平成28年3月末)	当事業年度末 (平成29年3月末)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,850	316
危険債権	52,243	46,132
要管理債権	27,792	24,860
小計	82,886	71,310
正常債権	13,243,372	13,343,024
合計	13,326,258	13,414,334

(単位：百万円)

	前事業年度末 (平成28年3月末)	当事業年度末 (平成29年3月末)
部分直接償却実施額	22,791	22,138

#### 開示債権合計残高(末残、部分直接償却実施後)に対する比率

(単位：%)

	前事業年度末 (平成28年3月末)	当事業年度末 (平成29年3月末)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0.02	0.00
危険債権	0.39	0.34
要管理債権	0.21	0.19
正常債権	99.38	99.47

#### 保全状況

(単位：%)

	前事業年度末 (平成28年3月末)	当事業年度末 (平成29年3月末)
保全率(部分直接償却実施後)		
破産更生債権及びこれらに 準ずる債権	100.0	100.0
危険債権	97.0	100.0
要管理債権	87.6	78.9
信用部分に対する引当率 (部分直接償却実施後)		
破産更生債権及びこれらに 準ずる債権	100.0	100.0
危険債権	92.9	100.0
要管理債権	72.7	58.1
その他の債権に対する引当率 (部分直接償却実施後)		
要管理債権以外の要注意先債権	9.2	16.8
正常先債権	0.2	0.1

## 4. リスク管理債権の状況(連結)

## リスク管理債権(部分直接償却実施後)

(単位:百万円)

	前連結会計年度末 (平成28年3月末)	当連結会計年度末 (平成29年3月末)
破綻先債権	786	—
延滞債権	53,893	46,035
3ヵ月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	27,792	24,860
合計	82,472	70,896

## 貸出金残高(未残、部分直接償却実施後)に対する比率

(単位:%)

	前連結会計年度末 (平成28年3月末)	当連結会計年度末 (平成29年3月末)
破綻先債権	0.01	—
延滞債権	0.42	0.35
3ヵ月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	0.21	0.19
リスク管理債権合計/貸出金残高(未残)	0.64	0.54

## 業種別リスク管理債権

(単位:百万円)

	前連結会計年度末 (平成28年3月末)	当連結会計年度末 (平成29年3月末)
製造業	20,481	19,202
農業、林業	—	—
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	25	—
建設業	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	255	225
情報通信業	278	169
運輸業、郵便業	12,412	10,030
卸売業、小売業	9,561	9,234
金融業、保険業	4,784	4,109
不動産業、物品賃貸業	20,436	18,208
各種サービス業	14,236	9,716
地方公共団体	—	—
その他	—	—
合計	82,472	70,896

## 5. 自己資本比率の状況

自己資本比率の状況につきましては、Ⅲ.自己資本充実の状況(P.157~174)に記載しております。

## 6. 特定投資業務に係る業務別収支計算書(単体)

当事業年度(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

(単位:百万円)

科目	特定投資業務	特定投資業務以外の業務	合計
経常収益	2,023	267,715	269,738
資金運用収益	1,149	192,528	193,678
役務取引等収益	870	11,812	12,682
その他業務収益	—	5,896	5,896
その他経常収益	2	57,478	57,480
経常費用	311	155,613	155,924
資金調達費用	—	98,097	98,097
役務取引等費用	—	183	183
その他業務費用	—	3,357	3,357
営業経費	260	44,947	45,207
その他経常費用	50	9,026	9,077
経常利益	1,712	112,101	113,814
特別利益	—	117	117
特別損失	—	232	232
税引前当期純利益	1,712	111,987	113,699
法人税等合計	517	33,018	33,535
当期純利益	1,194	78,968	80,163

(注記)

### 1. 業務別収支計算書及び注記の作成の基礎

業務別収支計算書及び注記は、株式会社日本政策投資銀行が、株式会社日本政策投資銀行法(以下「法」という。)附則第2条の19の規定により、特定投資業務と特定投資業務以外の業務の区分ごとの収支の状況及び、当該事業年度の末日において特定投資業務に係る利益又は損失としてその他利益剰余金を特定投資剰余金に振り替える額の算定の過程を記載した書類を財務大臣に提出するとともに、これを公表するために、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令附則第2条第1項に準拠し、作成している。

業務別収支計算書及び注記の作成に当たり採用した重要な会計方針は、以下の「2. 重要な会計方針」のとおりである。

### 2. 重要な会計方針

(整理方法)

(1) 次に掲げる収益又は費用は、次の方法により法附則第2条の19各号に掲げる業務に整理。

(i) 貸倒引当金戻入益及び貸倒引当金繰入額のうち一般貸倒引当金の繰入額及び取崩額 特定投資業務及び特定投資業務以外の業務に係る貸出金の額のうちそれぞれ一般貸倒引当金の計上対象となるものの期首及び期末の平均残高の額の比率により配分。

(ii) 営業経費 特定投資業務に係る貸出金、有価証券(ただし国債は除く。)及び法附則第2条の12第4項第4号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権(貸出金及び有価証券を除く。)の額の合計額の期首及び期末の平均残高の額に株式会社日本政策投資銀行の平均営業経費の額(当該事業年度の直前の事業年度から起算して過去5事業年度の株式会社日本政策投資銀行の営業経費の額を平均したものをいう。)を株式会社日本政策投資銀行の平均投融資残高の額(当該事業年度の直前の事業年度から起算して過去5事業年度の株式会社日本政策投資銀行の貸出金、有価証券(ただし国債は除く。)及び法附則第2条の12第4項第4号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権(貸出金及び有価証券を除く。)の額の合計額の期首及び期末の平均残高の額を平均したものをいう。)で除して得た比率を乗じて得た額(小数点以下を四捨五入するものとする。)を特定投資業務に係る営業経費の額に整理し、株式会社日本政策投資銀行の営業経費の額から当該乗じて得た額を減じて得た額を特定投資業務以外の業務に係る営業経費の額に整理。

(iii) その他経常収益及びその他経常費用のうち特定投資業務による資金供給の対象である法附則第2条の12第3項第2号に定める特定事業活動を行う事業者であって特定投資業務以外の業務においても資金供給の対象とするものとしてあらかじめ財務大臣に届け出た事業者（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合に限る。）に係る営業経費及びこれに類する費用 特定投資業務及び特定投資業務以外の業務に係る当該事業者の貸出金、有価証券（ただし国債は除く。）及び法附則第2条の12第4項第4号に規定する手法を用いた資金供給により取得した債権（貸出金及び有価証券を除く。）の額の合計額の当該事業者における期首及び期末の平均残高の額の比率により配分することにより整理。

(iv) 法人税等合計 特定投資業務に係る税引前当期純利益又は税引前当期純損失の額に、特定投資業務に係る法人税法（昭和40年法律第34号）第23条第1項に規定する配当等の額及び同法第23条の2第1項に規定する剰余金の配当等の額を減少した額に法定実効税率を乗じて得た額を特定投資業務に係る法人税等合計の額に整理し、株式会社日本政策投資銀行の法人税等合計の額から当該乗じて得た額を減じて得た額を特定投資業務以外の業務に係る法人税等合計の額に整理。

(v) 外貨建資産に係る為替差損益 特定投資業務のうち外貨建てで資産を計上しているものについては、当該業務に関する為替差損益を特定投資業務以外の業務に整理。

(2)(1)に掲げる収益又は費用以外のものは、法附則第2条の19各号に掲げる業務に直接整理。

### Ⅲ. 自己資本充実の状況

当行は、銀行法第14条の2の適用を受けておりませんが、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第19号。以下「告示」という。)に基づき、自己資本比率を算出する等、当該趣旨に準じた対応を図っております。

(参考)

当行および当行グループは、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出において標準的手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出において基礎的手法を採用しております。また、当行および当行グループはマーケット・リスク規制を導入しておりません。

#### [1] 自己資本の構成に関する開示事項

##### 自己資本の構成に関する開示事項(連結)

(単位:百万円)

項目	平成28年3月31日		平成29年3月31日		国際様式の 該当番号
		経過措置に よる不算入額		経過措置に よる不算入額	
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目(1)					
普通株式に係る株主資本の額	2,423,204		2,439,927		1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	1,995,890		1,945,890		1a
うち、利益剰余金の額	456,591		513,758		2
うち、自己株式の額(△)	—		—		1c
うち、社外流出予定額(△)	29,277		19,721		26
うち、上記以外に該当するものの額	—		—		
普通株式に係る新株予約権の額	—		—		1b
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	391,137	35,992	499,895	15,388	3
普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額	24		—		5
経過措置により普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	1,316		1,838		
うち、非支配株主持分等に係る経過措置により算入される額	1,316		1,838		
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)	2,815,681		2,941,661		6
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目(2)					
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	3,315	2,210	12,545	3,136	8+9
うち、のれんに係るものの額(のれん相当差額を含む。)の額	436	290	6,969	1,742	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のものの額	2,879	1,919	5,575	1,393	9
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	110	73	144	36	10
繰延ヘッジ損益の額	20,736	13,824	26,944	6,736	11
適格引当金不足額	—	—	—	—	12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—	14
退職給付に係る資産の額	1,009	672	1,102	275	15
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	—	—	—	—	17
少数出資金融機関等の普通株式の額	—	—	—	—	18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	—	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—	19
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—	20
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—	21

(単位：百万円)

項目	平成28年3月31日		平成29年3月31日		国際様式の 該当番号
		経過措置に よる不算入額		経過措置に よる不算入額	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	—	22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—	23
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—	24
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—	25
その他Tier1 資本不足額	—		593		27
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)	25,172		41,330		28
普通株式等Tier1 資本					
普通株式等Tier1 資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)	2,790,509		2,900,330		29
その他Tier1 資本に係る基礎項目(3)					
その他Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—		—		31a
その他Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	—		—		31b
その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額	—		—		32
特別目的会社等の発行するその他Tier1 資本調達手段の額	—		—		30
その他Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額	597		1,356		
適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—		33+35
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	—		—		33
うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	—		—		35
経過措置によりその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	384		△158		
うち、為替換算調整勘定の額	171		△254		
うち、非支配株主持分等に係る経過措置により算入される額	213		96		
その他Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)	982		1,198		36
その他Tier1 資本に係る調整項目					
自己保有その他Tier1 資本調達手段の額	—	—	—	—	37
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	—	—	—	—	38
少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	—	—	—	—	39
その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	4	3	49	12	40
経過措置によりその他Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	200		1,742		
うち、無形固定資産（のれんに係るものに限る。）の額	200		1,742		
Tier2 資本不足額	—		—		42
その他Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	295		1,792		43
その他Tier1 資本					
その他Tier1 資本の額((ニ) - (ホ)) (ヘ)	686		—		44
Tier1 資本					
Tier1 資本の額((ハ) + (ヘ)) (ト)	2,791,197		2,900,330		45
Tier2 資本に係る基礎項目(4)					
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—		—		
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	—		—		46
Tier2 資本調達手段に係る負債の額	—		—		
特別目的会社等の発行するTier2 資本調達手段の額	—		—		



(単位：百万円)

項目	平成28年3月31日		平成29年3月31日		国際様式の 該当番号
		経過措置に よる不算入額		経過措置に よる不算入額	
Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額	141		318		48-49
適格旧Tier2 資本調達手段の額のうちTier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—		47+49
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	—		—		47
うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	—		—		49
一般貸倒引当金Tier2 算入額及び適格引当金Tier2 算入額の合計額	38,493		36,657		50
うち、一般貸倒引当金Tier2 算入額	38,493		36,657		50a
うち、適格引当金Tier2 算入額	—		—		50b
経過措置によりTier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	13,575		5,483		
うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置により算入される額	13,575		5,483		
Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	52,210		42,459		51
Tier2 資本に係る調整項目					
自己保有Tier2 資本調達手段の額	—	—	—	—	52
意図的に保有している他の金融機関等のTier2 資本調達手段の額	—	—	—	—	53
少数出資金融機関等のTier2 資本調達手段の額	—	—	—	—	54
その他金融機関等のTier2 資本調達手段の額	—	—	—	—	55
経過措置によりTier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	—		—		
Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	—		—		57
Tier2 資本					
Tier2 資本の額((チ) - (リ)) (ヌ)	52,210		42,459		58
総自己資本					
総自己資本の額((ト) + (ヌ)) (ル)	2,843,407		2,942,790		59
リスク・アセット (5)					
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	2,669		1,718		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の無形固定資産の額	1,919		1,393		
うち、その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	3		12		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	73		36		
うち、退職給付に係る資産の額	672		275		
リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	15,908,614		16,840,640		60
連結自己資本比率					
連結普通株式等Tier1 比率((ハ) / (ヲ))	17.54%		17.22%		61
連結Tier1 比率((ト) / (ヲ))	17.54%		17.22%		62
連結総自己資本比率((ル) / (ヲ))	17.87%		17.47%		63
調整項目に係る参考事項 (6)					
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	72,291		72,820		72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	1,221		5,635		73
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	—		—		74

(単位：百万円)

項目	平成28年3月31日		平成29年3月31日		国際様式の 該当番号
		経過措置に よる不算入額		経過措置に よる不算入額	
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る 調整項目不算入額	2,332		3,217		75
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に 関する事項 (7)					
一般貸倒引当金の額	38,493		36,657		76
一般貸倒引当金に係るTier2 資本算入上限額	195,844		207,729		77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額 から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール 向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除 した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	—		—		78
適格引当金に係るTier2 資本算入上限額	—		—		79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)					
適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	—		—		82
適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 （当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	—		—		83
適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	—		—		84
適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 （当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	—		—		85

自己資本の構成に関する開示事項(単体)

(単位:百万円)

項目	平成28年3月31日		平成29年3月31日		国際様式の 該当番号
		経過措置に よる不算入額		経過措置に よる不算入額	
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目(1)					
普通株式に係る株主資本の額	2,396,364		2,405,612		1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	1,995,890		1,945,890		1a
うち、利益剰余金の額	429,751		479,443		2
うち、自己株式の額(△)	—		—		1c
うち、社外流出予定額(△)	29,277		19,721		26
うち、上記以外に該当するものの額	—		—		
普通株式に係る新株予約権の額	—		—		1b
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	389,499	34,900	498,874	15,132	3
経過措置により普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	—		—		
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)	2,785,863		2,904,485		6
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目(2)					
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	2,855	1,903	5,456	1,364	8+9
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のものの額	2,855	1,903	5,456	1,364	9
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—	10
繰延ヘッジ損益の額	21,027	14,018	26,744	6,686	11
適格引当金不足額	—	—	—	—	12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—	14
前払年金費用の額	535	356	702	175	15
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	—	—	—	—	17
少数出資金融機関等の普通株式の額	—	—	—	—	18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	—	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—	19
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—	20
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—	21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	—	22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—	23
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—	24
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—	25
その他Tier1 資本不足額	4		49		27
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)	24,422		32,953		28
普通株式等Tier1 資本					
普通株式等Tier1 資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	2,761,441		2,871,532		29

(単位：百万円)

項目	平成28年3月31日		平成29年3月31日		国際様式の 該当番号
		経過措置に よる不算入額		経過措置に よる不算入額	
その他Tier1 資本に係る基礎項目 (3)					
その他Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及び その内訳	—		—		31a
その他Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	—		—		31b
その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額	—		—		32
特別目的会社等の発行するその他Tier1 資本調達手段 の額	—		—		30
適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—		
経過措置によりその他Tier1 資本に係る基礎項目の 額に算入されるものの額の合計額	—		—		
その他Tier1 資本に係る基礎項目の額 (二)	—		—		36
その他Tier1 資本に係る調整項目					
自己保有その他Tier1 資本調達手段の額	—		—		37
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	—		—		38
少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	—		—		39
その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	4	3	49	12	40
経過措置によりその他Tier1 資本に係る調整項目の 額に算入されるものの額の合計額	—		—		
Tier2 資本不足額	—		—		42
その他Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	4		49		43
その他Tier1 資本					
その他Tier1 資本の額 ((二) - (ホ)) (ヘ)	—		—		44
Tier1 資本					
Tier1 資本の額 ((八) + (ヘ)) (ト)	2,761,441		2,871,532		45
Tier2 資本に係る基礎項目 (4)					
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—		—		
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	—		—		46
Tier2 資本調達手段に係る負債の額	—		—		
特別目的会社等の発行するTier2 資本調達手段の額	—		—		
適格旧Tier2 資本調達手段の額のうちTier2 資本に 係る基礎項目の額に含まれる額	—		—		47+49
一般貸倒引当金Tier2 算入額及び適格引当金Tier2 算入額の合計額	38,871		36,885		50
うち、一般貸倒引当金Tier2 算入額	38,871		36,885		50a
うち、適格引当金Tier2 算入額	—		—		50b
経過措置によりTier2 資本に係る基礎項目の額に 算入されるものの額の合計額	13,227		5,333		
うち、評価・換算差額等に係る経過措置により算入さ れる額	13,227		5,333		
Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	52,098		42,218		51
Tier2 資本に係る調整項目					
自己保有Tier2 資本調達手段の額	—	—	—	—	52
意図的に保有している他の金融機関等のTier2 資本 調達手段の額	—	—	—	—	53
少数出資金融機関等のTier2 資本調達手段の額	—	—	—	—	54
その他金融機関等のTier2 資本調達手段の額	—	—	—	—	55

(単位：百万円)

項目	平成28年3月31日		平成29年3月31日		国際様式の 該当番号
		経過措置に よる不算入額		経過措置に よる不算入額	
経過措置によりTier2 資本に係る調整項目の額に 算入されるものの額の合計額	—		—		
Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	—		—		57
Tier2 資本					
Tier2 資本の額((チ) - (リ)) (ヌ)	52,098		42,218		58
総自己資本					
総自己資本の額((ト) + (ヌ)) (ル)	2,813,539		2,913,750		59
リスク・アセット (5)					
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの の額の合計額	2,263		1,552		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツ に係るもの以外の無形固定資産の額	1,903		1,364		
うち、その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段 の額	3		12		
うち、前払年金費用の額	356		175		
リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	16,695,289		17,937,691		60
自己資本比率					
普通株式等Tier1 比率((ハ) / (ヲ))	16.54%		16.00%		61
Tier1 比率((ト) / (ヲ))	16.54%		16.00%		62
総自己資本比率((ル) / (ヲ))	16.85%		16.24%		63
調整項目に係る参考事項 (6)					
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整 項目不算入額	72,321		83,340		72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち 普通株式に係る調整項目不算入額	394		394		73
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに 係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	—		—		74
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る 調整項目不算入額	2,124		3,010		75
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に 関する事項 (7)					
一般貸倒引当金の額	38,871		36,885		76
一般貸倒引当金に係るTier2 資本算入上限額	205,678		221,422		77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額 から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール 向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除 した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—		—		78
適格引当金に係るTier2 資本算入上限額	—		—		79
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)					
適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	—		—		82
適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—		—		83
適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	—		—		84
適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—		—		85

**[2] 定性的な開示事項**

1. 連結の範囲に関する事項
- (1) 告示第3条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）に基づき連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因  
相違はありません。
- (2) 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容  
連結子会社 27社  
主要な連結子会社
- | 会社名                   | 主要業務内容               |
|-----------------------|----------------------|
| 株式会社コンシスト             | 情報システム開発、保守、コンサルティング |
| 株式会社日本経済研究所           | 調査、コンサルティング、アドバイザー事業 |
| 株式会社価値総合研究所           | 調査、コンサルティング、アドバイザー事業 |
| DBJ証券株式会社             | 証券業                  |
| DBJキャピタル株式会社          | 投資事業組合の管理等           |
| DBJアセットマネジメント株式会社     | 投資運用業・投資助言・代理業       |
| DBJ Singapore Limited | 投融資サポート業務、アドバイザー業務等  |
| DBJ Europe Limited    | 投融資サポート業務、アドバイザー業務等  |
| DBJ投資アドバイザー株式会社       | 投資助言・代理業等            |
| DBJリアルエステート株式会社       | 不動産賃貸業等              |
| 政投銀投資諮詢(北京)有限公司       | 投融資サポート業務、アドバイザー業務等  |
- (3) 告示第9条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融関連業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容  
該当ありません。
- (4) 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額および純資産の額ならびに主要な業務の名称  
該当ありません。
- (5) 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要  
該当ありません。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当行では、自己資本の充実度に関しましては、信用リスク、投資リスク、金利リスク、オペレーショナル・リスク等を計量化し、それらの合計額と自己資本額を比較することによって、自己資本の余力を計測しております。この余力を以て、計量化できないリスクや不測の事態への対応、新規融資等のリスクテイクに十分かどうか判断し、業務運営の方向性を設定しております。

3. 信用リスクに関する事項

- イ. リスク管理の方針及び手続の概要  
当行では、融資・債務保証先の財務状況の悪化等により、資産価値が減少ないし消滅し、当行が損失を被るリスクを信用リスクと定義し、このうち一定の計測期間において平均的に発生が見込まれる損失を「予想損失」(EL)、平均的に見込まれる損失額を超えて発生する損失を「予想外損失」(UL)として、ULと自己資本額とを定期的に比較して自己資本の余力を計測しております。
- ロ. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等  
リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは実施しておりません。  
(株)格付投資情報センター(R&I)、(株)日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)。

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行では、与信先の信用力の高低により必要に応じて担保・保証を取得しており、その取得にあたっては担保物件の処分により回収が確実と見込まれる金額の多寡や保証人の信用力等の観点から個々に有効性を判断しております。  
担保評価等は、原則として投融資部店からの依頼に基づき、審査部が実施しております。投融資部店及び審査部はこの結果に基づき信用リスク管理を行っており、また原則全ての担保物件について年1～2回の評価の見直しを実施して、担保物件の最新の状況を把握しております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当行は、取引相手の格付や与信額の規模等を定期的に参照して、取引開始の可否の決定や既存取引のリスク把握を実施しています。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. リスク管理の方針及びリスク特性の概要

当行が保有している証券化エクスポージャーは、その多くが内部格付手法における「特定貸付債権」(自己資本比率告示第1条第47号)に該当しており、それらのエクスポージャーについては通常の企業向け与信に適用される行内格付とは異なる、特定貸付債権の特性により適した評点制度に基づき格付を付与し、その高低に応じたリスク管理を実施しております。なお、当該格付はエクスポージャーの新規取得時に付与するのみならず、その後も定期的に見直しを行っております。

また、当行は主に投資家として証券化取引及び再証券化取引に取り組んでおり、取得したエクスポージャーについては満期までの保有を原則としております。

ロ. 自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

当行では信用リスク管理の枠組みの中で必要な体制の整備を構築しております。すなわち、営業担当部署においては信用リスク管理の一環として包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時把握するよう努めており、信用力に変動が生じていないかどうかについてモニタリングを行っております。また、係る情報については審査部にも提供され、審査部は必要に応じて係る情報に基づき債務者格付の変更等を随時実施しております。

ハ. 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称  
標準的手法を採用しております。

二. 証券化取引に関する会計方針

投資家として証券化取引を行っております。当該取引に対する会計処理に関しては、「金融商品に関する会計基準」等に従って適正な処理を行っております。

ホ. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関を採用しています。なお、投資の種類ごとの適格格付機関の使い分けは行っておりません。

(株)格付投資情報センター(R&I)、(株)日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)。

7. マーケット・リスクに関する事項

マーケット・リスク相当額に係る額を算入しておりません。

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

当行では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは機能しないこと、もしくは外生的事象により損失が発生するリスク」と定義しております。

当行は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針を定めています。

当行は、各部店に内部管理オフィサーを設置しリスクに関するデータ収集手続を定める等、リスクの把握やデータベースの整備を図っております。

また、金融業務の高度化・多様化等の進展に伴い生じうる多様なオペレーショナル・リスクを、適切に特定、評価・計測、モニタリング、コントロールするための管理手法・管理態勢の整備・強化に取り組んでおります。

ロ. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

基礎的手法を採用しております。

9. 銀行勘定における出資  
又は株式等エクスポ  
ージャーに関するリスク管  
理の方針及び手続の概要

当行では、投資先の財務状況の悪化、または市場環境の変化等により、資産（オフバランス資産を含む）の経済価値が減少ないし消滅し、当行が損失を被るリスクを投資リスクと定義しております。新規のエクスポージャー取得にあたっては投資分野等ごとに投資リスクに見合うリターンが見込めるか検討を行い、その後も保有エクスポージャーのパフォーマンス評価を定期的実施しております。

10. 銀行勘定における金利  
リスクに関する事項

イ. リスク管理の方針及び手続の概要

当行は、長期かつ固定金利での貸付が多くを占めますが、これに見合う長期固定の調達等により金利リスクの低減化を図っております。金利リスクの計測においてはValue at Risk (VaR) やBasis Point Value (BPV) 等を算出し、経済価値の観点からのリスク量を把握しております。

定期的に上記の方法で把握した金利リスクと自己資本を比較し、金利リスクが自己資本の一定範囲に収まることを確認しております。

ロ. 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

当行では、以下の方法により金利リスクを算定しております。

- ① VaR：保有期間1年、観測期間5年、信頼区間99.9%、ヒストリカル法により計測
- ② 保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1%タイトル値と99%タイトル値
- ③ 200BPV：標準的な金利ショックとして金利が2%平行移動した場合の経済価値変動額を計測



### 【3】定量的な開示事項

#### 定量的な開示事項（連結）

##### 1. 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く。）

##### イ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳

（単位：百万円）

	平成27年度 (平成28年3月31日)	平成28年度 (平成29年3月31日)
貸出金	12,439,266	12,435,447
出資・ファンド	599,297	606,683
中央清算機関関連	15,712	5,828
コミットメント・支払承諾	450,976	432,213
債券(国債・社債等)	850,148	788,812
現先・コールローン	7,962	80,148
その他	1,122,837	1,677,021
合計	15,486,201	16,026,155

##### ロ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち次に掲げる区分ごとの額

##### (1) 地域別

（単位：百万円）

	平成27年度 (平成28年3月31日)	平成28年度 (平成29年3月31日)
国内合計	15,476,856	16,012,596
海外合計	9,345	13,559

(注)「海外」とは、海外連結子会社であります。なお、当行には海外店はありません。

##### (2) 業種別又は取引相手別

（単位：百万円）

	平成27年度 (平成28年3月31日)	平成28年度 (平成29年3月31日)
製造業	3,184,409	3,041,264
農業、林業	184	277
漁業	350	250
鉱業、採石業、砂利採取業	79,711	80,399
建設業	54,949	73,105
電気・ガス・熱供給・水道業	3,586,791	3,490,175
情報通信業	427,900	435,546
運輸業、郵便業	2,418,207	2,367,264
卸売業、小売業	988,276	961,284
金融業、保険業	1,608,972	2,169,351
不動産業、物品賃貸業	2,098,076	2,292,130
各種サービス業	320,266	328,804
地方公共団体	16,645	16,061
その他	701,458	770,238
合計	15,486,201	16,026,155

(3) 残存期間別

(単位：百万円)

	平成27年度 (平成28年3月31日)	平成28年度 (平成29年3月31日)
5年以下	7,504,681	7,994,608
5年超10年以下	4,619,964	4,567,510
10年超15年以下	1,703,740	1,555,676
15年超	630,494	784,171
期間のないもの等	1,027,321	1,124,187

ハ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額(信用リスク削減手法の効果を勘案した後の額)

(単位：百万円)

		平成27年度 (平成28年3月31日)	平成28年度 (平成29年3月31日)
リスク・ウェイト	0%	564,565	1,116,720
同	10%	6,185	2,099
同	20%	1,265,891	1,101,150
同	50%	6,424,898	6,334,257
同	100%	7,065,556	7,276,861
同	150%	40,439	66,767
同	250%	6,490	10,874
同	1,250%	2,242	2,946
同	その他	79,448	75,741

2. 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. 連結グループがオリジネーターである証券化エクスポージャー  
該当ありません。

ロ. 連結グループが投資家である証券化エクスポージャー

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

	平成27年度 (平成28年3月31日)	平成28年度 (平成29年3月31日)
ストラクチャード・ファイナンス	1,007,271	1,201,217
うち再証券化エクスポージャー	—	—
クレジット・デリバティブ	7,328	—
うち再証券化エクスポージャー	5,454	—
ファンド(注)	211,724	252,915
うち再証券化エクスポージャー	—	—

(注) ファンド保有資産をルックスルーしたものであり、ファンド向けコミットメントを含みます。

(2) 保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位：百万円)

			平成27年度 (平成28年3月31日)	平成28年度 (平成29年3月31日)
リスク・ウェイト	0%	残高	76,766	69,568
		所要自己資本額	0	0
同	20%	残高	74,905	50,449
		所要自己資本額	1,198	807
同	50%	残高	44,945	92,239
		所要自己資本額	1,797	3,689
同	100%	残高	681,563	852,420
		所要自己資本額	54,525	68,193
同	1,250%	残高	322,615	366,670
		所要自己資本額	322,615	366,670
同	その他(注)	残高	20,073	22,784
		所要自己資本額	6,334	9,243

(注) 告示附則第15条の経過措置を適用したエクスポージャー等

[再証券化エクスポージャー]

(単位：百万円)

			平成27年度 (平成28年3月31日)	平成28年度 (平成29年3月31日)
リスク・ウェイト	40%	残高	5,454	—
		所要自己資本額	174	—

(3) 自己資本比率告示第247条の規定により1,250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

		平成27年度 (平成28年3月31日)	平成28年度 (平成29年3月31日)
ストラクチャード・ファイナンス		111,401	117,227
ファンド(注)		211,214	251,167

(注) ファンド保有資産をルックスルーしたものであり、ファンド向けコミットメントを含みます。

(4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当ありません。

(5) 自己資本比率告示附則第15条の適用(証券化エクスポージャーに関する経過措置)により算出される信用リスク・アセットの額

(単位：百万円)

		平成27年度 (平成28年3月31日)	平成28年度 (平成29年3月31日)
信用リスク・アセット額		—	—

3. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

		平成27年度 (平成28年3月31日)	平成28年度 (平成29年3月31日)
金利ショックに対する経済価値の増減額		保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1%タイル値と99%タイル値の測定による金利ショックに伴う経済価値の減少額 101億円	保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1%タイル値と99%タイル値の測定による金利ショックに伴う経済価値の減少額 41億円

## 連結レバレッジ比率の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

項目	平成28年 3月31日	平成29年 3月31日	国際様式 (表2)の 該当番号	国際様式 (表1)の 該当番号
オン・バランス資産の額 (1)				
調整項目控除前のオン・バランス資産の額	15,645,193	16,308,273	1	
連結貸借対照表における総資産の額	15,907,180	16,570,496	1a	1
連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率の範囲に 含まれない子法人等の資産の額(△)	—	—	1b	2
連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率の範囲に 含まれる子会社の資産の額(連結貸借対照表における 総資産の額に含まれる額を除く。)	—	—	1c	7
連結貸借対照表における総資産の額から控除される調整項目 以外の資産の額(△)	261,986	262,223	1d	3
Tier1資本に係る調整項目の額(△)	4,731	15,584	2	7
オン・バランス資産の額 (イ)	15,640,462	16,292,688	3	
デリバティブ取引等に関する額 (2)				
デリバティブ取引等に関する再構築コストの額	118,524	66,763	4	
デリバティブ取引等に関するアドオンの額	49,676	39,795	5	
デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の 対価の額	13,873	26,135		
連結貸借対照表から控除されているデリバティブ取引等に 関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額	—	—	6	
デリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた変動証拠金の 対価の額のうち控除する額(△)	—	—	7	
清算会員である銀行又は銀行持株会社が補償を義務づけられて いない顧客とのトレード・エクスポージャーの額(△)	—	—	8	
クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合に おける調整後想定元本の額	13,828	7,500	9	
クレジット・デリバティブのプロテクションを提供した場合に おける調整後想定元本の額から控除した額(△)	—	—	10	
デリバティブ取引等に関する額 (ロ)	195,903	140,194	11	4
レポ取引等に関する額 (3)				
レポ取引等に関する資産の額	—	—	12	
レポ取引等に関する資産の額から控除した額(△)	—	—	13	
レポ取引等に関するカウンターパーティ・リスクの エクスポージャーの額	—	—	14	
代理取引のエクスポージャーの額	—	—	15	
レポ取引等に関する額 (ハ)	—	—	16	5
オフ・バランス取引の額 (4)				
オフ・バランス取引の想定元本の額	1,163,033	1,223,575	17	
オフ・バランス取引に係るエクスポージャーの額への 変換調整の額(△)	332,330	297,157	18	
オフ・バランス取引の額 (ニ)	830,702	926,418	19	6
連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率 (5)				
資本の額 (ホ)	2,791,197	2,900,330	20	
総エクスポージャーの額((イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ)) (ヘ)	16,667,068	17,359,301	21	8
連結レバレッジ比率又は持株レバレッジ比率((ホ)/(ヘ))	16.74%	16.70%	22	

定量的な開示事項(単体)

1. 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成27年度 (平成28年3月31日)	平成28年度 (平成29年3月31日)
イ. 信用リスクに対する所要自己資本の額合計	1,316,522	1,417,323
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	859,308	872,200
(i) 日本国政府・地方公共団体等向けエクスポージャー	—	—
(ii) 金融機関向けエクスポージャー	14,534	12,804
(iii) 法人等向けエクスポージャー	775,437	787,690
(iv) 出資等エクスポージャー	57,615	59,131
(v) その他エクスポージャー	11,721	12,575
② 証券化エクスポージャー	448,372	539,276
③ 中央清算機関関連エクスポージャー	25	9
④ CVAリスクに対する所要自己資本の額	8,817	5,838
ロ. マーケット・リスクに対する所要自己資本の額	—	—
ハ. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	19,100	17,789
ニ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ+ハ)	1,335,622	1,435,112

2. 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く。)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

	平成27年度 (平成28年3月31日)	平成28年度 (平成29年3月31日)
貸出金	12,662,784	12,664,757
出資・ファンド	657,256	661,687
中央清算機関関連	15,712	5,828
コミットメント・支払承諾	453,128	434,676
債券(国債・社債等)	850,148	788,812
現先・コールローン	7,962	80,148
その他	831,624	1,332,039
合計	15,478,616	15,967,949

ロ. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち次に掲げる区分ごとの額

(1) 地域別

(単位：百万円)

	平成27年度 (平成28年3月31日)	平成28年度 (平成29年3月31日)
国内合計	15,478,616	15,967,949
海外合計	—	—

(注) 当行には、海外店はありません。

## (2) 業種別又は取引相手別

(単位：百万円)

	平成27年度 (平成28年3月31日)	平成28年度 (平成29年3月31日)
製造業	3,184,409	3,041,264
農業、林業	184	277
漁業	350	250
鉱業、採石業、砂利採取業	79,711	80,399
建設業	54,949	73,105
電気・ガス・熱供給・水道業	3,586,791	3,490,175
情報通信業	427,900	435,708
運輸業、郵便業	2,418,207	2,367,264
卸売業、小売業	988,276	961,284
金融業、保険業	1,834,706	2,422,809
不動産業、物品賃貸業	2,174,852	2,366,118
各種サービス業	321,379	329,917
地方公共団体	16,645	16,061
その他	390,250	383,311
合計	15,478,616	15,967,949

## (3) 残存期間別

(単位：百万円)

	平成27年度 (平成28年3月31日)	平成28年度 (平成29年3月31日)
5年以下	7,646,767	8,144,175
5年超10年以下	4,674,053	4,640,823
10年超15年以下	1,703,740	1,561,702
15年超	635,901	786,909
期間のないもの等	818,154	834,337

## 八、リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額 (信用リスク削減手法の効果を勘案した後の額)

(単位：百万円)

		平成27年度 (平成28年3月31日)	平成28年度 (平成29年3月31日)
リスク・ウェイト	0%	564,565	1,116,720
同	10%	6,185	2,099
同	20%	1,237,802	1,071,063
同	50%	6,424,898	6,334,257
同	100%	7,078,666	7,248,494
同	150%	40,439	66,767
同	250%	5,455	5,425
同	1,250%	2,242	2,946
同	その他	89,609	91,058

## 3. 信用リスク削減手法に関する事項

## 信用リスク削減効果が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成27年度 (平成28年3月31日)	平成28年度 (平成29年3月31日)
適格金融資産担保	—	55,140
保証又はクレジット・デリバティブ	1,002,656	975,998

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

	平成27年度 (平成28年3月31日)	平成28年度 (平成29年3月31日)
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・ エクスポージャー方式	カレント・ エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	175,991	106,137
グロスのアドオン額と取引種類別の内訳	59,799	54,725
うち金利関連取引	28,496	24,546
うち外国為替関連取引	30,954	29,781
うちクレジット・デリバティブ取引	325	375
うちその他のコモディティ取引関連取引	24	22
ネットティングによる与信相当額削減額	73,028	60,178
ネットの与信相当額	162,762	100,684
うちネットの再構築コストの額	118,206	65,591
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの 想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、 プロテクションの購入又は提供の別に区分した額		
クレジット・デフォルト・スワップ提供	13,829	7,500
クレジット・デフォルト・スワップ購入	6,500	7,500
信用リスク削減手法の効果을 勘案するために 用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	—	—

(注)1. 派生商品取引において、担保による信用リスク削減手法は実施しておりません。

2. 与信相当額の算出の対象となるクレジット・デリバティブは、証券化エクスポージャーに該当するものを含んでおります。別掲の証券化エクスポージャーと一部データにつき重複があるほか、いわゆるシングルネームCDSの提供につきましては支払承諾見返として参照企業に対する法人等向けエクスポージャーとして計測しているものも含んでおります。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. 銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャー

該当ありません。

ロ. 銀行が投資家である証券化エクスポージャー

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

	平成27年度 (平成28年3月31日)	平成28年度 (平成29年3月31日)
ストラクチャード・ファイナンス	1,139,376	1,353,991
うち再証券化エクスポージャー	—	—
クレジット・デリバティブ	7,328	—
うち再証券化エクスポージャー	5,454	—
ファンド(注)	211,454	263,428
うち再証券化エクスポージャー	—	—

(注) ファンド保有資産をルックスルーしたものであり、ファンド向けコミットメントを含みます。

(2) 保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

(単位：百万円)

	平成27年度 (平成28年3月31日)	平成28年度 (平成29年3月31日)
リスク・ウェイト 0%	残高	76,766
	所要自己資本額	—
同 20%	残高	74,905
	所要自己資本額	1,198
同 50%	残高	44,945
	所要自己資本額	1,797
同 100%	残高	757,074
	所要自己資本額	60,565
同 1,250%	残高	369,500
	所要自己資本額	369,500
同 その他(注)	残高	29,512
	所要自己資本額	15,135

(注) 告示附則第15条の経過措置を適用したエクスポージャー等

[再証券化エクスポージャー]

(単位：百万円)

		平成27年度 (平成28年3月31日)	平成28年度 (平成29年3月31日)
リスク・ウェイト	40%	残高 5,454	—
		所要自己資本額 174	—

(3) 自己資本比率告示第247条の規定により1,250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

	平成27年度 (平成28年3月31日)	平成28年度 (平成29年3月31日)
ストラクチャード・ファイナンス	167,995	190,705
ファンド(注)	201,505	253,678

(注) ファンド保有資産をルックスルーしたものであり、ファンド向けコミットメントを含みます。

(4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳  
該当ありません。

6. マーケット・リスクに関する事項

当行は、自己資本比率告示第16条に基づき、マーケット・リスク相当額に係る額を算入しておりません。

7. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	平成27年度 (平成28年3月31日)	平成28年度 (平成29年3月31日)
イ. 貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額		
上場株式等エクスポージャー	84,369	91,546
上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	575,946	570,442
ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却損益の額	45,787	24,748
出資等又は株式等エクスポージャーの償却に伴う損益の額	1,797	1,491
ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額	52,206	42,233

(注) 1. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額は、ありません。

2. 自己資本比率告示附則第13条が適用されるエクスポージャーの額は、ありません。

8. 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

該当ありません。

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

	平成27年度 (平成28年3月31日)	平成28年度 (平成29年3月31日)
金利ショックに対する経済価値の増減額	保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1%タイル値と99%タイル値の測定による金利ショックに伴う経済価値の減少額 101億円	保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1%タイル値と99%タイル値の測定による金利ショックに伴う経済価値の減少額 41億円



## 編集後記

「統合報告書(CSR・ディスクロージャー誌)2017」をお読み頂き、ありがとうございます。

ステークホルダーの皆様へ、DBJグループの取り組みをより深くご理解頂けるよう、今年度から「統合報告書」の発行を開始しました。

作成においては、DBJグループ全社を挙げて取り組み、また、多くのお客様のご協力も頂きました。

初の「統合報告書」となる今号は、「未来志向」を一つのコンセプトとして、経済価値と社会価値の両立を目指すDBJグループの経営や、持続可能な社会に向けた取り

組みとその実現イメージをなるべく感じて頂けるよう意識して、作成しました。

次回の発行に向けても、ステークホルダーの皆様との様々な対話を通じて改善し、充実したものにしていくとともに、DBJグループのサステナビリティ経営の進化にも繋げて参ります。

引き続き、DBJグループへのご指導・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

DBJ サステナビリティ経営室、広報室

## ディスクロージャー

DBJグループは、広報・IRが経営とステークホルダーの皆様とを結ぶ大切な機能であると考えています。そして、ステークホルダーの皆様から信頼されることを目指し、DBJグループの現状及び業務運営の方針等を正確に把握できるよう、広報・IR活動を通じて情報開示に努めています。

### 情報開示資料など

DBJは、各種開示資料や広報誌、ウェブサイト等を通じて、幅広い情報開示を行っています。

#### ① 法令等に基づく情報開示資料

- 有価証券報告書
- 有価証券届出書
- 事業報告



#### ② 自主的な情報開示資料

- 統合報告書(CSR・ディスクロージャー誌)
- Annual Report & CSR Report
- 決算開示資料



#### ③ その他

- 『季刊DBJ』(広報誌)
- 「DBJ ニュースダイジェスト」(メールマガジン)
- ウェブサイト  
<http://www.dbj.jp/>

#### 用語解説

<http://www.dbj.jp/glossary/>



